

A・G (エーチエントグループ) 關係生徒の處分に関する件

六、六、四學校報

一、露文四、角谷健次 六、六、二附命退學  
 イ、R・S 教育部の責任者及露語班の指導者となりて屢々自宅に會合し左傾思想の宣傳に力む  
 ロ、無新、無産青年、勞新の統轄者として之が配布を指揮す、無新の機關新聞「赤い炬火」を床次健治と共に窃に發行して學校當局に反仇す殊に此の新聞の配布は主として本人の司る所なり  
 ハ、A・G のリーダーとして外部と連絡をとり機關新聞、外語戰士を發行して之れが讀者を募集す  
 ニ、五月一日のリーダーに際し東大生檢舉され其の學生との關係にて檢束さる

二、英文四、床次健治 六、六、二附命退學

本年一月以來R・S の英獨班の責任者となり金員の募集に力め又無新の校内機關紙赤い炬火及A・G の機關紙並外語戰士の主筆兼編輯人たり

三、露貿三、羽方長左衛門 六、六、二附謹愼

R・S 會露三、中央班の責任者となり無新委員會のL (勞働新聞部) の責任者となる

四、支文三、脇田三治 六、六、二附謹愼

イ、R・S 會員となり、無新委員會へは無産青年の責任者として席を有す、又無産青年の責任者として帝大生某の下に屬し數回に亘り、無産青年新聞四十部宛を受取り之を配布係に手渡したり  
 ロ、角谷の勧めにより外語戰士及赤い炬の讀者となる

ハ、角谷の勧めにより支那語部にR・S 會を設けんと欲し會員の募集につとむ

五、獨文三、遠山民次郎 (檢束されず) 六、六、二附謹愼

獨三年R・S 會の責任者となりて會員物色中發覺さる、無産青年新聞の配布を受く

六、支文三、春藤一男 (檢束されず) 六、六、二附謹愼

イ、昭和五年十二月讀書會に入會、無新委員會へは無産者新聞の責任者として出席す

ロ、角谷とは無産者新聞の代表者として出入し事毎に角谷の指揮の下に活動す

ハ、協用と共謀して支那語部員の中にR・S 會員を募集せんとして策動中發覺す

A・G 組織及其他の極左組織の狀況に関する件

六、七、二〇學校報

露語文科三年金子幸彦は昭和五年九月國際無産青年デーの「デモ」に参加せんとして指示せられたる目的に赴かんとする途中神樂坂署員に檢束せられ十一日間の拘留に處せられ釋放後學校に於て謹慎處分を受たる者なるが本年二月登校の途路昨年末思想左傾の故を以て退學處分に附せられたる某に邂逅するや同人より「東京外語と共産青年同盟本部と連絡をとる者なきに至りたるを以て此の任に當つて呉れ」と懇望せられ遂に其任を引受け同時に同人より中央大學生某に紹介せられ爾來其中央大學生を介して共青本部と連絡をとり本年三月以來同本部の指示のもとに本校内に日本共産青年同盟外語エージェント、グループを組織せんと企て角谷脇田春藤等と相謀り自ら其のCAPとなり會員の物色に努め同時に本校内のR・S の再組織及新聞班の設置並にエージェント、グループの機關紙外語戰士の發行に努力し來れり、今エージェント、グループ (略稱A・G) の組織並R・S 及無新の組織を畧解すれば左の如し

一、A・G 委員會

一人はアジプロを擔當しR・S を監督す  
 一人は支持團體を監督し新聞班を指揮す

右は飯田、金子の設立したるものにして日本共青本部の直接指導を受け此の組織員は準工場細胞と目せられ勇敢なる闘士を以て組織せらるると稱す



右組織は昨年九月頃栗原一派の劃策したるものなるか本年に入りては全く活動せず且脱退者多き爲昨今は殆ど形骸を止むるにすぎざる状態なり

三、無新委員会 (P班) 各係員は帝大生と連絡をとりて其の交附を受けたる新聞を配布係に手渡し、同人の手より (L班) 校内に配布するものとす

昨年九月頃栗原、飯田一派の設立したるものなるが本年に入りては全く衰微し五月に入りては、エージェント、グループの指揮監督のもとに漸く名稱のみを保持し居る始末にて今回エージェント、グループの解體と同時に右組織も消滅す

(處置) 六、七、一〇附謹慎を命じ無期停學を附加す 金子 幸彦

讀書會再組織運動發覺に關する件

六、九、一四、一五學校報

本年六月R・S關係者の處罰以來同校に於けるR・S無新、無青班の活動は一時沈靜の状態に在りしが去る七月二十八日

七、二八檢束

八、一九釋放

露一

米内 俊二

同

八、二六同

同四

伊藤 昇

七、二九同

八、二八釋放關係なること判明す

同

小林 十郎

檢束せられたる結果讀書會再組織の計畫發覺するに至れり、即ち同校R・Sは六月初幹部の處分に依り中心勢力を失ひたるが同月末に至り早くも舊R・Sメンバー其他六月退學を命ぜられたる角谷等の策動に依り前記露一年米内俊二を中心として再組織運動を開始したり而して七月四日淺草馬道の某所に依りR・S語部代表者會を開催して再組織の協議を遂げ七月十一日露語二年生松田某の下宿に於て再び語部代表者相會して夏休對策協議會及無新及無青班責任者會議を開き第二學期に於ける會の擴大、會員の獲得、街頭進出方法等を議したるものゝ如きも七月二十八

日無青本社發送部の檢舉に關聯して其のアドレスを提供し居たる前記露語一年生米内俊二の檢舉せらるゝに遭ひ其の實行に至らずして發覺するに至れり  
關係生徒及其の處分等左の如し

六、八、三一附命退學	Pの責任者	露一	佐野 健
同	(佐野の後任)	同	米内 俊二
同	論旨退學	露二	萩野 義次
六、八、三〇附同	R・S再興運動を策動す	同	松田 一郎
六、八、三一附同	R・S再建に關する撒の作成印刷をなす	支一	春藤 一男
同	Yの責任者	露四	杉浦 愛三
同	撒の作成に參與しR・S再建に策動す	支三	赤坂 軍治

極左學生處分に關する件

六、九、一八警視廳報

再組織後即七月よりの各組織の責任者左の如し

イ、R・S

伊藤 藤 (露) — 田坂 隆二 (獨) — 日野 (佛) — 春藤 (支)

ロ、Y (無産青年)

杉浦 (露) — 佐野 (同) — 米内 (同 夏休中)

ハ、P (無産者新聞)

萩野 (露) — 伊藤 昇 (夏休中)

而して前記學校報以外の處分左の如し

處分 學年 露四 伊藤 藤 名 昇

説論



2、は他人の説を述べたるものにして之を主張せるにあらず  
 3、は神聖視し崇敬するに止めず親愛し奉るべしと説きしもの  
 4、は本校に於いては入學式及開校記念日に奉讀するを以て最も適當有効なりと認む  
 仍て以上の項目により處決の必要を認めずと答ふ、右の外英語科二年級生徒が處罰者に關し陳情せる際學校の方針に不満なる者は退學するか休校でもせよとの言ありしは事實なるや否やの間に對し校長は右の事實なるも不用意の言なりしを認む

最後に校長の私行上の件にて生徒間に流布せられたる風評を擧げ質問せるに對し事實無根なることを斷言す然るに生徒は唯徒らに講堂に留まり依て學校に於ては二十四五兩日を臨時休業することとし一方この不穩行動に對する處置を議するため二十四日午前午後職員會議を開きしが偶々馳せつきたる卒業生有志は本日中午に解決の見込あるを以て虚罰者を出さざることを懇願し一方生徒に解決を急ぐことを迫り又學校に於ては卒業間際に在る三年級を動搖せしめざるため至急解決の必要を認め卒業生の希望を容るゝこととせり斯くて同夜九時過ぎ約一時間に亘り校長自ら盟休生に對し委員に説明せしと同一のことを繰返し生徒一般も事情判明し解決を急ぐこととなりしが、一部の者が校長に對する陳謝の件にて最後の決定を遅延せしめたり而して同夜一失つ解散し二十五日午後一時より改めて講堂に集合し最後の決定をなす筈なりしが容易に解散に至らざるため愈々卒業生有志の希望を斥け學校として適當の處置を採る最後の決定をなし之が實行をなさんとするに際し漸く各語部代表者九名を選定し校長に陳謝せり之にて解決し生徒は解散す時に午後十一時なり

盟休事件に關する件

六、二、二六大阪府警察報

學校報と略同一内容につき省略す

生徒檢束の新聞記事に關する件

一六、四、二〇學校報

生徒被檢束の新聞記事に關し大阪府特高課につき調査のところ、元生徒(中途退學生)にして現に京都帝大選科に在學中の柳原幸三郎が檢束せられ居る外在學生徒中には被檢束者なし

生徒檢束に關する件

六、五、一五學校報

左記生徒檢束せらるる事件の内容未だ判明せず

檢束月日	釋放月日	處分	月日	學年	氏名
六、五、五	六、五、一九	六、六、四無期謹慎		露二	安村啓伍
六、五、七	同	六、六、六諭旨退學		同	堀川文一
同	六、五、一八	同		文三	好本彰
六、五、八	六、五、二二	六、六、四無期謹慎		英三	藤田一雄
六、五、九	同	六、六、六諭旨退學		獨三	遠山末弘
六、六、四	六、六、一五	六、六、一七(五日間)謹慎		文三	水江令宜

六、七、二學校報

一、事件の内容

本年二月讀書會員たりし寺西五郎(昭六、獨卒) 森脇康雄(昭六、英卒) 豊田啓之助(同) 大川鏡三(同) 柳原幸三郎(昭六、獨退學)等の卒業期迫りたるを以て後繼責任者として

モツブル責任者  
 無 新同 好 本 彰 弘  
 戰 旗同 藤 田 一 雄  
 を定め遠山及好本は數次校外の者と連絡をとり藤田は三、四兩月分の戦旗配布の任に當れり各語部に於ける讀書會は昭和五年十一月再建以來六年二月迄に各四、五回宛開催せり會員氏名並に使用テキスト左の如し

○英語部……

責任者 豊田 藤田

豊田(卒) 大川(同) 森川(同) 藤田(同)

— テキスト支那問題講話

○獨語部……

寺西 山遠

寺西(卒) 柳原(退) 遠山

— 帝國主義論(レーニン)

○講語部……

柳原 村安

堀川 安村 若井

— マルクス主義經濟學(ラビドス)

○支語部……

好本 江水

好本 水江 藤本 坪井 住吉

— 支那大革命

二、處置

檢束せられたる生徒の處分は前掲の通りにして檢束せられざる讀書會員の處分左の如し

處分月日

六、七、一附謹慎

學年

露二

氏

若井 由太郎

六、六、二七附訓戒

同

支三

同

藤本

坪井

吉 繁 喜 朗

不穩ピラ撤布に関する件

六、一一、二三學校報

十一月一日創立記念第十回陸上競技大會當日運動場並校内展覽會場に「大阪外語學生新聞號外」なるピラを撤布せる者あり

行爲者不明なるが目撃せる生徒の言によれば外部より侵入せる者の所爲なるものゝ如し  
ピラのスローガン左の如し

- 一、形式的無内容記念祭をやめろ!
- 一、學校當局の偽マンをバクロせよ!
- 一、記念祭を廢して學校を休業せよ!
- 一、進歩的諸君は外語學新の旗の下に!

六、一一、二六學校報

十一月十三日今般の滿蒙事變に關し愛國運動を起さんとして生徒大會を開催せり然るにこの舉に關し一部左翼學生の反對的策動あること觀取せられ警戒中の處十六日授業開始前各教室に左記のスローガンを掲げたる「大阪外語學生新聞號外」なるピラを撤布せる者あり同校生徒の所爲と認めらる  
スローガン左の如し

- 總代制度の自主化を闘ひとれ!
- 自主的總代會議を闘ひとれ!
- 自主的生徒大會を闘ひとれ!

學内自治を闘ひとれ!

志水、山下以下の犬共をたき出せ!

反動的階級教育をフンサイしろ!

外語學新の旗の下に!

學生新聞撤布に關する件

六、一、二七學校報

本月二十四日午前九時前記、學生新聞なる謄寫物を合併教室、廊下、便所等に數部宛を撤布せる者あり行爲者不明

○富山藥學專門學校

紛擾に關する件

六、五、三一學校報

五月二十九日縣下東礪波郡の庄川堰堤工事見學の爲職員生徒二百餘名一日の遠足旅行を實施するや歸途第三學年幹生より生徒代表として翌三十日慰勞休暇を與へられんことを願出たるに對し學校當局者は當日の行程は大部分は舟車を利用し徒歩は僅に約一里に過ぎず爲めに其必要なしと認め其旨達示したるに生徒は遠足の翌日は休暇を與へらるゝものと誤信し居りたるものゝ如く之を不満とし生徒一同結束して歸途に就くを肯せず生徒代表は生徒一同に對し一言の辯明をなす必要ありと稱して直に高岡市警察署に集會届をなし同地公園に集合して對策の協議に入りたり、依て生徒主事外四名の學校職員は生徒集合場に至り輕舉を戒め次の列車にて歸富せんことを諭したるに生徒一同も之に従ひ午後九時歸富解散せり然るに翌三十日生徒一同は前日の事件に關し感情の融和を遂ぐる爲め又更に此

機會に於て豫て學校に對し抱懷せる希望條件に付協議をなしたしと稱し約一時間の休講を願出たるを以て之を許可せり然るに生徒一同は右の集會に於て決議書を作製し之を校長に提出來れり依て學校當局は直ちに教授會を開き學校の方針を決定し次て生徒の代表者を引見して意見の交換をなし午後十二時に至り漸く逐條の審議を了したるにより校長生徒主事並に教務課長等生徒の集合せる講堂に臨席し校長より一場の説示をなしたる結果釋然として氷解し三十一日午前一時生徒代表より陳謝の意を表し無事解散せり而して此事件に關しては特に思想的背景を認めず

六、六、二六學校報

內容五月三十一日附學校報と畧同一

○東京美術學校

生徒一名檢束の件

六、二、二三學校報

彫刻科五年奥田勝十九日帝大生等と共に檢束さる目下警察署に留置中にして事件内容詳ならず

六、二、一九檢束

六、三、一釋放

彫刻五年

奥

田

勝

不逞ピラ撤布に關する件

六、四、二學校報

昭和六年三月二十九日(日曜)午前八時本科各科入學設験第二日目にして試験開始前の混雜せる集會場に於てピラの撤布を見たり行爲者不明

右ピラは「東京美術學校讀書會聯盟」なる署名にして讀書會に参加を勧誘するものなり

美校 R・S 聯盟の檢配布の件

六、四、一一報視廳報

去る二十九日校庭に配布せる、ビラは讀書會聯盟署名にして讀書會加入を勧誘せるものなり(學校報に同じ)

生徒被檢束の件

六、五、六學校報

昭和六年二月二十五日國際失業闘争デーに参加し左記生徒檢束せらる

西洋畫科三年

石 田 久 雄

(石井三郎の變名あり)

取調べの結果拘留十日間にして三月七日釋放せらる

○東京音樂學校

生徒處分に關する件

六、三、五學校報

本科一年生

本 橋

誠

右者學業を怠り出席常ならず再三校長並に關係教官より注意せるも毫も改悛の狀なく依て學則第三十六條第一項第二號(出席常ならざる者)及第四號(授業料滞納十五日に及ぶ者)に該當するものと認め二月二十七日除籍せり

生徒懲戒處分に關する件

六、三、二〇學校報

二月中旬生徒間に本校職員の進達に關する私議を交へ之か實現を期する爲私に男生徒一般の賛同を求めたり然れど

も之と前後して同月十八日本校正科授業たる合唱の附帶作業として課したるレコード吹込に際しレコードの無償配布を要求し學校の拒否に會ふやその吹込に應ぜざるが如き不穩の態度を示し學校當局の説諭に依り漸く吹込を了し以て事なきを得たるも翌十九日引續き生徒代表と稱するもの及有志生徒男(二十數名)を校外某茶亭に集合し右レコード問題の前後策並に更に進で本校制度の改革要求に關して協議したる事實あり而して左の四名は是等の運動若くは謀議に終始主要人物として活躍したる事實等取調の結果判明せり依て學校當局は右關係生徒に對し左の如く處置せり

因に本件は目下の處思想的背景を認めず

六、三、一八停學 本科三年 大槻貞次郎 三月十六日二年級より三年級に進級せしめ處分を行ひたり

同 同 柳原豊彦 同

同 同 永谷義輝 同

同 同 平田忠 同

大槻、柳原兩名は其の行動放校に當る者なるところ特に放校を猶豫し停學に處したるものなり

六、三、二三警視廳報

前記學校報と内容殆んど同一にして特記すべきものなし

○京都高等工藝學校

種左組織發覺に關する件

六、二、二四學校報

昭和六年五月圖案科三年生一名は同級生五名外に第二學年生一名と共に藝術研究の目的を以て讀書會を組織し第一學期中に約十回會合をなせり、第二學期の始まるや九月下旬右讀書會員の一名は同宿の同志社高商在學生某より讀書會を解消して自治會を組織する勸告を受け十月初旬七名協議の上第二學年生石谷嘉治を自治會高工班の責任者に選定し以て同志社、京大等と連絡を圖り從來輪讀し來りたる「藝術總論」の難解なるため之を改めてプロレタリア政治教程を読むことに變更したり次でモツプル高工班を組織して朝長敏雄を責任者とし又學生全協支持團高工班を組織して高木豊紀を責任者として自治會員七名を班員となし各自よりモツプル班に於ては五十宛全協支持班に於ては壹圓宛を據出せりしかるに十一月二十日頃朝長の檢束せらるゝに及び左記生徒夫々檢束せらる

一一、二四檢束	一一、四謹慎	圖案三年	朝長敏雄
一一、二六同	一一、七同	同	高木豊紀
同	同	同	石谷嘉治
一一、八同	即日讀責	同	井上忠吾
同	同	同	小坂哲人
同	同	同	河島正義
同	同	同	中島襄

### ○名古屋高等工業學校

#### 中國留學生宛東北留日學生反日歸國團臨行所署名の印刷物送付越の件

六、一一、一四愛知縣警察報

- 其の主要記事左の如し
- 一、武力を以て滿洲を占領し民衆を殺倒せる日本帝國主義を打つ倒せ
  - 一、日本に在留せる同胞學生の救國運動を阻止しまた賣國的條約を締結せんとする駐日公使蔣を打倒せと
  - 一、甘んじて日本帝國主義の奴隸となれる金鏡照治、張景惠等の賣國奴を打つ倒せ等

### ○東京高等工藝學校

#### 讀書會再組織に關する件

六、三、三一學校報

- 一、昭和五年芝浦讀書會の創設に努めし會の有力なる一員たりし多忠胤(金屬工藝選科生)は更に本年一月に至り當時工藝圖案科三年生山下鐵之助がマルキシズムの研究をなし居れるを知り之を勸誘し前回讀書會々員たりし橋本秀雄(當時機械三年)と共に讀書會再組織を計畫し終に一月中旬前記多と親交ある持木享(印刷科二年生)方に於て第一回讀書會を開催するに至れり
- 二、無青、無新、モツプル關係  
前記多は讀書會再組織成るやナツプ美術家同盟員渡邊某の連絡によりて無青二、三部の交附を受け之を橋本、山下等に配付し來れり尙無新、モツプルの責任者を橋本秀雄、無青の責任者を多忠胤に於て擔當せるものゝ如し
- 三、處置  
關係者中橋本、山下は本年春卒業せるを以て現在在籍せる者は多忠胤のみなるが本人は更に改悛の情なく今後全く危険なしとするを得ざるものあり適當の處置を必要と認め目下父兄に來校を促しつゝあり



生徒退學に關する件

六、五、二六學校報

六、三、三一付依願退學

金屬工藝科選科

昭和四年入學

多

忠

胤

讀書會發覺に關する件

六、八、一四學校報

左記生徒檢束取調られたる結果同校圖案科生徒間にR・Sを組織せる事判明せり

六、八、三檢束

六、八、一五釋放

圖案六年卒業

山下 鐵之助

同

同

同 三年生

若原 正見

六、八、二〇學校報

前記第一報の如く二名檢束取調の結果若原正見全責任者となり同校圖案科生徒により校内に讀書會組織せる事實明白となれり

右關係者並處分左の如し

六、九、二三付二十日間謹慎

工藝圖案三年

若原 正見

六、九、二三付訓戒

同

酒井 吉之助

同

同

奧山 志郎

同

同

齋藤 太郎

同

同

岩本 朝彦

同

同

井手 俊郎

同

同

藤本 東五郎

同

工藝圖案二年

江崎 達城

同

同

長野 博

工藝圖案昭和六年卒業

山下 鐵之助

精密機械同

橋本 秀雄

昭和六年一、二月頃芝浦讀書會再組織運動に参加せる山下鐵之助は三月上旬卒業するや其の月末に至り圖案科三年生若見を勧誘して後繼者となし又々讀書會組織を計畫し無産者政治教程第一部をテキストとし毎週日曜日に讀書會を開くこととし右兩名が中心となり第一回讀書會を山下宅に開き爾後山下及橋本が指導に當り一方若原が校内の責任者となり極力會員の獲得に努めしかば讀書會は漸次擴大し終に昭和六年六月末頃には若原を中心とし在校生徒の之に参加するもの前記九名を算するに至れり仍て右會員を其の意識の程度によりて區分し各々別箇に讀書會を開催せり

右會合は毎日曜日に會員宅にて開會し來りたるが七月中旬全會員夏季休暇中の方策に關し協議し左の事項を決定せり

一、夏季休暇中各自研究を繼續すること

一、九月新學期開始に際し右研究の結果を發表すること

一、九月よりニュースを發行すること

而して山下及若原は協力して「レーニン主義の基礎」を研究することとし七月下旬より日大生堀井某と府下代々木に一戸を借り協同生活をなし居たり然るに堀井某が八月一日反戦デモに参加檢束せらるゝや同居せる右兩名も亦取調を受くるに及び遂に右讀書會に關する件判明するに至れり猶右讀書會の指導的立場にある若原等の企圖せる事項左の如し

一、會の擴大強化の爲め他科へ進出すること

個人的關係を辿りて勧誘すること

一、卒業生との職業組合を作りて學内と連絡すること

- 一、モツブルに参加すること
- 一、校友會の組織を批判し之を問題とすること

處置

學校は目下夏季休暇中にして關係生徒は在京せず直接生徒に就きて取調をなすを得ざるを以て差當り家庭との連絡を緊急と認め各關係生徒は父兄を通じ休暇中謹慎せしむることとせり

六、九、二九學校報

關係生徒の處置に關する件（八月二十日附學校報報處分欄參照）

### ○三重高等農林學校

#### 不穩文書撤布事件に關係し諷旨退學せる學生復校の件

六、四、二〇學校報

昭和五年六月三重高農自由新聞なる不穩印刷物を撤布したる廉に依り諷旨退學（昭和五年六月二十五日付）に處せられたる

左記生徒を復校せしめたり

農業土木科三年

石井 龜太郎

四月七日付復校許可

### ○宇都宮高等農林學校

#### 生徒の治安維持法違反援助運動に關する件

五、一一、一〇栃木縣警察報

一、農政經濟科三年奥村正一は本年七月檢舉せられたる同地方治維法違反及被告直江某の運動に共鳴し之が援助を目的として第二無新の「アドレス」を引受け十數回之が取次をなしたり

一、奥村正一は直江某の指示を受け金井塚勇一（農經三年）佐藤尠（同）を誘致して日本共產黨、同共產青年同盟の運動を支持目的とする學班を組織し次て學内の同志獲得に努めんとしたり

一、學班運動の第一歩として第二無新、無青各數部を直江より奥村を経て金井塚、佐藤に廻覽せしめたり

一、昭和五年五月第二無新、無青等の廣告に依り鍊紡爭議救済基金として奥村、金井塚、佐藤より出捐し金二圓二十錢を直江に托す

一、三名の運動は未だ初步にして改悛の情顯著なるを以て不起訴の處分となれり依て學校當局は訓戒に處したる

五、一一、二七學校報

直江某治安維持法違反事件の取調の進行に伴ひ

農政經濟三年

奥村 正一

同

金井 塚勇一

同

佐藤 尠

の三名は七月上旬各自の下宿に於て警察當局の搜索を受け八月下旬同事件の證人として檢事局に召喚取調を受けたるが各生徒の關係する事件内容左の如し

一、奥村正一は直江（前項記載）より依頼を受け同人宛郵便物の取次をなし尙數回に亘り第二無新の配布受けし事實あり

二、金井塚、佐藤兩名は直江より一二回第二無新の配布を受けし事實あり

三、奥村正一、金井塚、佐藤三名にて前記の通り救援基金を直江に交附したり  
 四、直江は學班の計畫をなし居りたる如きも他の生徒には全然關係するところなし  
 處 置  
 事件關係の程度淺く且何れも六年三月卒業豫定の者なるを以て學校は檢事局警察當局の意見を參酌し父兄の來校  
 を求め學校長生徒主事學級擔任列席の上嚴重なる訓戒を與へ將來斯の如き不心得なる行爲をなさざる様誓はしめ  
 たり

### ○長崎高等商業學校

#### 早大騷擾事件に關する「リーフレット」講演部及生徒宛送付越の件

- 五、一、一七學校報
- 一、講演部宛送附し來りしもの  
 1 「全國大學、高等學校、専門學校學生諸君！」と題するビラ一枚（内容略）  
 早稻田全聯合會發信（十月二十七日附）  
 2 「親愛なる全國大學専門學校の學生諸君に檄す！」と題するビラ一枚（内容略）  
 全稻田學生聯合會發信（一九三〇、一〇、二八附）
- 二、生徒（本科一年小島善二郎）宛送附し來りしもの  
 1 ストライキ情報 No.3 第二早高宣傳部發信一枚（一九三〇、一〇、二八附）  
 2 No.1 NEWS 第二早高警備部發信一枚（十月八日着）  
 3 號 外 一 枚 同

4 聲 明 書 全早稻田聯合學生委員會一枚（同）

5 ストライキ、ニュース（第五號）一枚（同）

6 銘記せよ！ 裏切者平口（假名）吉目（假名）の名を！二枚（同）

#### 早稻田大學騷擾事件に關する「リーフレット」郵送越の件

五、一、一七長崎縣警察報

前記學校報と内容同一に付部略

#### 長崎高商學生（中國人）除名處分に關する件

七、一、四長崎縣警察報

黑龍江省出身	本科二年	德	古	來
同	同	吳	文	童
同	豫科二年	宣	繼	岱

右者三名は豫て滿洲事變の爲歸國中の者なるが今回學校當局に於ては歸校好ましからざるものとして客月二十八日付授業料未納の廉にて除名せり

### ○大分高等商業學校

#### 辯論會開催に關する件

六、七、一七大分縣警察報

七月十二日田町女子小學校講堂に於て午後二時より經濟講演會を開催せるが聴衆約二十名にして中止注意等なく

生徒被検束に関する件

六、九、四 學校報

昭和六年九月二日生徒二名大分警察署に召喚せられ縣特高課長の取調を受けたり赤色救援會組織に關係せるものゝ如くなれども未だ真相詳かならず

左翼生徒の檢舉に関する件

六、九、九 大分縣警察報

昭和六年八月二十日發行の日本赤色救援會機關紙「救援新聞」紙上に縣下に赤色救援會組織確立の圖解あり爾來警察當局に於て内偵中の處大分高商三年生今川保、同岩井元祐の兩名關係せること判明せるを以て檢束取調の結果校内に反帝、モツブル、讀書會、プロレタリア科學支局等の組織あり講演部其他より相當のメンバーを獲得せるものゝ如くなるを以て關係生徒にして市内在住せる者に對しては一齊に之を召喚し歸省中の主謀者と目せらるゝ三年生樋口國英は任意同行し之を取調べることにせり

極左團體の發覺に関する件

六、九、二 一學校報

九月二日より同十五日に亘り生徒十名檢束せられ極左團體組織に關し取調を受けたるが内八名は左傾の意識薄弱なるを以て釋放せられ二名は猶取調續行中なるが本件は講演部員を中心として起りたるものにして三年生岩井元祐、同樋口國英等主謀者となり校内に左翼團體の結成を計畫し表面經濟學の研究會なるものゝ如く装ひ講演部員其他學友を勧誘して社會科學研究會を四月頃より數回開催しメンバー獲得に努めたり而して右兩名は大分戰旗、支局及全國農民組合大分縣聯合會に運動資金を供給し更に日本赤色救援會本部にも送金する他樋口國英は左翼組織の教育班のテキストとして雜誌プロレタリア科學を選び同科學研究所と直接聯絡をとり五月末より八月に至る迄各月七、八部の送付を受け前記岩井並三年福田行雄をしてメンバーに配布せしめたり又樋口國英は經濟學研究會費としてメン

バーより徴收したる金圓を大分縣内左翼團體の財政的援助として贈與したるのみならず岩井と協議し日本赤色救援會本部と聯絡をとり日本赤色救援會大分地區高商班として若干の送金をなし機關紙救援新聞の送附を受け其後救援會の關係より第二無新每號三、四部の送附を受け之をメンバーに配布せる等の事實判明せり而して右事件の背後には大分戰旗支局員二名、全農縣聯の三名及大阪より大分に於ける左翼運動援助のために來れる全協分子等の策動ありしこと略明白なるも他校極左團體とは聯絡なかりしものゝ如し學校當局に於ては右事件關係生徒に對しては已に釋放せられたる者に夫々始末書を提出せしめ訓戒謹慎を命じ未だ取調續行の者に對しては警察當局の處置を見て處分することゝせり

右事件關係生徒左の如し

檢束月日	釋放月日	處分	月日	學年	氏名
六、九、二	六、九、一五	無期停學七、一、二五(起訴猶豫)	(同)	三年	岩井元祐
六、九、四	六、九、一五	同	(同)	同	樋口國英
失踪中六、一〇、一出頭	同	同	(同)	同	福田行雄
六、九、五	六、九、一五	六、九、二六訓戒	(同)	同	佐藤靜雄
六、九、七	同	同	(同)	同	中山平一
六、九、四	六、九、六	同	(同)	同	下川末男
六、九、七	六、九、七	同	(同)	同	圓田穰
六、九、六	同	同	(同)	同	森田嘉吉
六、九、二	同	同	(同)	同	今川保彦
六、九、四	六、九、四	同	(同)	二年	岩野壽
同	同	同	(同)	二年	加藤正木
同	同	同	(同)	一年	井達雄

同 六、九、四 同

三年

渡 邊 光

六、九、一八大分縣警察報

前記九月二十一日附學校報と畧同一内容にして特記すべきものなし

六、一〇、五大分縣警察報

豫て失踪不明なる福田行雄も十月一日實兄と共に警察署に出頭其の取調完結し犯罰事實明瞭となりたるを以て樋口國英、岩井元祐、福田行雄の三名を治安維持法違反として起訴猶豫處分の意見書を附し十月五日大分地方裁判所検事局に送致せり

○和歌山高等商業學校

毆打事件にて生徒被檢束拘留に関する件

五、二二、二七學校報

- 一、十二月十六日夜同校生徒有志約三十名市内に於て酒宴を催し散會後自動車呼びたるも乗車する者なき爲運轉手は之を憤慨し生徒と口論せるが其の際生徒の一名は自動車運轉手を不當に毆打負傷せしめたるに依り拘留せらる、更に右毆打事件後生徒數名にて市内を逍遙中高聲に放歌せる爲め一名檢束せられたるが注意の上即日釋放となれり、
- 毆打事件にて拘留せられたる生徒は翌十七日生徒主事が警察署に赴き釋放せらる
- 二、拘留せられたる生徒に對しては謹慎に處し四十日間の停學を附加し檢束せられたる者及び右會合に列したる者に對しては嚴に將來を戒め且父兄の注意を促し尙全校生に對し校長より訓示せり

生徒盟休に関する件

六、六、二六學校報

六月十八日夜第三學年生徒三名市内某カフェーに於て暴行を行ひたり仍て平素より其の性行々動等に面白からざる點ある二名を自發的に退學せしめたり然るに右處分に關し生徒中之に同情し處分の輕減嘆願及復校等を要求するものあり即ち第三學年生は六月二十三日再三代表者を變へて嘆願せるも其都度校長より詳細事由を説明し納得せしめたるにも拘らず二十四日より盟休を決行せり而して第二學年生は二十三日午後級長、副級長を通じ生徒課に處分の輕減を嘆願し來れるに付生徒主事より校長と同様説明納得せしめ更に二十四日生徒が經過報告のため會合せるを利し一般に對し山本生徒主事より處分問題に付十分説明せるに拘らず亦々同日午後三時半頃許可なくして會合せるに付生徒主事は組主任と共に臨場し生徒の質問に應じたる後解散を命じたるが之等二年生は同夜寄宿寮に侵入し二十五日より盟休をなすに至れりこれより先盟休せる第三學年生は第二學年生との連絡をとりて二十四日夜同様寄宿寮に侵入せり依て寮務課長は之等盟休生徒に對し退出を命じたるも「占領」せりと稱して肯せず立籠れり

六、六、二八學校報

寄宿寮に立籠れる第二、三學年生は處分せられたる二名の復校を二十六日書面を以て要求し來れるに付學校當局は各學年より三名宛責任ある代表者を出頭せしむべき旨通告せるに不拘代表者出頭せずして翌二十七日文書を以て校長不信任案を提出したり學校當局に於ては此日父兄保證人會を開催校長より事件の發生、經過及び父兄會開催の目的等の概略を述べ尙事件發生の詳細、寄宿寮侵入の顛末を生徒主事寮務課長等より夫々説明報告したる後父兄は職員附添の上寮に至り生徒を説得し解散すべきことを論じたるに生徒の結束堅く容易に解散すべき模様なかりしも父兄職員再三の誠意ある説得に漸く二十八日午前五時半解散するに至れり

學校當局に於ては生徒一般に對し六月二十九、三十一日兩日を臨時休業となし主に事件に關係ある生徒を調査の上相當の處分を行ふこととせり

六、七、一六學校報

七月一日午前八時生徒全部登校し講堂に於て各學年組長は代表して陳謝し後校長より訓示を與へ翌二日より平靜に授業を受けたり

處分 1 謹慎に處し停學を附加したるもの十六名 (正副組長及幹部となりしもの)  
2 戒飭に處したるもの二百五十二名 (謹慎に處したるものを除く參加者全部)

右件に關する處分者報告の件

處分	分	學年	氏名
謹慎、停學附加	六、九、一七解除	三年	幡井德實
同	六、八、三一同	同	岩脇好治
同	六、九、一七同	同	增田進
同	六、八、三一同	同	東垣内雄次
同	六、九、一七同	同	阿部一也
同	同	同	紙田千鶴
同	同	二年	鈴木昌一
同	同	同	中西藤次
同	同	同	上田尙一

同	六、八、三一同	同	佐武敏雄
同	六、九、一七同	三年	井上久馬
同	同	同	岡本道夫
同	同	同	永田綜三
同	同	同	福田富市
同	同	同	松本鍵一
同	六、八、三一同	二年	古田司郎

右同伴に關し處分者追加の件

六、一〇、一六學校報

六、七、一〇戒飭

寺岡俊郎

生徒被檢束の件

六、一一、九學校報

十一月六日拂曉縣下全協オウグの檢舉に關聯し左記の通り生徒檢束せられたるが取調の結果校内に和高商R・S全協支持同盟會なる組織あること判明せるが未だ内容詳細に判明せず更に數名の檢束を出す模様なり

逃走中	處分	學年	氏名
一一、六檢束	六、一一、二〇檢束	二年	丸茂五郎
同	六、一一、一六釋放	同	内田穰吉
一一、七檢束	同	同	寺岡徹
同	同	三年	岡本俊郎
一一、九檢束	同 拘留釋放	同	岡本道夫
同	六、一一、一四同	同	増田進

六、一一、一六學校報

一一、九檢束 六、一一、一六拘留釋放 無期停學六、一一、二〇 二年 古田 司 郎  
 一一、一〇同 同 三年 福田 富 市  
 一一、一二同 六、一一、一四釋放 同 六、一二、一五 二年 井 上 清  
 目下關係者拘留中(逃亡所在を晦すもの三名)にして和高商R・S全協支持同盟なるものは會員より醜金してこれを全協員に手交し或は街頭行動隊及レポーターとなりビラ印刷物等を作製配布し以て全協運動を支持應援せるものゝ如し

逃走中

六、一一、二〇檢束

六、一二、二三付命退學

三年

永 田 綜 三  
松 本 鍵 一

關係生徒の處分に關する件

六、一一、三學校報

前報告處分欄記入

治安維持法違反事件檢束に關する件

六、一一、一一和歌山縣警察報

和歌山高商生徒と校外不穩分子との連絡關係左の如し、黨員林三郎は本年十月以來全協組織關係を黨員容疑者明石精一、田島善行に任し専ら黨の擴大強化に努めつゝありたるが本年九月初旬生徒三年生松本健一に對し全協に加入方懇諭して承諾せしめ松本は亦同校在學中の前報記載の友人學生を懇諭して右者等と全協支持同盟を結成し同盟員をして毎月金二圓乃至十圓を醸出せしめ之を全協日本組織労働和歌山支部に送付して援助せる外是等の生徒により全協行動隊を組織して不穩印刷物の配布撒布等に從事し尙全協和歌山支部より第二無新、勞新其他不穩印刷物の配布を受け居たるものに有之

生徒被檢束の件

六、一二、四學校報

昭和六年九月上旬和歌山市内某喫茶店に於て全協組員三崎某より全協和歌山支部が財政的に窮乏せる故之を援助する意味に於て學内に全協支持同盟なるものを組織するやう依頼せられたる同校三年生松本健一は組織準備及各人の意嚮を確むる爲九月十日頃同人の下宿先に於て同校生徒五名のみにて第一回の會合を開きたり此の會合は主として本年六月末行はれたる同盟休校の批評並に今後盟休の場合等に付き談話したるが其際前記松本は極左運動に對する「シンパサイザー」の重要性を説き暗に全協支持同盟結成を仄めかしたるのみにてその儘散會せり次で九月十七日頃前回と同じく松本の下宿先に於て生徒七名第二回會合したるがこの會合に初めて全協組員三崎出席したり其の際松本は全協支持同盟の結成を主張し前記全協組員は之を補足説明しその必要を力説し遂に和歌山高商R・S全協支持同盟會を成立せしめたり尙右組員はニュースの發行、メンバー獲得の方法等の運動方針等に付き指示せり更に九月下旬に至り同じく松本の下宿先に於て生徒九名及全協側より前記組員三崎某、同校卒業生殿井某等出席し第三回會合を行ひたり、この會合に於て組員三崎某は各人の醜金高を定め或は行動隊としてビラ撒布等に付き指示したり

第四回會合を十二月下旬頃二年生丸茂、内田の下宿先に於て開催し前回と同様生徒寺岡、永田、福田、古田、松本、村岡、丸茂等の七名に全協側より北川某、殿井某等出席せりこの會合に於ては和歌山市内を四地區に分ち同盟員を各地區に配しオルグとして同志を獲得する様指令せるものゝ如し

第五回は十月末前回同様丸茂、内田の下宿先に於て新に三年生増田進を始め同盟員全部出席す全協側より北川某、安田某及殿井一郎出席し北川某はロシア革命記念日に全協の仕事に授助すべきやう述べ同盟員は積極的にこれに参加することを決議したり尙第二回以後の會合に於て會員は毎回三崎、北川、殿井等より第二無新、勞新等の配布を受け之を閱讀し居りたり、學生新聞及學内ニュースに就ては松本拘禁中、永田未拘束につき詳細判明せず

○横濱高等商業學校

左傾學生退學に付き動靜注意方の件

六、三、二五神奈川縣警察報

左記は昭和六年二月二十四日横濱市鶴見區潮田町に於てメーデー事件公判に關する日本赤色救援會神奈川地方委員會の宣傳ビラを撒布し所轄鶴見署に檢舉せられたるが山村進なる偽名を用ひて容易に實を自白せざりしも拘留處分に附し嚴重取調の結果(三月二十五日釋放)左記の事實判明せり

二月二十四日檢束

三月二十五日釋放

二年B組

小林 茂 松

右は夙に社會科學を研究し昭和五年七月頃より「戦旗」を購讀するに及び共產主義に共鳴し同年十一月下旬より高商無青班責任者南里英二(二年生)より無青の交付を受け爾來其の讀者となり又同年十一月モツブルに加入し高商のモツブル班責任者となり爾來モツブル横濱地區責任者某と連絡し救援新聞、地區ニュース等を高商内無青讀者等に配布し更に救援基金を出捐する外街頭分子と連絡し漸次街頭運動に進出するに至れり

左傾生徒小林茂松、南里英二退學許可に關する件

六、四、二七學校報

昭和六年二月二十四日檢束 (二十九日間拘留)

自發的退學

二年生

小林 茂 松

(行爲) 右は昭和五年春頃より左傾したるもの、如く五月頃友人を語らひ校内文藝座談會を開き短歌を主としプロレタリア文學の作品を原稿紙に書いて持ち寄り互に批評せりと云ふ、十月に至り上記文藝座談會を再會し之れを讀書會となさんとせり、文藝座談會は前後三回會せりと云ふ、其後十一月中街頭に於て未知者より勧誘せられ全協に關係するに至り愈々左傾的傾向を著しく戦旗救援ニュース等の校内配布を計り或は校内辯論會の壇上にて不穩の言辭を弄し或は謄寫版用具の購入を企て友人より其の資金を募る等の行爲をなせり而して校外運動に進出するに至り遂に昭和六年二月二十四日、日本石油會社労働爭議應援と稱し過激なる文句を連ねたるビラを撒布するに當り其の立番をなしたる廉により鶴見署に檢束せらる

(處置) 本人は此事件により心機一轉し悔悟の念を懷き郷里に歸り家業に勵みたまき決意を披瀝したるを以て保證

人を呼び懇談の結果保證人も亦歸郷せしめ度き希望を述べ退學願を提出し學校は之を許可せり

昭和六年四月九日檢束

即日釋放

自發的退學

二年生

南里 英 二

(行爲) 右は入學當初より既に左傾的讀書傾向を有したるもの、如し昭和五年第一學年當時より戦旗の配布を受け又之れを校内に於て配布するに至り、十一月には配布部數十五部に及べり、次いで無産青年を配布するに至り六年二月には十一部に達せり其間終始小林茂松と協力せるもの、如し昭和六年三月七日街頭左傾分子今野某の檢束せられたる結果南里の之と聯絡して指導を受け校内に於て前記小林と共に左傾的活動をなし居りしこと判明するに至り檢束取調を受けたる者なり

(處置) 學校當局に於ては時々本人並に保證人に訓戒を加へ來りしが檢束せられしよりは屢々保證人と談合したり其の結果父は本人の心機轉換を徹底せしむる爲米國グリーンネル大學に轉學せしめたき希望を以て退學願を提出したるを以て之を許可せり

元生徒南里英二により無産青年又は戦旗の配布を受けたる者に對する處置の件

六、五、六學校報

當時二年生(現在三年)

大澤 三郎

(行爲) 右は昭和五年十月より本年二月に至る間戦旗二回無青三回夫々配布を受けたり

(處置) 四月二十七日保證人を召喚生徒主事より嚴重なる訓戒を加へたり

當時二年生(現在三年)

海老原 正雄

(行爲) 前同期間に戦旗二回各一部、無青二回各三部の配布を受く但し他に傳達せず

(處置) 四月二十七日保證人を召喚、始末書を提出せしめ訓戒す

當時二年生(現在三年)

渡井 英二

(行爲) 右は本年一月無青一回昨年十月旗期一回の配布を受く

(處置) 前同様



當時二年生(現在三年) 外 山 貞 夫

(行爲) 右は昨年十月頃戦旗一回配布を受く  
(處置) 前同様

### 全國大學專門學校雄辯大會開催の件

六、六、二四神奈川縣警察報

横濱高商講演部主催に係る標記雄辯大會を左記の通開催せり

一、日時 六月二十一日午後零時三十分

一、場所 横濱市中區尾上町朝日講堂

一、参加辯士、關係校

慶大、大正大、立正大、大倉高商、横濱高工、東京商大専門部、關東學院高商部、桐生高工、専修大、福島高商、中央大、法政大、拓大、名古屋高商、日大、高岡高商、國學院大、東京高校

一、事故

論旨は社會經濟問題を主とし時事問題に屬するものなく又著しく過激と思料せらるるものなし但中大生齋藤清隆は論旨稍々過激に亘りたるを以て終了後一應注意を與へたり

### 共青ピラ送付越の件

七、三、一六學校報

左記の不穩ピラ二月十九日外部より闖入せる者校内に撒布し逃走せるものなり

一、日本共産青年同盟横濱地區委員會學生代表者會議署名の「卒業に際して學生諸君に懃す」と題するピラ  
(青赤色) 二枚

## ○高岡高等商業學校

### 生徒檢束に關する件

六、一二、一八學校報

十二月十日左記生徒一名校外左傾分子と交遊ありとの嫌疑にて檢束せらる取調の結果全く容疑の點なく釋放せらる

六、一二、一〇檢束

三年

古

出

守

### 生徒紛擾に關する件

六、一二、二五學校報

十一月十日(火)

某外人教師の會話科の授業に當り第二年甲A九名雷同的缺課をなし又同日他の外人教師の授業に當りても第二年丙組B十八名も同様缺課をなす

十一月十一日(水)

校長は欠席者一同に嚴重なる訓戒を與へ且始末書を提出すべきことを命ず

十一月十二日(木)

夜處分を受けたる生徒二十七名の代表者二名は校長を私宅に訪問し將來決して同一の過を犯さざるべきを誓ひ始末書の提出免除を嘆願す

十一月十三日(金)

生徒主事は代表者の一名を呼び出し始末書の提出を促す

十一月十四日(土)

生徒主事に對し始末書を提出せずして免除せられたる旨を懇願す

十一月十六日(月)

生徒主事及校長より始末書の提出を説諭す、生徒は尙も熟考の末代表者を以て結局提出せざる儘にて免除を布望す

十一月十七日(火)

教官會議開催の結果は始末書は學校の命令なれば必ず提出せしむべきことに決す但し提出したる上改悛の情明かなる場合には相當期間の後之を返還するも支障なきことに決す

茲に於て生徒主事は校長の同意を得て即夜人を走せて市内在住の關係生徒を召集し始末書を提出すべきことを説諭し提出せしむ、この引見は午後八時に始まり翌朝午前三時に及び提出したる者十五名なり

十一月十八日(水)

汽車通學生九名に始末書を提出せしむ

放課後二年生全部集會の届出を経て集合し、決議文を作製し、校長に提出す(其の大意)

一、深夜の不時召集は不穩當と認む責任ある釋明を求む

一、強制的始末書提出の如きは該事件に對する學校當局の不當制裁なりと認む依て之が撤回を求む

一、生徒主事の彈壓的態度を難し責任を問ふ

十一月十九日(木)

二年生は平常の如く登校し第六時限に至り教授矢口氏は代表者と會見決議文の撤回を懇請したるも應ぜず、是に於て校長は代表者を引見し決議文

一項に付ては 稍穩當を欠きたるものと認む

二項に付ては 悔悟の眞意が認められたる場合は相當期間後之を返還するものなり

三項に付ては 言明せず

尙本件は思想的背景ありと認めず

處分なし

### ○横濱市立横濱商業専門學校

#### 校名改正問題に關し生徒の騷擾に關する件

六、二二、一八學校報

生徒は従來の校名を横濱市立横濱高等商業學校と改名せんことを期し騷擾を惹起したるがその主なる理由は

一、本市内に本校に類似の校名を有する横濱専門學校ありて同校と誤られ易きこと

二、又本校は同種の學校としては低度の學校と誤解せらるゝ嫌疑からず依て卒業生の就職上に不利を招き易きこと等であり本問題は同校昇格當時より生徒の一部に主唱し來りたるものにして昭和六年九月に至り之が表面化し全校生徒の問題となり之が達成に實行委員十數名を選び同窓會幹事に運動を開始し其諒解を求めたるも幹事はその不能を説得したる爲め委員等は茲に於て其報告を兼ね本問題の打切を生徒大會に諮りし處生徒中之を不服となし同窓會幹事に對し反抗的態度をとり學校當局の訓戒制止も聽かず十一月二十七日、八日に至り騷擾をなし授業を受けざるが如き模様ありしを以て學校當局に於ては之に對し十一月三十日、十二月一日の兩日に涉り登校停止處分をなすと同時に書面を以て父兄保證人に經過を報告し且生徒の訓戒方を依頼し十二月二日に至り登校停止の解除をなし平常の状態に復せり

### ○明治學院高等學部

#### 査閲反對の宣傳ビラ配布者に關する件

六、二二、二〇憲兵隊報

一月二十二日同三十日及二月四日の前後三回に亘り教練査閲反對の宣傳ビラを配布又は貼布したるものあり調査の結果

- 檢束 高等學部社會科二年 遊 佐 修 三
- 英文科三年 加 藤 安 雄
- 社會科三年 天 笠 忠 壽
- 同 吉 川 鹿 之 助

等同院社研究會關係者の所爲なること判明せり

社會科學研究會の狀況

昭和五年十月頃、英文科加治道夫、英文科加集、同加藤安雄等に於て讀書會を組織し戰旗約二十部を意識學生に配布し極力學生の左翼化を企圖しその指導地位にありしが加治、加集昨年末警察側の檢舉に遭ひ釋放後疾病の爲登校せざる關係上R・Sの勢力挽回のため遊佐修三は社會科の責任者となり概ね毎週一二回放課後一時間社會科一年教室に讀書會を開催し戰旗記事に就き批判討論を続け會員中意識昂揚せるものは之を研究會のメンバーとし之を研究會の會合に誘導し擴大強化を圖りたる結果昭和五年十一月頃より英文、社會の兩科を通じ會員約二十餘名となりたる爲め統制其他の關係上研究會を英文、社會に分離し現在に及べり而して讀書會に於ては十月結成後R・Sニュース第一號、十一月四日R・Sニュース第二號を發行配布せるが其の後ニュースの發行は中斷せり

### ○明治學院高等商業部

#### 消費組合に関する件

##### 六、三、九書觀應報

同校消費組合は昭和二年三月當時の在學生及教職員の讓金總額一三、〇〇〇圓を以て設立したるものなるが同組合の物價は市價に比し相當高價なりとて一般學生は組合の改革を熱望し二月十九日組合の決算報告が同校内にて發行の高商時報に發表せられ同報告書中數字のミスプリントありしを高等學部商科生徒は不正事件潜在するものなりとて二月二十日及二十四日學内講堂に高等學部生徒大會を開催し

- 一、消費組合即時解散
- 二、不買同盟の實行

の二項を決議し實行委員、天笠忠壽（社會二）遊佐修三（同上）加藤安雄（文二）中山喜六（同上）等は右決議を田川總理に提出せるも直ちに拒絶せられたるため二月二十五日より不買同盟を實行しつゝあり

#### 學生消費組合建設運動に関する件

##### 六、四、八書觀應報

- 高等商業部二年 梅 田 一 夫
- 同 綠 川 滿 壽

右兩名中心となり既設の消費組合に反對し自主的學生消費組合設立を計畫中のところ此程約百名位の共鳴者を得たるを以て客月赤門消費組合員杉善の指導の下に設立準備中なるが本月六日同校高等學部の受験者に對し「白金消費組合」レポートNo.1及び同組合規約草案を配布せり

右組合の名稱及事務所左の如し

- 名 稱 白金學生消費組合
- 事務所 芝區白金丹波町十四番地

#### 白金學生消費組合建設運動に関する件

六、五、三警視廳報

白金學生消費組合は今回各商店と交渉委託販賣を爲すことになり芝區丹波町十四番地に開所せり

白金學生消費組合創立總會に關する件

六、五、二〇警視廳報

五月十四日午後三時芝區白金臺町の寄席大正館に右創立總會を開催せり出席者明治學院生徒約二百二十名山中喜六議長の下に太田恒雄の經過報告あり後綱領及宣言並は左記各項の議事を可決し尙東京學消理事山岸晟、關東消費組合聯盟中央執行委員長岡本利吉の講演ありて同五時五十分散會せり

加入者 百八十五名

協議事項

- 一、東京學生消費組合支部として加入の件
- 二、委員選舉は各クラスより三名宛計四十八名を選出すること
- 三、新組合員獲得の件
- 四、學内御用組合に對する態度の件

生徒被檢束に關する件

六、九、一二學校報

七月十七日佐野學公判の反對ビラ領布したる容疑の廉に依り左記生徒六名檢束さる

六、七、一八檢束	六、八、二釋放	六、八、六自發的退學	高等學部社會科三年	天	笠	忠	壽
同	即日釋放		中等部	五			名

○東北學院高等學部

盟休に關する件

六、九、一九宮城縣警察報

- 一、生徒は角田教授の復職運動を契機に從來一部教授に專横の振舞ありと爲し之を糺明し徹底的改革をなさんとし同教授の退職理由の釋明を要求す
- 二、學校側に於ては學内統制上の理由と爲し具體的釋明を避く
- 三、兩者互に相譲らず本月十六日以降生徒側盟休に入る
- 四、學校側に於ては機先を制し本月十八日當日より十日間休業を宣告せり
- 五、目下思想的背景を認めざるも鋭意内偵中

盟休解除の聲明書送付に關する件

六、一〇、九

- 一、東北學院革新運動高等學部生徒大會署名の盟休解除の聲明書(十月七日)
- 二、東北學院高等學部生徒一同署名の盟休解除の聲明書(十月八日)

盟休に關する件

六、一〇、七官城縣警察報

- 一、父兄側は盟休後八日間を經過するも何等具體的對策なく推移憂慮せらるゝに至りたるを以て九月二十三日同校講堂に於て父兄保證人代表十名、同窓生代表十名、生徒代表五名會合す、父兄及同窓生代表は極力生徒代表を慰撫し、二十五日生徒側の意嚮を聴くことを約して散會す
- 一、二十五日第二回目の代表者會を開催、父兄保證人代表九名、同窓生代表八名、生徒代表九名參集、父兄並に同窓生代表側は前約に基き生徒側の意嚮を求めたるに生徒代表は生徒側の意嚮として無條件復校を拒絶し院長並部長の引責自決を要求せり、父兄並同窓生側は其の主張を妥當ならずとして極力生徒代表を諭旨したるを以て生徒代表は二十六日更に回答を約して散會す

一、二十七日父兄代表十名、同窓生代表五名、生徒代表五名參集、父兄側は二十八日より休業明けとなるに付全生徒出校すべき様諭したるに生徒代表は左の三項目を要求して譲らず

一、出村高等部長は即時引責自決すること

二、院長は明春三月期限滿了後直に辭職すること

三、理事會は即時解散すること

依つて父兄は其主張の誤れることを指摘したるが何等妥協に至らず散會す、父兄、同窓生側は事態收拾の爲更に十日間の臨時休業を學校に懇請することにして午後退散、學校當局は父兄側の議を納れ二十八日より更に十日間の臨時休業を發表す

以上の如く生徒側の態度強硬なるが思想的背景なく從來學校當局に反感を拘ける教師並に退職教授の煽動に依るものと認めらる

六、一〇、一四宮城縣警察報

仙臺市居住搦田なる者學校側反感を有する教師及數名の同窓生代表と氣脈を通じ功妙に生徒を煽動し居ることを父兄側の熱誠なる勸告によりて感知するに至り生徒二百五十名は十月六日講堂に參集生徒大會を開催し

一、搦田雄二郎の言辭排斥の件

二、同窓生の事件介在排斥の件

三、父兄並に保證人に事件の解決の一任の件

を可決せり、茲に於て父兄保證人會は本月六日同校講堂に會合を催し其の代表委員は最早採るべき良方法なきを述べ、各父兄に於て夫々其の子弟に對し無條件復校を諭旨し若し應ぜざるときは斷然退學の方法を講ずることゝを満場可決散會せり、一方學校側は盟休以來最早二十六日に及び事情此上遷延を許さずとなし十月十一日迄に陳謝の書狀を送達せざる者は退學を命ずる旨の強硬なる意思表示をなし十一日迄更に四日間の休業を發表せり  
右の結果十月十二日病氣其の他事故欠席者十八名を除く全員復校するに至り盟休は圓滿解決せり

六、一〇、二六學校報

盟休の件十月十四日付警察報に同じ

○青山學院

反戦ピラ撒布の件

六、一、二六青視廳報

一月二十四日午後一時頃中學校内に左記のスクローガンを掲げたる「青山反戦同盟」署名のピラ撒布せる者あり行爲者不明

援業料値下げ

化學費全額化學費へ

校費機密絶對反對

學内暴壓反對關東學生雄辯聯盟春期大會の件

六、二、一六青視廳報

昭和六年二月十四日上野公園自治會館に於て首題の集會開催散會後約五十名は「デモ」に移りたるを以て十八名檢束せられたるが中青山學院生徒にして檢束せらし者左の如し

青山學院

小林 虎 雄

A・Gグループ機關紙の件

六、五、五青視廳報

日本共產青年同盟青山學院エーゼント、グループ(A・G)機關紙「青學戰士」第五號別紙寫の如く極秘裡に發行し

居るを發見せり

右は左記生徒の居室搜索の結果發見せるものなり

目下逃走中

高等部文二

陸

井

陸

郎

(R・Sメンバー)

### ○私立關西學院

#### 左傾生徒の策動に関する件

六、四、二四兵庫縣警察報

英文科二年

中

森

紳

一

右は今春卒業せる左傾生徒より院内の左翼運動指導の後事を托されてより同志獲得に努めつゝありしが最近授業料値下を希望するものあるを機とし二十二日文學會定期總會の開かゝるゝを好機とし當日機文約六十枚を教室に配布すると共に總會開會さるゝや緊急動機として授業料四割値下外五項目の要求事項を提出し大多數の學生の賛同を得て之を學校當局に對する要求書として決議し英文科一年A組伊勢田繁夫の支援を得て之を文學部長に提申し回答を要求するところありしが文學部長に於て考慮を約すや之を不満となし自己以外に十五名の實行委員を舉げて所期の目的の貫徹に奔走中なり依て學校當局は近く教授會を開き右に對する態度を決定する模様なり

#### 左傾生徒諭示に関する件

六、六、一兵庫縣警察報

文學部英文科一年生

伊

勢

田

繁

夫

右は昭和五年四月入校以來左傾學生と親交を結び左翼刊行物を購讀して社會科學の研究を爲し常に注意中の者なる

が本年四月中旬授業料四割値下外五項目の問題を提げて學校當局に要求書を提出し密かに宣傳ビラを作製して校内に撒布せり後右要求を撤回したりと雖文藝研究會を組織して新入學生に働きかけ、同志獲得に奔走し本年五月初旬P・P大阪支部主催、戦旗社神戸支局後援の「プロ展開催」に際しては之等の者の間に介入して宣傳印刷物を撒貼布し漸次街頭に進出し危険の虞あり依て學校當局は本人に對し一週間の考慮を與へ六月四日迄に退校届を提出すべく諭旨し斷乎たる處置に出づるものゝ如し

#### 講演部學生講演旅行に関する件

六、五、二二兵庫縣警察報

愛知、長野兩縣下に向ひ巡回講演の爲め五月二十一日出發したるが其日程、演題、講演者左の如し

一、日 程

五月二十一日

名古屋市會議事堂

二十二日

松本市公會堂

二十三日

長野市縣立圖書館階上

二、演 題

- |   |                           |       |         |
|---|---------------------------|-------|---------|
| 1 | インテリゲンチヤ及社會的行政の現階級と教育者の任務 | 教 授   | 松 澤 兼 人 |
| 2 | 文化とプロレタリアート               | 社會科四年 | 草 野 昌 彦 |
| 3 | 教員減俸問題の批判                 | 英文科四年 | 平 野 正 良 |
| 4 | 近代演劇の展望                   | 社會科四年 | 伏 水 次 男 |
| 5 | 婦人解放の考察                   | 英文科二年 | 玉 乃 井 備 |
| 6 | 歴史の流れ                     | 高商部二年 | 野 間 安 雄 |
| 7 | 事物を如何に見るべきや               | 英文科二年 | 阪 田 清   |
| 8 | 民國革命と對連鎖                  | 高商部四年 | 中 濱 虎 一 |

9 一原論に抗して

同 大 西 一 郎

六、五、二六長野警察報

一、五月二十二日午後七時半より三時間松本市公會堂に於て開催聴衆四十名、演說中注意を受けたる者一名  
二、五月二十三日午後七時より三時間長野縣圖書館講堂に於て開催、聴衆者百名、事故なし

全國大學高等專門學校學生學術講演會開催に關する件

六、六、二二兵庫縣警察報

關西學院講演都に於ては左記の通り講演會を開催せり

一、日時 六月二十一日午後一時及午後六時の二回

一、場所 同學院講堂

一、出席校 專修大、明學、神戸高商、姫路高校、三高、關西大、神戸商門、廣島高校、京都專門、和歌山高

商神戸高工、甲南高校、大阪齒專

一、論旨概ね穩健にして事故なし

治安維持法違反起訴猶豫者の動靜に關する件

六、八、二四兵庫縣警察報

昭和五年三月文學部英文科を卒業せる池田昌夫は在學中院内S・Sに加盟し同年二月事件に關聯し同年二月二十三日檢舉取調を受け七月十日起訴猶豫となりし者なるが其後郷里兵庫縣下に於て謹慎中のところ最近本人の居住地附近に中等學校、圖書館、私塾等の教育施設の無きを遺憾とし夜學會開設の準備の爲奔走中なり

○佛教專門學校

生徒不穩事件に關する件

六、七、三學校報

豫て同校生徒一部の間に教授の受持學科の分擔變更を學校當局に要求するなど不穩の形勢ありたるに依り學校當局に於ては七月一日朝禮後生徒一同に對し一場の注意を與へたるに生徒側は之を善ばず生徒大會を開かんとするに至りたれば學校當局に於ては生徒に對し反省を促し且つ勉學受験せしめん爲二日間の臨時休業を發表せり然るに生徒側に於ては之に對し應ずるものと不服のものとの意思相反し動搖する中に第三學年生徒の全部は嚴正中立を持して退場したるも殘餘の生徒は結束をなし委員を擧げて臨時休業の理由を追及することに決し午後四時散會せり、越へて三日全生徒は平常の如く登校したるに依り校長は朝禮時間に一場の訓諭を與へたり然るに生徒側に於ては各級各組長代表に託して無事解決せんことを教務課に申出たるに依り學校當局に於て直に職員會を開き協議したる結果豫め掲示せる七月六日よりの試験を第二學期初めに延期し尙七月十一日迄授業することとし其の旨を生徒に告げ茲に事件全く解決す然して事件に關係したる生徒に對しては特に將來を戒め處分を行はず

紛争に關する件

六、七、六京都府警察報

昭和六年六月初旬以來校内一部急進分子及小林瑞淨校長の態度に不平を唱ふる生徒間に於ては何等かの不穩行動に出でんと劃策中なりしを以て學校當局は極秘裡に其の行動内査の結果六月二十九日に至り生徒間に於て

一、小林校長の辭職

二、宗乘教授受持學科の編成替

三、法式傳導教室の別建

の三項に亘る要求を七月六日の第一學期試験期日前に學校當局に提出し若し容れられざるに於ては盟休を執行すべく計畫し各級より六名づつの代表委員を選出して其の實行を開始せんとする計畫あるを探知したる學校當局に於ては六月二十九日及三十日の兩日職員會議を開き協議の結果若し生徒側が當局の意に反し不穩行動に出んとする場合

は二日間の臨時休校を行ふことに決し情勢注意中の處七月一日登校生徒の態度に稍々異狀の傾向あるを察知したる爲學校當局は講堂に於て全生徒に輕舉妄動を慎しまれる様訓示するや一般生徒の態度俄に不穩なるものあり依て學校當局は臨時休校を發表し即時講堂より退場すべきことを命じたり然るに生徒等は此の計畫的なる態度と臨時休校の理由に付き糾問すべく生徒大會を開かんとし六名の交渉委員を擧げ生徒大會開催の許可を學校當局に申出たるに拒絶さる、依て生徒側は臨時休校及生徒大會不許可理由に關し積極的に糾すこととし其後再三委員を選び學校當局と交渉を續ける中生徒の大部分は消極的態度に出ることを可とする者多數なるたる爲新に各クラスより十名づゝ計五十名の委員を選出したるも何等具體的方策の決定も見ずに終り依つて休校明け七月三日は大部分登校し三年一組々長副組長代表して學校當局に對し第一學期試験の延期及處分者を出さざることに付いて生徒の意を訴へ圓滿なる解決を圖られんことを懇請せり、依て學校當局は之が爲直ちに職員會議を開き協議したる結果大體生徒側の希望を容れることとしこの旨生徒に傳へ依つて事件の解決を見たる

### ○東京醫學專門學校

#### 反帝新聞配布に關する件

六、五、三〇學校報

五月二十九日第五教室内に反帝新聞第五號（昭和六年四月二十八日附）を二十四枚撤布したる者あり調査中なるも未だ判明せず

#### 渡政記念日中國文宣傳ピラ配布に關する件

六、一〇、九學校報

十月八日午前八時より九時迄の間に於て校内生徒郵便物配布場所に中國社會科學研究會日本分會署名の「記念日本の革命領袖渡邊政之輔同志宣言革命的僑工僑商及留日學生諸君！」と題するピラ三枚を配布せる者あり取調中なるも未だ行爲者判明せず

### ○大阪高等醫學專門學校

#### 帝國國在郷軍人會大阪高等醫學專門學校分會發會式に關する件

六、五、一三學校報

昭和六年二月十一日紀元節の佳辰を卜して分會發會式を舉ぐ

- 正會員總員 九四名
- 將校同相當官 一五名
- 既教育者 一二二名
- 未教育者 五七名
- 在郷軍人に非ざるも特に加入を申込みたる者（准會員） 一三三名
- 計 一二六名

### ○岩手醫學專門學校



生徒検束に関する件

六、一二、一六學校報

十二月二日より六日に亘り左記生徒十二名検束せられたるが事件の内容未だ判明せず關係生徒左の如し

検束年月日	釋放年月日	學年	氏名
六、一二、二		三年	市川佑治
同		同	岩田睦太郎
同	六、一二、一〇	同	桑原種臣
同	六、一二、一六	同	松村享
同	六、一二、二	同	藤幸藏
同	同	二年	島野義一
同	六、一二、一八	四年	奥平節宏
同	六、一二、一六	同	瀨川吉宏
同	六、一二、三	同	工藤豐吉
同	七、一、三〇	同	山田義夫
同	六、一二、六	同	鈴木清喜
同	六、一二、七	同	關木廣
同	七、二、二	同	抽木三
同	六、一二、一四	同	三輪芳

○横濱専門學校

元講師玉城肇の身元調査に関する件

六、五、七學校報

一、在職中の動靜

右は神奈川県厚木高等女學校奉職中同校夜間部講師として毎週一回出講せるものにして在職中特に不穩と認めらるゝ動靜なし

二、授業上の影響

悪影響なし

三、檢舉に至りし事情

昭和五年三月上旬共産黨事件に関する書類の印刷に自己の居室を提供したる廉による

四、學校の處置

辭職を勧告し講師を解任せり

○日本女子大學校

生徒被検束に関する件

六、五、二〇學校報

六、五、一二檢束

右は本年三年入學せる者にして人物性行の點詳ならず又未だ留置取調中に屬し事件内容判明せず

被檢束生徒依願退學の件

本科学科國文學部一年

津曲アヤ子

六、五、二七學校報

津曲アヤ子は未だ留置取調中にして事件内容を承知するを得ず然れども本月二十三日父兄來校家事上の都合を以て一先づ退學せり

被檢束元生徒の行動に関する件

六、六、一一學校報

元本科文學科國文科部一年津曲アヤ子の行動左の如く判明せり

- 一、同人は實踐女學校專門科國文科に在學中より自宅をエスベラスト語同學者の研究會場に充てたること
- 一、其會合の際思想問題の研究及び批判に涉りたること
- 一、無産者新聞の配布並に同新聞の幹部の者と交渉を有したること
- 一、實踐女學校在學中下級生を指導せしこと
- 一、實踐女學校專門科卒業後日淺きも同窓生及び在校生との聯絡會合の衝に當り居りたること

○女子英學塾

津田社會科學研究會署名のヒラ配布に関する件

六、一、二三學校報

一月十日入學志願者體格検査當日受験生及附添人の控室に「新入生諸君に訴ふ」と題し左記のスローガンを掲ぐる不穩ヒラを配布せる者あり、行爲者不明(校外より侵入せる二名の男子なりと云ふ)學校は卒業後の職業を保證しろ!

ギマン的ブルジョア教育絶対反對!  
マルクス、レーニン主義を學べ!

津田社會科學研究會に入れ!

生徒被檢束に関する件

六、二、九學校報

二月二日三年生山田はる、同 田崎すわの兩名同宿の下宿より檢束せらる、山田は麴町署に田崎は數寄屋橋署に留置取調中なるも事件内容未だ詳細に判明せず但し山田は同校無産青年責任者、田崎は無産者新聞責任者の疑を以て取調中なる由

六、二、二五學校報

六、二、二檢束	六、二、二三釋放	本科三年生	田崎すわ	卒業保留
同	六、二、二三同	同	山田はる	右同
六、二、二二檢束	六、三、一同	同	根本松	選科卒業
同	同	同	磯越フサ	自發的退學
六、二、二四同	六、三、八同	同	石塚じゆん	追試験終了後卒業等
				(塾内モツブル責任者の嫌疑を以て)

生徒身上調査表異動報告の件

六、四、一五學校報

田崎、山田、根本、磯越、石塚の五名に付ては前報の行爲欄及處分欄記載の通り、他に左傾生徒（左記）卒業及退學の件

二月二三日附	本科三年	金	濟	鳳	病感退學
昨年九月召喚さる	同	淺原	滿枝	本年三月卒業	
					(名義上のR・Sメンバーにして實際に参加せず)
本年二月召喚さる	同	岩永	トヨ	同	(名義上のR・Sメンバーにして實際に参加せず)

### ○東京女子醫學專門學校

#### 左傾生徒處分の件

##### 六、四、三〇普視廳報

昨年来一部生徒間に極秘裡にR・S組織せられ無新、無青、モツブル等の地區組織に参加し居る事判明せるを以て三月四日以來取調に着手し首謀者虎谷キエ外メンバー大部分を召喚取調べたる結果昭和五年四月頃より虎谷に於て組織に着手し同時に無新、無青、モツブル等非合法新聞並ニユース等の配布、基金據集等に付夫々活動し來りたる事實判明せるを以て何れも嚴重説諭し置きたるが本件に關し學校當局に於ては三月二十六日以來右關係メンバーに對し一先づ謹慎を命じ其後更に順次取調べの上四月二十六日左の如く處分を行ひたり

本科二年	虎谷	キエ	エ	四月二十三日附退學
同 四年	佐治	ます	る	四月三十日附一ヶ年休學とは停學に相當する處分とす

同 二年	關澤	章	子	同	四月三十日附訓戒
同 一年	永原	フ	ミ	同	
同 二年	武田	奈美	子	同	
同 二年	石田	清	子	同	
同 三年	飯島	米	子	同	
同 二年	富永	睦	子	同	
同 二年	河野	君	子	同	
同 二年	河村	米	子	同	
女 醫	久保	田嘉壽		四月三十日解雇	至誠會員より除名す

#### 被檢束生徒に關する件

##### 六、五、七學校報

本年三月校内に共産青年同盟の一グループある疑を以て左記生徒早稲田署に檢束せらる

檢束月日	釋放月日	學年	氏名
六、三、四	六、三、二十四	本科二年	虎谷キエ
六、三、七	即日	同 三年	飯島よ
同	同	同 二年	富永睦
六、三、九	六、三、二十九	同 二年	石田清
同	即日	同 二年	河村米子
同	同	同 二年	河村米子



六、一〇、八	同	藤木あや子	同
六、一〇、三	同	山田泰子	同依願退學
六、一〇、二	六、一〇、四	赤堀久代	
六、一〇、五	釋放	加藤英	
六、一〇、七任意出頭		谷山千鶴子	同一ヶ月謹慎
六、一〇、八同		大杉明子	同
六、一〇、六同		隅田さだ子	同
任意出頭		安田巴都子	同

### ○京都女子高等専門學校

生徒被檢束に關する件

六、一〇、二三學校報

六、八、二六檢束

六、一〇、一〇釋放(脚氣のため)

國文、三年

重松

ツネ

事件の内容詳細に判明せず

### ○東洋女子齒科醫學專門學校

左翼團體と其ストライキ計劃の件

#### 五、一二、二三警視廳報

去る十一月二十一日專攻科生徒九十六名のクラス會を開き内容充實に關する要求書を提出し之をストライキに發展せしめんとする計畫の模様あり内偵の結果、校内に社會科學研究會の組織あり之れがストライキ計畫の中心となり居ること判明す

一、社會科學研究會(T・D・Cの組織經過)

昭和五年十月初旬三年生泉進子(佐田亮子事)は労働組合運動者某男の勧誘により校内の不滿を促へてストライキを起さんとし先づ其の基礎組織たる研究會を組織すべく十月十八日午後四時神田區金芳樓に於て準備會を開催せり

出席者 泉進子(三年)

和田ます(同)

鬼頭信子(同)

外街頭分子男二名

而して協議の結果

イ、研究會を確立しメンバーを獲得してプロレタリア科學を研究し意識を高めてストライキに準備すること

ロ、十月二十八日右研究會第一回を開催することを決定す

#### 二、研究會の狀況

其後十月二十八日より十一月初旬にかけて三回街頭分子某方に於て研究會を開催す、出席者前記三生泉、和田、鬼頭の三名の外伊藤温子(一年生)

其他男子數名にして、チュターはナツブ橋本某之に當り無産者政治教程三部、佐野學著宗教論を使用テキストとす

三、委員會(E・K又は土曜會と云ふ)

社研を確立する爲E・K會を設け毎土曜開催し其の第一回に於て

A 學生大衆を團結させる爲級會を利用し趣味即ち藝術的方面よりグループを作り統制すること

B 集金別に統制員を置き統制部會を持つこと

C 一人が一人を獲得してメンバーを増すこと

等を決定し第二回以後は順次、神田金芳樓、學校内教室等に於て數回に亘りストライキ計劃を協議せり

四、専攻科の狀勢  
専攻科(四年生)九十六名は十一月二十一日クラス會を開き

イ、校長教授の件

ロ、校友會費の件

ハ、病院料金値下の件

ニ、規則明記機械代明記の件

ホ、圖書室を學生へ開放の件

等を決議し總代をして校長に提出せしめ次で二十二日には校長就任式のため全生徒集合の際も開會時間遅延を名として散會を叫びデモに移らんとする氣勢を示せり、右は前學校經營者香川氏が現校長に對する私憤を晴さんとする意圖に基いて一部専攻科生の策動に對し左翼(前記)一派の生徒之れに合流アチせるものと認めたる

左傾生徒處分に關する件

六、一、九普視應報

前項記載の左傾生徒に對し學校處分を左の如く發表せり

十二月二十六日付無期停學

三年生

和田ます

同

同

鬼頭信子

同

同

泉進子

十二月二十六日付無期停學(但し或時期に於て考慮す)

一年生

伊藤温子

生徒の不穩行動並被處分生徒に關する件

六、二、一六學校報

一、専攻科クラス會に於て決議し學校當局に要求せる事項左の如し

一、校友會費出納明細報告の件

二、規則書履行の件

三、實習機械代價單價表示の件

四、紹介患者料金の件

五、待合室雜誌備付の件

六、圖書閱覽の件

七、會計釣銭の件

八、當番受付の件

二、檢束せられたる生徒氏名等左の如し

檢束月日	釋放月日	學年	氏名	處分月日	盟休策謀の主謀者
五、三、二四	即日	専攻科生	岡田ハナコ	五、三、二五戒飭	同
同	同	同	勇伊トメ	同	同
同	同	同	中川しづ	同	同
同	同	本科二年生	中川きく	同	同
同	翌日	専攻科生	霜村愛子	同	不穩行動煽動者
同	同	同	佐藤ノブ	同	同
同	同	本科三年生	泉進子	五、三、二七無期停學	同
五、三、二五	五、三、三三	同	鬼頭信子	同	社研メンバー
同	同	同	和田ます	同	同
同	同	本科一年生	伊藤温子	同	同

○東京女子齒科醫學專門學校

同盟休校に関する件

六、一、一四警視廳報

學校當局は盟休生徒の父兄に對して登校の勸誘並に授業料の納付を請求する等専ら生徒の登校方を慫慂したりしも父兄側は從來盟休生徒を操縦し來りたる父兄代表と稱する一部策士に誤られ却て反對的態度を執れるを以て學校側は遂に授業料未納者並に不登校生徒九十名に對し任意退學したるものと見做す旨通知を發したるに盟休生等は前記自稱父兄代表辯護士下村榮二及誠首教授等により開設せられたる下谷天本產婆學校に於ける商科醫學講習會に出席益々結束を固め一面學校當局の糾彈運動を繼續し居りしが其の反響なく且つ盟休生徒等も從來の運動が誤れるを覺りたるものゝ如く八日に至り前記下村等父兄代表として警視廳を訪問し無條件復校方に關し調停の勞を執られたき様願出たるに對し警視廳に於ては校長は既に責任を負ひて辭職したるにも拘らず盟休生は總ての要求を容認せしむべく任意行動を執りたることゝて學校側は生徒の復校を拒絶しつゝあるを以て何等調停の方法なきを説きたり

六、一、二三警視廳報

一月十九日午後八時頃より專攻科生開米千代の止宿先に專攻科生の一部會合をなし盟休學生懇談會を開催し期成會を脱會し學校附近居住の大井町民有志の斡旋を乞ひ復校を嘆願すべき事を申合せ前記開米千代の止宿なる高橋某は此事を諒とし町議、區長等を介し學校當局に對し無條件復校運動を爲すべく畫策中なるが町有志は學校の存亡は町の繁榮に多大の影響ありとて極力復校運動に奔走するの模様あり專攻科生も亦對策協議の爲め寄々會合を催するの形跡にあり

六、二、九警視廳報

昭和五年十月十日より職員の問題に端を發し紛擾し來りしが其後盟休生徒は萬策つき一同連署を以て東洋女子齒科醫學專門學校宇田校長に對し轉校運動を開始するに至りたるが宇田校長は此事に關し本省當局及び東京女子齒科醫學專門學校中村校長と數回に亘り折衝を重ね最善の方法をとられたきを懇談し尙一方前記盟休生徒より各クラス別に復校嘆願書を中村校長に提出せしめる等種々運動を爲せり、依て中村校長は本省の諒解を得同校學則第二章

生徒被檢束に関する新聞報道の件

六、七、一三學校報

第五十條を「本校中途退學者にして再び入學せむとする者は聽講生として入學せしむることを得」云々と改正を行ひ盟休生徒を聽講生として登校を許可することゝせり二月九日午前十時頃盟休學生約百名登校し宣誓式を行ひ二月十日より授業を開始することゝし同盟休校問題全く解決せり

昭和六年七月十二日東京朝日新聞朝刊所載生徒六名檢束云々の記事に付警察署に就きて調査の處右は全く誤報にして何等其の事實なし

○帝國女子醫學專門學校

川崎メーデー暴動化事件公判當日生徒檢束の件

六、二、二四警視廳報

川崎メーデー事件公判は二月二十四日より横濱地方裁判所に於て開廷したるが當日傍聽者として赤色救援會より動員されたる左記生徒檢束せらる

檢束月日	釋放月日	學年	氏名	處分月日
六、二、二四	六、二、二七	醫本科二年	横田貞子	六、三、四命謹愼
同	即日	同	黒澤楸同	
同	同	本科一年	鈴木正子同	





昭和六年七月校内極左組織發覺し檢束せられたる生徒の其後の學校當局の處置は前記氏名欄に記入す

### ○女子經濟專門學校

#### R・S 撒配布に関する件

六、五、五 警視廳報

五月二日午前七時………讀書會聯盟署名の左記スローガン掲記せる撒を撒布せる者あり行爲者不明

學校内の一切の不平不満について學校當局に要求せよ!

マルクス主義を研究せよ!

讀書會を組織せよ!

### ○女子美術專門學校

#### 卒業生の戦旗支局確立運動に関する件

六、五、一 警視廳報

六、五、八 檢束

昭和六年三月卒業

須藤 壽美子

右は在校中より帝大生森茂の指導を受け、マルクス、レーニン主義の研究を続け痛く之に共鳴せり遂に昭和五年十月頃より戦旗支局に加盟し爾來毎月戦旗の配布を受け且つ戦旗基金を數回に亘り森を通じて出捐し森の友人等と共に讀書會を開催し居りしが本年三月同校卒業に際し前記森より指示を受け栃木縣地方を中心とする戦旗支局を確立すべく同志の獲得に努め女學校當時の知合等に働き掛けんとしたること發覺し檢束せらる

### ○大倉高等商業學校

#### 生徒被檢束に関する件

六、九、二 三 學校報

生徒左記の通り檢束せられたるが事件の内容未だ詳細に判明せず

檢束月日	釋放月日	學年	氏名
六、九、一八	釋放	三學年	伊賀 弘之
六、九、一八、一九頃	同	同	小野 勝郎
六、九、一九頃	同	同	相良 三夫
同	釋放	同	矢波 平治

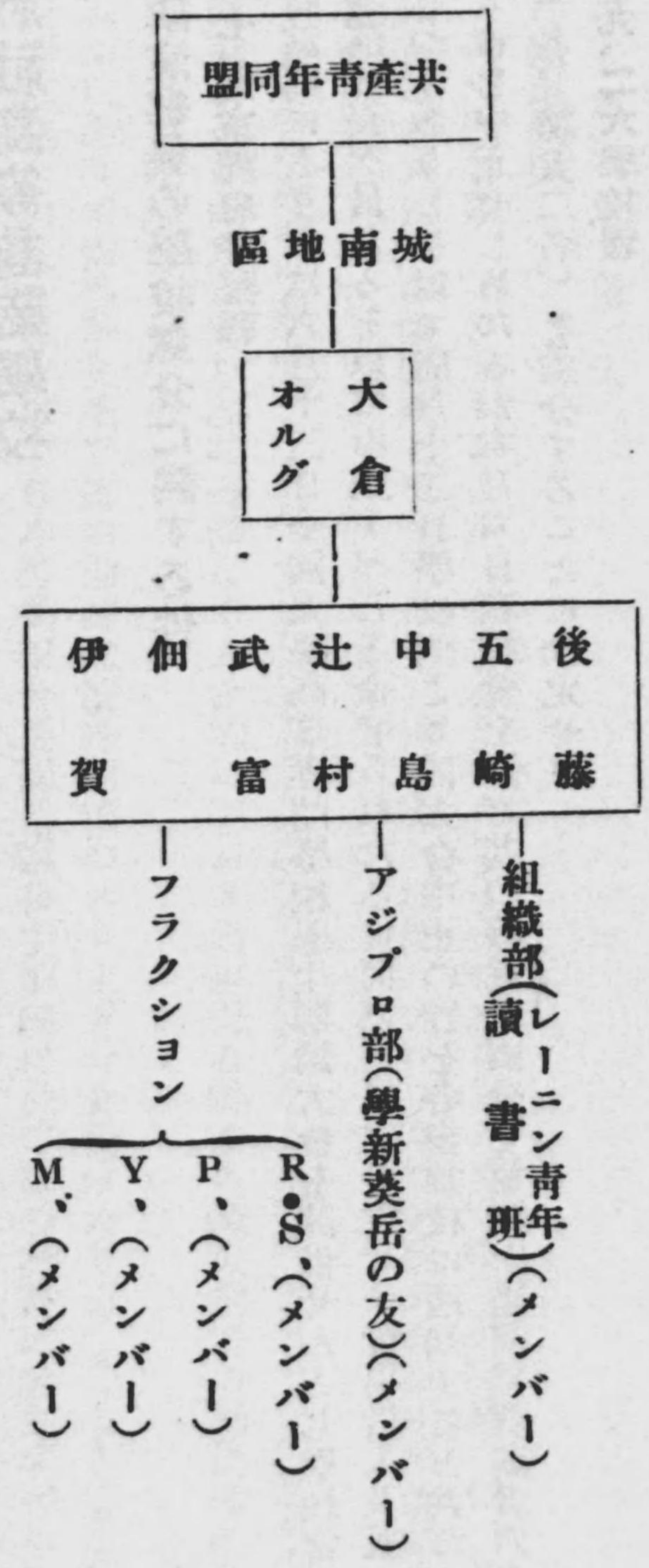
六、一、一、四 學校報

被檢束生徒並關係生徒氏名及其の學校處分等左の如し

検束月日	釋放月日	處分月日	學年	氏名
六、九、一九	六、一〇、四	六、一〇、一八、一ヶ月停學	三年	小野勝郎
六、九、二〇自首	六、九、二一	訓戒	同	中村都三
六、九、一九	六、九、二三	同	同	犬塚正夫
六、九、二三	六、一〇、三〇	六、一〇、一八、一ヶ月停學	同	相良三治
六、九、二〇	六、九、二六	同	同	矢波平治
同	六、九、二二	同	同	清水和三郎
六、九、二一	六、一〇、一一	同	同	伊賀弘之
六、一〇、六	六、一〇、八	六、一〇、一〇退學	一年	武富不可私
逃走中		六、一〇、四退學	三年	後藤實
同		同	同	五崎政一
同		同	同	中島太郎
同		六、一〇、六除名	同	辻村精一郎
同		六、一〇、一八、一ヶ月停學	同	吉川三郎
同		同	同	竹田虎藏
同		同	二年	福岡知雄
同		六、七、二、二九退學	同	高田昌
同		同	三年	渡邊博
同		同	同	田島精

右は豫て思想問題に興味を有し比較的之に深入りし社會運動にも興味を有する前記生徒後藤、五崎、中島、辻村、武富等が本年六月頃經濟學研究に名を籍りて讀書會を組織し、無産者新聞、無産青年新聞等二十部を購讀せりと判明し關係生徒檢束取調を受けたる結果共産青年同盟の細胞組織あること發覺せり即ち本校は共青同盟の城南地區に屬し學生細胞のオルグの地位にありて共青機關紙「レーニン」青年の讀者九名即ち九名の共青同盟員あること發覺せり、右の外學新「葵ヶ岳の友」を發行して大衆獲得の具に供しR・S、P・Y、モツブル等にフラクションを潛入せしめ學内細胞の擴大強化を計りつゝありたること判明せるものなり

其の組織圖解左の如し



## ○同志社高等商業學校

六〇八

### 高商部講演部員の學校處分に関する件

六、七、九京都府警察報

同校講演部にありては六月十三日全國大學高等專門學校學生辯論大會を開催せんとし學校當局に之を届出てたるに當時講演部長欠員なるを以て中止すべしと命ぜられたるに同部員は之を肯せず會場借入及案内狀發送等の滯留行爲をなしつゝありしを以て同月十二日學校側より同大會中止の旨を各参加校に通知すると共に會場借入を解約し斷然辯論大會を中止せしめたるが本月六日教授會を開き其の關係者處分を協議し講演部首腦者六名(諭示退學三名無期停學一名、譴責二名)を處分することに決定せり

六、九、二六學校報

前記警察報と同一内容なるを以て略す

## 五、高等師範學校

### ○東京高等師範學校

#### 國際失業反對闘争デーに關し學生生徒檢束の件

六、二、二八警察報

一、高師關係生徒 五名

上 村 恵

芳 賀 孝 四 郎

佐 藤 光

吉 田 利 雄

波 多 野 善 大

二、事件經過概要

本年一月十四日附「インプレコール」(International Press Correspondence)の略、英、佛、獨、波蘭、チエツコ等各國共產黨は各々同名の機關紙を有すに獨、佛、英、波蘭、チエツコ等各國共產黨中央委員會署名の機文を掲載せり其要領は

「現下失業の激増に鑑み來る二月二十五日を期し國際失業反對デーを開催せむことを各資本主義國に存在する共產黨及革命團體に望む即時遲滞なく大衆的にアジリ出來得る限り多數失業者の動員殊に各企業に勤務中の労働者の動員準備をなせ」云々

と云ふにありて尙冬季失業手當の即時支給外四項のスローガンを揚げたり「プロフィンテルン」に於ても其の機關紙等に是を力説せるを以て日本勞働組合全國協議會主腦部に於ては右計畫に参加すべく二月初旬より全協加

盟各産業別極左労働組合責任者會議を秘密裡に開催して具體的闘争方針を協議決定し全協中央常任委員會議署名の「國際失業反對闘争デーに關する指令」を各組合に配布し又各産業別常任委員會に於ても同様の指令及檄を發行し各機關紙には失々はか宣傳記事を掲載し目標工場及び一般職場等に貼撒布して當日に於ける指令の徹底に努めたり、全協機關紙「労働新聞」(二月二十一日附)には全紙面に闘争デーに關するアジプロを掲げて煽動に資し尙共產青年同盟補助機關紙「無産青年」(二月二十四日附)は本闘争に關する記事を掲げて學生層及青年グループに對し闘争心を煽揚せり即ち本計畫は全協を中心とし無青、無新の應援の下に稍々大規模に進展し且具體化するに至れり、當日の集會場所として豫定せるは省線田町驛附近、市電三田車庫附近、三田四國町電車停留場附近、芝浦製作所争議演說會場の四箇所にして時刻は何れも午後四時半頃なり

東京地方に於ける當日の状況

當日は前記の集會場所に動員に應じ參集せりと認めらるゝ者は警察官憲に於て檢束せるを以て比較的平穩裡に終始するを得たるが其の際五色用紙の不穩ピラを撒布せるもの或は檄ピラを所持せる者凶器携帯者及び學生にして制服を着し參加せる者等多數ありたり、當日動員に應じたる者の推定數は警戒嚴重なる事を聞知して途より引返したる者を合する時は約千余名と計上せらる

被檢束者總數一九五名の中被檢束學生々徒數計四十三名にして其の學校別を示せば左の如し

帝大	十三	美 校	一
早大	十五	速記學校	一
高師	五	電機學校	二
日大	二	學 生	三 (所屬校不明)
中大	一		

六、四、一四學校報

本年二月二十五日決行せられたる國際失業反對デーデモ運動に参加したる嫌疑を以て東京帝大學生及早大學生其の

他と共に五名の高等師範學校生徒等檢束せられたる處其の後警視廳及學校當局の取調の進捗せるに伴ひ客年十月頃より東京文理科大學々生及同高等師範學校生徒等に對し帝大左傾學生の策動行はれ其の結果本年一月末にはP・N、Y・N、新教(新興教育)プロ科學及R・Sの各班確立し約三十名の學生々徒等夫々各班に分屬して左傾的行動を爲し居たること判明せり依て學校當局は三月末毎年の例に従ひ成績會議を催したるを機とし表面は懲戒の處分に依らずして大學生四名を依願退學に高師生徒十八名を退學、同一名を休學に夫々處置せり尙多小の嫌疑を以て一應取調べたるも確證を得ずして其の儘とせるもの八名あり

右の處置に對し目下の處一般學生々徒間には何等動搖の兆なきも或ひは救援運動を企つるものなきやを警戒中なる由

六、四、二〇警視廳報

六、四、二七學校報

去る二年二十五日國際失業反對デモ舉行に際し之に参加すべく芝三田附近に參集せる學生數十名を檢束せる中五名の高師生徒あり其の取調の結果昨年十月O・S社研に参加し居たる十五名の者等に依りて再びR・Sを組織し昭和五年十一月頃より無新、無青の中部小地區學生班に参加し新聞ニュース等を持ち込み本年一月よりはR・Sニュース「火柱」を發行する等着々組織擴大し二月現在に於て約三十餘名のメンバーを組織するに至りたるものにして前記反失デモに際してはY(無産青年)の線より動員令を受けてメンバーの半數以上が之に参加せること判明せるが右に關し學校當局に於ては其特殊性と其前轍に鑑み今回は嚴罰主義を以て臨み去る四月九日十六日の兩度に亘り左の如く處分を發表せり。

一、退學處分(二十三名)(三月三十日附)各通

高師文一ノ二	竹 谷 亮 藏	奈 良
同	中 田 耕 五 郎	岩 手
同	小 長 繼 男	岡 山

二、諭旨退學(四名)

同	文一ノ三	吉田良久	香川
同	同	入江正巳	岡山
同	同	平賀新三郎	新潟
同	同	芳賀幸四郎	山形
同	同	佐藤光郎	福島
同	文二ノ一	牧野富光	栃木
同	文二ノ二	宮村義雄	三重
同	同	増子好一	福島
同	同	上村恵一	新潟
同	文二ノ三	吉田利雄	和歌山
同	同	中村喬雄	千葉
同	文三ノ二	堀越文雄	埼玉
同	同	向井英一郎	山梨
同	同	樋口英一	長野
同	同	北澤壽久	同
同	理二ノ三	田上忠久	宮崎
同	同	上淵兼松	同
同	同	清水兼久	函館
同	理三ノ二	蒲生四三男	同
同	同	萱園照雄	奈良

文理大教育一 安部綱義 山形  
 同 小川五郎 静岡岡  
 同 心理一 中岡榮喜 奈良  
 同 同 石川五三二 青森  
 同 同 同 同 同 同  
 三、休學(二名)  
 文二ノ二 山本勤 静岡岡  
 文三ノ二 大島通夫 京都

四、訓戒 數名  
 五、一般學生々徒には嚴重訓辭し本學の使命に鑑み遺憾なきを期しつゝあり(學校報)  
 附記、これらの處分は何れも本學の規則に於ける懲罰退學にあらずして認定退學の處分なるがこは彼等の將來に復活の餘地と反省の機會を與へんとする精神によれる由也

○広島高等師範學校—第二臨時教員養成所

讀書會等組織に關し生徒檢束に關する件  
 六、二、一七學校報

二月十二日檢束	文科第一部第三學年生	佐藤元一
二月十四日同	同	眞鍋之
二月十二日同	文科第二部第三學年生	杉本重臣

右三名のもの各頭書の日附以來廣島西警察署に檢束さる

一、檢束に至りたる事實

昭和五年十二月十九日夜寄宿療庭其の他の二ヶ處に投入せし「敬愛する全高師生諸君に告ぐ」なる宣傳ビラ並に昭和六年二月七日早朝校内生徒控室教室等に配布せし「軍教絶対反對！」なる宣傳ビラに關し容疑者として檢束されたるものなり

二、事件の内容

未だ判明せず

六、二、二六學校報

一、檢束の結果並に檢束せられたる事實

六、二、一二檢束	佐藤	一	六、二、一八釋放
六、二、一四同	眞鍋	元之	六、二、一八同
六、二、一二同	杉本	重臣	六、二、一八同
六、二、二二同	岡	不可止	

二、事件の内容及經過

(一)、關係者姓名(十四名)

六、三、一七退學	文、一ノ四	岡	不可止	六、三、一二、不起訴
六、五、二七同	同	吉津	孝雄	同
六、三、一七同	文、一ノ三	眞鍋	元之	同
六、七、二〇同	同	佐藤	一	同
六、五、二二解除	同	中山	正英	同
同	退學	西	友和	同
同	文、二ノ三	羅	同	

同	六、五、二七解除	同	宇田	文雄	同
同	六、六、三同	同	松村	武雄	同
同	六、六、四同	同	吉益	宣	同
同	六、七、二〇退學	同	嘉納	泰良	同
同	六、五、二二解除	同	木俣	正	同
同	六、三、一七退學	同	杉本	重臣	同
同	六、四、一五同	臨教英、三	道家	一巳	同
同	六、五、一四解除	同	鮎川	光次	同

(二)、讀書會開催

昭和五年七月中旬某高等學校生徒(鮮人)金某及道家主唱の下に杉本、眞鍋、鮎川の五名、山口縣富海驛前某旅館に於て讀書會を開催しテキストとして各自持寄りたる「ニコライ、プハリン轉形期の經濟學」「レーニン、左翼小兒病」「フリードリッヒ、エンゲルス空想より科學へ」「ニコライ、レーニン帝國主義論」等を研究せり而して其後中途にて沖合なる小島に移り前後十數日間の日子を費して大體のテキストを讀了し解散各自歸郷せり、其後此のグループは二分して杉本はその同級生松村、西羅、嘉納、吉、木俣、宇田の六名の同意を得て十一月上旬より主として杉本の下宿に於て毎週日曜、水曜の二回宛讀書會を開催、テキストとして高島素之譯マルクス資本論を研究し爾來十二月中旬試験前迄數次會合を重ねたり、又眞鍋は中山、佐藤と共に眞鍋の下宿先に於て讀書會を開催し「史的唯物論」の研究をなせり、斯る中間の加入を見擴大の提案も出でしが實行するに至らず第二學期試験に入りたり、尙一月中旬に至り佐藤は岡、中山と共に新に吉津を加へて岡の宿所に於て數次の讀書會を開催「無産者政治教程」の研究をなせり

(三)、不穩ビラ撒布事件

斯く五年七月以來數次の讀書會を重ねる中勢の趨く所遂に實踐運動に至れり即ち既報「敬愛なる全高師生諸君に

告ぐ！」なる不穩ビラの撒布これなり、本不穩ビラは杉本の主唱にかゝり彼は此れを松村、西羅、喜納、吉、木俣、宇田等との讀書會の際に提案し、杉本及び木俣、宇田、吉の四名にて起草し更に杉本これを整理して原稿を作り中學校生徒李某をして原紙に書寫せしめ木俣の下宿先に於て西羅、木俣、宇田、吉、嘉納の五名にて約千枚(美濃判西洋紙半切)を印刷し、五十枚宛束にして携帯配布に便し數日の後則ち十二月十九日午後八、九時頃吉、西羅の兩人携帶して學校正門より生徒控室に至つて若干を置き更に再び校外に出で昇越して寄宿寮南庭及び附屬中學校附屬小學校々庭に投入せり、かくして撒布されたる不穩ビラは幸にして時恰も試験期なりしと、加之夜間の事とし一般生徒の手に渡るに先立ち處置するを得何等影響するところなかりき

(三) 學校の處置  
關係者全部に對して昭和六年二月二十四日歸郷謹慎を命じ家庭と協力して反省を促すと共に其の情況を視察することとせり

六、三、一九學校報

讀書會並に不穩ビラ事件關係者に對して(昭和六年二月二十四日附、十四名)前記の如く歸郷謹慎を命じ置きたるが三月十七日付左記の三名に對し本校規則第二十五條により退學を命じたり

- 文科第一部四年生 岡 不可正
- 同 三年生 眞 鍋 元 之
- 同 第二部三年生 杉 本 重 臣

六、三、一九學校報

昭和六年三月廣島地方裁判所檢察局に於て治安警察法違反被疑事件にて不起訴處分に付されたるもの左の如し

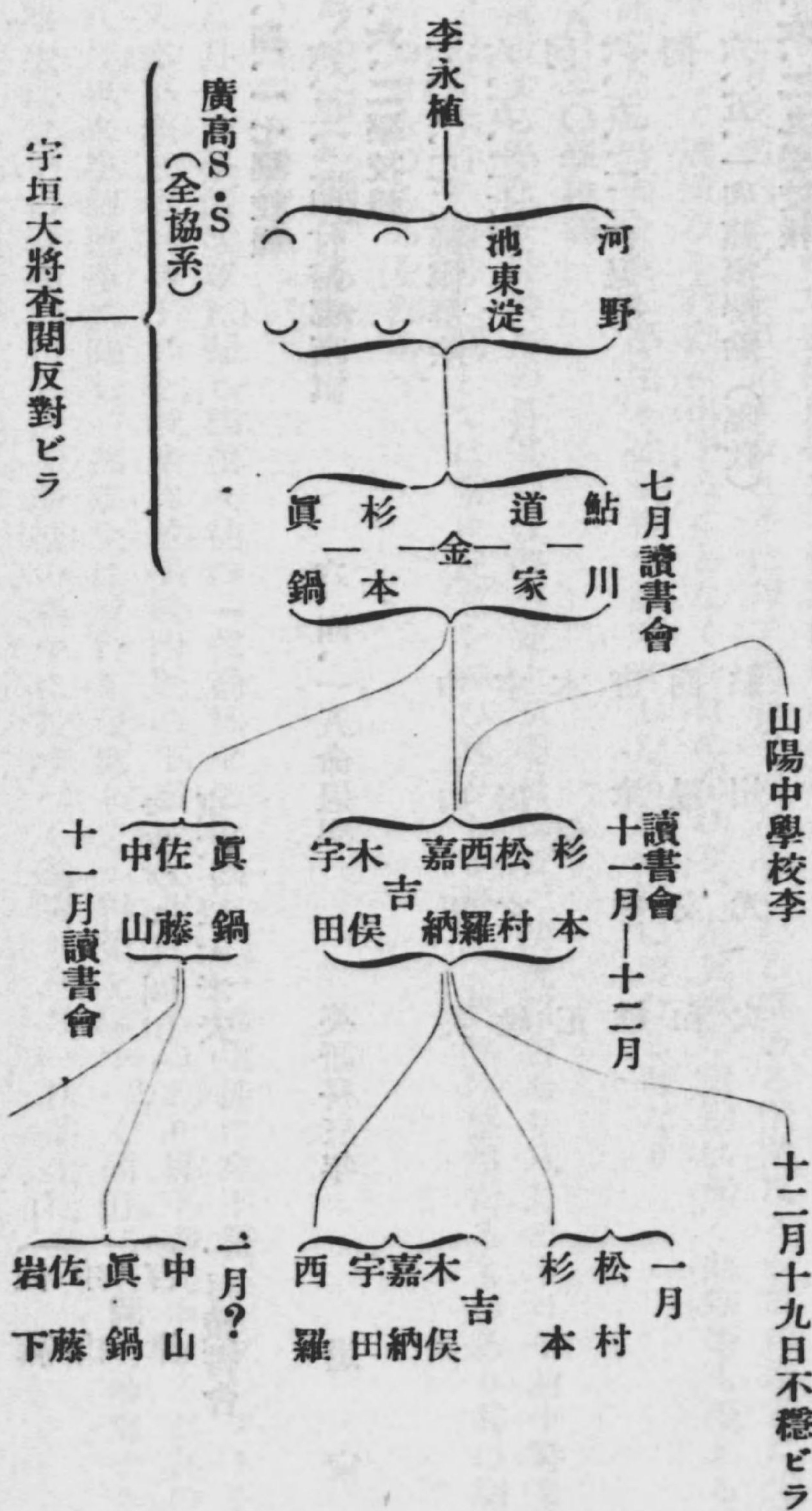
- 高師生 吉 津 孝 雄 臨 教 生 道 塚 一 己
- 同 佐 藤 孝 一 同 鮎 川 光 次
- 同 中 山 正 英

出版法違反被疑事件にて不起訴處分に付されたるもの(六名)

- 高師生 西 羅 友 和 高 師 生 吉 益 宣
- 同 宇 田 文 雄 同 喜 納 泰 良
- 同 松 村 武 雄 同 木 俣 正

六、四、一七學校報

概要(前報に同じ)組織圖



モツブル岡田  
京大岸本孝夫  
一月讀書會  
佐藤中山吉津

六、四、一七學校報

六、二、二四付歸郷謹慎

六、四、一五命退學

英語科三年

道家一巳

六、六、二學校報

六、五、二二謹慎解除

六、五、二七同

六、五、二二命退學

同

六、五、一四謹慎解除(臨教)

六、六、二九學校報

左記生徒二名は嚮に讀書會並に不穩ピラ事件に關し二月二十四日付歸郷謹慎を命せられたるものなるが其後改悛の實ありと認めたるに付各頭書の日附を以て謹慎解除歸校せしめたり

六月三日付謹慎解除

六月四日付同

六、八、一五學校報

七月二日付退學

同

中山正英  
宇田文雄  
木俣正雄  
吉津孝雄  
西羅友和  
鮎川光次

文二部三年 松村武雄  
同 吉益宜真

文一部三年 佐藤一  
文二部三年 嘉納泰良

以上にて全部處分完了

退學處分

謹慎解除

計

八名  
六名  
十四名

學生生徒參集の件

六、八、二六學校報

今回學制改革案反對の爲在廣島學生々徒は歸郷中の學生々徒に對し招集の電報を發し去る八月十七日學生々徒大會を開催せり強壓的に之を阻止するときは却て紛糾を大ならしむる虞ある情勢なるが故に適當に指導監督することに努め幸にして矯激なる行動に出ることなく今日に至れり、左翼派の策動は無く此點毫も憂ふる所なき情況なり尙今後適當なる時機を見て學生々徒を再び歸郷せしむる様誘導に努むる考なり

六、八、三〇學校報

曩に報告せる學生々徒參集の件其の後學長並上京委員歸校、情況報告あり八月三十日午前十時を以て解散各自歸郷せり、因に本件の趨勢に關しては常に注意を拂ひ居りしが終止一貫秩序整然たるものあり其の間何等左翼派の策動するが如きものあるを認めず

不穩ピラ配布に關する件

六、九、二一學校報

本年八月一日學制改革に關し學生々徒の一部動搖せるを機とし一部生徒に宛不穩パンフレットを配布續いて九月十日又亦不穩なるニュースを教室内並學校附近の下宿に配布せるものあり目下調査中なるが其の概要左の如し  
本年八月以來學制改革に關し一部學生は成行を憂慮し之が對策を講ずべく同月三十日頃參集せる事實あり、然るに左翼學生は之を自派に利用し之を紛擾の渦中に投すべく劃策し八月一日某生徒宛  
學生課を撤廢せよ



社會科學の研究結社の自由

言論出版の自由

進歩的學生處分絶對反對

處分された學生の即時取消

帝國主義的軍事教練絶對反對

惡辣なるスパイ制度絶對反對

選舉制度撤廢

完全なる自治的學友會萬歲

R・Sの旗の下に

等々のスローガンを掲げたる「高等師範學友諸君に告ぐ」と題し廣島地方R・S聯盟署名の不穩パンフレットを送附、續いて九月十一日「青年學徒」なる不穩ニュースを教室内並學校附近下宿に配布せるものあり學生課に於て目下調査中、因に「青年學徒」掲出スローガン左の如し

「青年學徒」は學生大衆の新聞たらん事を期す

「同」は階級的的政治新聞たらん事を期す

「同」は革命的學生を統一結成せしめん事を期す

「同」は坊主々義教育理論の阿片性を曝露せん事を期す

六、一〇、九學校報

本月五日早朝文理兩科第二、三學年生徒が野外演習のため原村陸軍廠舎へ出發に際し又亦不穩ビラを學校附近下宿に配布せるものあり目下調査中、尙該印刷物は左記の如きスローガンを文中或文尾に掲げ「滿洲出兵は要するに帝國主義ブルジョアジの野心の發露だとして我々の軍事教練もやはり彼等の手先に使ふ爲の準備行動に外ならぬ、我々は軍事教練には絶對反對だ」と云ふが如き内容を有するものなり

スローガン 帝國主義戰爭絶對反對！

誰も教官の命令や説教には耳を貸すな！

原村演習には出るな！

軍事教官を叩き出せ！

滿蒙出兵反對だ！

生徒被檢束に関する件

六、一二、四學校報

(一二、一五命退學)

臨教國語漢文科第三學年生徒

井 口

俊 雄

(一二、三檢束、一〇放還)

右者昭和六年十二月三日廣島市内白神社社境内に於て廣島女子専門學校第一學年生徒加納豐美と街頭連絡中檢學取調を受け目下引續き拘引取調中なるが狀況次の如し、本人は近來本校内に撒布さる、「青年學徒」等の不穩ビラに關係あるの疑最近濃厚となりたるを以て注意中本人等の關係せる思想團體が最近白神社附近に於て街頭連絡をなせる事實を學生課に於て探知し爾來警察當局と連絡警戒を怠らざりし處前記の事實發覺檢束されたものにして其の際本人並加納は、無産青年十二部、新興教育十一月號一部、青年學徒三部、同。〇。〇。〇。一部、鯉上の健兒。〇。〇。一部、反戦パンフレット。〇。〇。一部、レーニン青年一部、救援ニュース四號約百部を所持し居れり、尙關係者目下取調中なるが本校(廣島高師)文科第三部甲三年生下江誠五も關係ある見込にして之等に對する學校當局の處分に付ては目下考慮中なり

六、一二、三學校報

本校に於ては養成所生徒井口俊雄の檢束事件に關係ある左記生徒一名を命退學處分に附せり

六、一二、一五命退學

文科第三部甲三年生

下

江

誠

五

退學の理由

「青年學徒」關係其他左翼運動關與

六、二二、三學校報

臨教國語漢文科第三學年 井 口 俊 雄

右者養成新規則第十九條第三號に依り退學を命ず(六、二二、一五)

前記井口は退學後シンパとして活動の意ありとの由

七、二、三學校報

六、二二、一五命退學 國漢科三年 井 口 俊 雄

右者「青年學徒」配布關係者

六、二二、一五命退學 國漢科三年 藤 至

同 鹽 見 世 雄

思想傾向悪く教育者として成業の見込みなし、尙公文書提出の際並警察官に對し偽名を用ひたることあり

○東京女子高等師範學校

校内左翼秘密團體發覺並處分の件

六、二一、七學校報

昨年九月頃文科第三學年生岡本清子を社會科學研究の疑を以て學校當局に於て取調べたる處充分自白せず其の父を召致の上監督方注意し本人に對して嚴重訓戒するに止めたりしが本人は尙其の後も研究を續けたるのみならず他の同級生にも働き掛けR・Sを組織し外部と連絡の上其の擴大を圖り居りしものゝ如く真相未だ判然するに至らざりき然るに偶々本年九月末家事科第三學年生徒島井みよが共青地區オルグに對し最近の校内狀況を報告せるに端を發

し遂に東京市内各警察署の手により十月中總計十三名(關係者計十八名内失踪四名不檢束一名)の檢學留置を見るに至れりその結果左記校内諸組織判明するに至れり

記

一、讀書會

昭和五年十一月頃より組織、帝大生をチューターとし週一回下宿、Y.W.C.A、大塚女子アパート等を會場に充て研究をなす、本年五月頃メンバー十數名に達せるを以て班代なるものを置き各班の周旋をなさしむ、班代會は週一回ニコライ堂庭、學校内花園等に於て晝休み又は放課後約三十分宛行ふ、機關紙は本年二月頃より始は「すゞかけ」次に「前進」後に「あかつき」と夫々改題し二回乃至五回發行せり

二、無青、無新、の配布

組織當初より受く、始は各四部宛なりしも六月頃(本年)には無青十一部(外に三部宣傳用)に増加す、此の外勞新を受けたるも班を分ちて分配するに至らず全協支持團のメンバーも一時存在せるも最近何れも消滅せり以上は學内の活動なるも學外との關係に於ては無青のキャツプ(校内新聞班キャツプ)は昨年末より共青東京地方中部地區オルグ及委員長と連絡しE小地區に屬する津田英學塾、女子經濟專門、家政學院、府立第一高女等とも連絡せり本年六月中旬よりはE小地區の女子學校代表となりそのキャツプは學生協議會にも出席せり、因に小地區内女子學校に於ける配布部數は左の如し

- 東京女高師 一四
- 津田英學塾 一六
- 女子經濟 三
- 家政學院 二
- 府立第一高女 一
- 三、反帝支部



起訴保留	同	二十一日	諭旨退學	同	千	正	子	十月二十八日
同	同	九日	同	同	中	葉	子	十月四日
同	同	二日	命退學	家	石	島	キ	十月二十二日
同	同	二十五日	諭旨退學	文	井	上	ア	十月八日
				一	國	子	イ	

六二六

六、一、一三警視廳報

内容省略司法處分は前報一覽に記載す  
尙前報に記載なき處分生徒左の如し

處分日附	學校處分	學年	氏名
十一月二日	訓戒	文四	小 林 順 子
同	同	家事三	笠 原 淑 子
同	同	同	前 川 壽 子
同	同	同	萊 利 會 子
同	同	同	澤 美 代 子

六、中等學校

○東京府

明治學院中學部生徒の軍教反對宣傳ビラ配布に関する件

六二、九警察報

芝區白金今里町所在明治學院中學部に於て一月二十二日軍教査閲舉行當日別紙の如き軍教反對の宣傳ビラを配布せる者あり高輪署に於て捜査の結果

同校四年生 風 間 六 郎 (大正三年十月生)

の所爲なること判明而して風間は同校高等部學生より受領配布したる事を自供せり、然るに二月五日更に學校内便所等に傳單を貼付せるものあり行爲者内偵中

ビラ内容

人類は互に愛し合ひ戦争はすべきものではない殊に吾が宗教學校にては戦争の練習をうる事は不合理である故に我々學生は軍事教練には反對である

- 戦争絶對反對
- 配屬將校をたゞき出せ
- 査閲反對
- 帝國主義戦争絶對反對
- 軍教を排撃しろ

傳單內容

査閲反對

軍教を排せ

帝國主義戰爭反對

軍人と宗教家との反動教育反對

學校にては風間六郎に對し訓戒を加へたり、爾後の行爲者は未だ判明せず

明治學院中學部の讀書會組織に関する件

六、二、一八憲兵隊報

(要旨) 明治學院中學部四年生風間六郎はピラ撒布容疑者として檢束取調の結果同學院中學部四年生數名にて秘密裡に讀書會を組織し主義の研究の傍らメンバーの獲得に努めつゝありたることを判明せり

一、R・S (讀書會) 組織の經過情勢

中學部四年C組風間六郎は昭和三年四月同中學部に入學したるが其當時より文學(特にプロ文學)に興味を有し且明治學院の基督教的教育と當時同學院高等部に在學し居たる左傾生徒某の指導感化を受け漸次基督教的社會主義より共產主義的思想を抱持するに至り昭和五年第二學期の中頃より同級生

板倉 想 一

趙世吉

等と社會科學の研究を爲さんと奇々協議し居りたるが偶昭和五年十二月十九日同學院食堂に於て「學生大衆に訴ふ」と題する社會科學研究會組織態憑の宣傳ピラの配布を受くるや風間は更に同級生

村田 泰 衛

を加へ十二月二十一日風間の自宅に於て右四名の明治學院中學部R・Sの會合を催し、ハイドマン著「社會進化の過程」をテキストとして之れを研究し生徒中の意識的分子を見出し會の同情者とし更に之をメンバーに入れること等を協議し散會せり、其後右四名の者は同級生數名を勧誘加入せしめんとしたるも植田源太(四年)一名を

得たるにすぎざりしが昭和六年一月七日生徒趙聖吉の下宿に於て右五名の者等は第二回のR・S會合を催し前回と同一のテキストを用ひて研究しメンバー獲得に努力すべきことを申合せ散會せり

二、R・Sメンバーに對する上級生の策動

中學部のR・Sは同學院高等部生徒にて組織しある社研會員の指導に依るものゝ如く昭和六年一月二十二日中學部の學校教練査閲當日高等部生徒某は査閲反對の檄文を風間及趙聖吉等に手交し生徒間に配布すべきを命じ更に一月下旬趙聖吉は更に同院高等部生徒某より「教程と参考書」と題する讀書會等に於て使用すべき教程及参考書一覽表の配布を受けたり、尙同學院高等部の教練査閲反對の宣傳ピラを一月三十日並に二月五日の兩度に亘り配布或は貼付せり

學校當局に於ては關係者五名に對し何れも訓戒せり

昭和五年十二月第一回會合(R・S)に出席したるもの(四名)

風間 六郎

(主唱、自宅を會場とす)

板倉 想 一

趙世(聖)吉

村田 泰 衛

昭和六年一月第二回會合(R・S)に出席したるもの(五名)

風間 六郎

板倉 想 一

趙世(聖)吉 (下宿を會場とす)

村田 泰 衛

植田 源太 (新加入)

産業組合學校生徒の讀書會組織に関する件(各種學校)

六、一、三一書報

標記學校（牛込區揚場町所在）生徒丹治武正は昭和六年一月二十四日不審の點あり中野署の取調を受けたる結果同校生徒を糾合して秘密裡に讀書會を組織し共產主義の研究を爲しつゝありしこと發覺せり丹治（一月二十四日より三十日迄留置取調べらる）は昭和五年四月同校に入學同年十月頃より讀書會組織を企圖し同級生山本常雄、袴田修一、末次賢雄等を誘導して戦旗を讀ましめ十一月末讀書會の組織を具體化するに至り十二月中旬に丹治の寄宿舎立志社にて研究會を開催し昭和六年一月に至る間數回開催せり

メンバー

- 丹治 武正 (在學し居らず)
- 末次 賢雄
- 山本 常雄
- 袴田 修一
- 長雄 時雄
- 溝淵 和五郎

テキスト、唯物史觀 唯物論入門

本年一月に入りて更に生徒主事徳永清治を動かして學校公認の「産業組合研究會」なるものを作り約十八名の會員を得て其の研究會の擴大を企圖しつゝありたること判明せり

外部左翼團體との連絡は未だ無之無新、無青等も入らざりし爲丹治は三十日嚴戒を加へられ釋放せらる

六、二、五學校報

學校に於ては主謀生徒丹治武正に對しては仕末書を提出せしむると共に嚴重監督指導することとし、他の生徒は何等外部との連絡もなく且つ意識的行動を取るに至らざりしを以て嚴戒に止めたり

豊島師範學校生徒盟休並T・N讀書會組織に関する件

五、二二、一九學校報

六、一、八書報

六、二、六學校報

一、發端

昭和五年十月頃同校一教諭の圓滿退職せるを生徒は不當に退職せしめられたるものとなして十一月十日四年生の總代を以て其の留任敷願をなしたるが十三日に至り其敷願の誤解に出でしことを悟りこれを中止し、新たに

1 生徒意志の尊重

2 自治權の確立

3 學校當局壓迫反對

等の要求書を提出し不穩の状態を呈したるを以て學校當局は十二月八日付校規紊亂の廉により其の主謀者と目さるゝ

- 四年生 磯部 武退學
- 同 岩井 邦利 停學
- 同 浦野 道善 停學
- 同 海老澤 勝男 謹慎

に處したり、然るに其處分取消要求を中心として四年生三年生の大部分は翌日即ち九日より盟休を敢行するに至りたり

二、經過

四年生、三年生の大部分は十二月十日に至りて隊を成して校長室に至り

1 先に處罰されたる者を復歸せしめよ

2 斯る團體運動に關して一切犠牲者を出さざること

等の要求をなし遂に四年生六十五名、三年生六十三名は退學届を一括して學校長の手許に提出するに至れり、この間學校當局は父兄保證人卒業生等と協力して鎮撫に努めしもその效なき爲十八日に至りて今回の行動に加はり

たる四年生には凡て停學、三年生には謹慎を命じ各自父兄等をして引取歸省せしめたり

三、極左生徒の行動(T・N讀書會の發覺)

警察に於ては盟休事件の背後に極左的指導關係ありと認め極力調査の結果同校内に昭和五年八月以來T・N讀書會なる秘密結社を組織しプロレタリア科學研究所系統「新興教育」同人がこれを指導し數回に亘り會合をなし居りし形跡あること判明するに至りたり、而して適々一生徒の下宿の天井裏を搜索したるに讀書會ニユース、アジプロニユース等多數の秘密文書を發見し彼等が共產主義の研究をなし居りたること及今回の盟休が彼等の策動に出でたるものなること等明かとなれり、尙發覺當時のメンバーは五年生(三名)四年生(十五名)三年生(二名)を算したり

檢束者 三名 (十二月末)

拘留七日

四年

濱上

兵衛

同

五年

粕谷

政男

同

三年

藤江

正二

四、學校當局の處置

學校當局に於ては警察の取調の結果初めて極左生徒の策動ありし事實を識り關係生徒廿名を十二月二十八日並六年二月六日兩度に亘り何れも退學處分に附したり、尙曩に停學に處せし四年生及謹慎を命じたる三年生に對しては彼等が單に極左生徒の使喚に依りて漫然輕舉盲動したるものなる故を以て夫々其處分を解きたり

處分者内譯

五年生

三名

退學

四年生

十五名

同

三年生

二名

同

目白商業學校生徒の不穩ピラ配布に關する件

六、四、二五熊本縣警察報

六年四月十九日午後四時頃熊本縣天草郡本戸村に於て左記内容のピラ拾枚を發見したるにより取調の結果

東京目白商業學校五年生 (五年十月四年に編入)

平田忠男

なること判明せり、本名は目下病氣にて天草郡本戸村に歸郷中にて本人の周圍には何等思想的團體及交友關係等無く確然たる極左的信念も認め難きも大阪商工學校在學中社會科學研究をなしたる事實あり自家の謄寫版により自らピラ二百枚を印刷し四月十八日午後八時頃約三十餘枚を配布したるも中途其の効果を懷疑し之を斷念殘餘は原紙と共に自家に於て焼却せり、學校當局に於ては五月二十二日付除名に處せり

ピラ内容

立て! 同窓よ!

全島勞働者よ團結せよ

資本主義戰爭絶對反對

横暴の限りを盡す暴壓者「劔吊蟲を蹂躪せ!」

酌婦藝妓の名目にて樓主より賣淫を強要されつゝある倫落の女性よ速に自由廢業を斷行せよ

○京 都 府

私立兩洋中學鮮人生徒盟休に關する件 (各種學校)

六、五、三〇警察報

私立兩洋中學に於ては目下在校生總數二百五十名(内内地人二二一名、鮮人一〇六名臺灣人二三名)なるが五月十日授業料未納者二十八名(内内地人一〇名鮮人一八名)の除名を發表したるに内地人は平穩なりしも鮮人生徒は對

策を協議せる模様なりしが五月二十六日午後一時三十分約五十名は教室に集合し陳情書を學長に提出すべく決議をなさむとしたるを以て學校當局は直ちに解散を命じたるも肯せず反て學校當局の態度を論難し左記陳情書を學長に手交すると共に二十八日を回答日となし當日迄盟休をなすべく決議したり、二十八日に至り檄文約百枚を學校の内外に撒布し生徒のアジプロに努め午前八時約五十名大學裏塀を乗り越へ校内に侵入十名の代表が別室にて學長と會見陳情書に對する回答を求めたるに學長は之を拒否したるに依り退出し速時退學届を作成同盟退學せり

- 一、學長として朝鮮留學生を侮辱しないこと
  - 二、特に朝鮮學生の彈壓を廢止すること
  - 三、同校日、鮮、臺の除名された學生を無條件にて復校せしむること
  - 四、築山先生排斥
  - 五、授業料三割値下斷行
  - 六、言論集會を絕對自由にする
  - 七、新鮮なる校内に警察權を侵入せしめないこと
  - 八、犠牲者を絕對に出さないこと
- 六、六、二九學務報  
右報告は彙に報告ありたる警察報に同じ

### ○埼 五 縣

師範學校に無産青年埼玉南部地區學生委員會署名の「アジビラ」撒布に關する件

#### 六、二、一〇書報

二月十日男女兩師範學校庭に給料引下反對に關する「アジビラ」を撒布せるものあり、行爲者不明（名義—無産青年埼玉南部地區學生委員會）

ビラ内容（要旨）

資本家主どもに依る教育労働者の初任給三圓引下げは今や諸君の上にかゝりつゝある薄給を更に三圓値下げすることに依つて奴等の云ふ農村救済が出来ると云ふのか、こんなことが地主の偽瞞であることは肝心の貧農大衆がヨク知つてゐるのだ、そんな引下げで救済されるのは地主自身なんだ諸君も犠牲心とか謙讓とかの美辭にゴマかされて泣寝入りとなるな諸君！

- 何故農村はこんなに困つてゐるか
- 何故小作争議やストライキに警察が邪魔をするのか
- 何故米の生産者が米を食へないか
- 何故こんな教科書を國家が押しつけるのか
- 幸福な國だなんてプロレタリアや貧農やプロレタリア化しつゝある小市民の子供達に教へこまねばならんのか
- 埼玉師範の兄弟！ みんなでヨクこのことを考へてくれ、こんなバカ／＼しい奴等の建國祭をブツつぶせ
- 團結の武器に依つて初任給三圓値下げ反對運動を捲き起せ！

名 義

以上

### ○栃 木 縣

縣立今市中學校生徒の治安維持法、治安警察法並出版法違反被疑事件檢舉に關する件



六、三、一三警察報

昭和六年一月宇都宮市江野町入澤幸三郎等に係る治安維持法違反被疑事件檢舉により日光、今市兩町を中心とし「縣北勞農青年同盟」の組織ある事發覺し爾來警察當局に於て嚴重内偵中の處二月二十日、日光電氣精鋼所に於て職工八十名の整理を發表するや翌日夜右工場地域内に「くびきり反對だ」云々のビラを撒布したる者あり日光署に於て直に之れが捜査に努めたる結果

縣立今市中學校五年生等

の所爲なること判明し左記二名の今市中學生及び同中學出身法大生柴田武二を檢束せり

六、二、二一檢束 今市中學五年生 塙 田 正 雄 六、三、五釋放

同 荒 川 三 郎 同

右三名の取調によりて同人等は日光電氣精鋼所青年職工を目標に全協系の非合法的日光金屬勞働組合を組織する計畫の下に同志の獲得に努め居りたることを判明し同時に

左記の今市中學生六名も之れに關係あること發覺したるを以て二月二十二日檢舉取調べをなせり

六、二、二二檢舉 今市中學五年 福 田 義 雄

同 八 木 澤 廉 郎

同 芝 崎 喜 市

同 鹽 井 武

同 大 山 眞 一

同 村 山 正 一 郎

其結果今市中學卒業生たる法政大學高等師範部國語漢文科一年柴田武二は同級生たりし大島隆郎(雜誌大衆經濟記者現在東京市在住)と謀り日光電氣精鋼所青年職工を目標に非合法的左翼勞働組合の組織を企圖し昭和五年七月以來數回に亘り東京日光間を往復し前記今市中學生荒川三郎及塙田正雄を使喚して同志獲得に努め昭和六年一月迄に

現職々工

三 名

今市中學校生徒六名(福田、八木澤、芝崎、鹽井、大山、村上)

會社員

一 名

を獲得し十數回に亘り秘密會議を開催し組織の整備なるや暫定的形態として、秘密結社「日光赤色青年同盟」名義の下にR・Sを組織し同志の指導獲得に努め組織の役割を決定し更に昭和五年十二月、「縣北勞農青年同盟」と改名し右組織内の今市中學校内班を「一五會」とし専ら日光今市地方青年のアジプロに努め居たり、而して同年十二月柴田武二は日本勞働組合全國協議會分子

三 岸 茂 柿 沼 決 (ヒロシ)

等を通じて全協の指示を受け、無産青年、救済新聞等の配布を受け其のシンパサイザーの位置にありて右全協と連絡なるや前記縣北勞農青年同盟を全協系日光金屬勞働組合準備會名義の下に自ら其の「オルグ」と爲り運動の一切を統制し更に組織内に戦旗支局を設置し直接戦旗本社と連絡を遂げ以て組織の擴大強化を圖り闘争の激化に努めつゝありたり偶々日光電氣製鋼所に於て職工誹言を發表するや前記の如く柴田、荒川、塙田等は反對闘争として不穩ビラを撒布檢束され右の事實發覺するに至れるものなり

警察當局に於ては右柴田武二(法大生)及び

今市中五年生 荒 川 三 郎

同 塙 田 正 雄

十 名 内今市中學生前記六名

を治安警察法違反として三月十二日夫々宇都宮地方裁判所檢事局に送致せり

六、三、一八警察報

六、四、一三學務報

六、四、八警察報

今市中學校生徒の學校處分は左記の如く三月五日決定す  
 栃木縣立今市中學校五年生(八名)

三月五日付	除籍	荒川三郎	四月七日起訴猶豫
同	依願退學	埴田正雄	同
同	戒	福田義雄	同
同	同	村上正一郎	同
同	同	大山上眞一	同
同	同	芝崎喜市	同
同	同	八木澤廉郎	同
同	同	鹽井武	同

縣立大田原中學校生徒の不穩落書に關する件

六、七、二警察報

管下那須郡大田原町所在縣立大田原中學校第二學年第三組教室内の黑板に「赤色テロ、共產主義、日本を共產にせよ」との落書あるを本月十日早朝發見し調査の結果十六日に至り同校第四學年生徒高瀬茂の所爲なること判明本人を取調べたるところ其の意識の程度極めて淺く且つ其の動機は全く惡戯的にして何等左翼分子との連絡關係なき事判明せるを以て實父立會の上嚴重訓諭をなすに止め置きたるが尙其の狀況概要左の如し

一、本名の境遇

本名は本籍栃木縣那須郡湯津上村大字湯津上一、四八九戸主農降平長男(大正四年十月二十五日生)にして實父降平は退役陸軍砲兵大尉現在居村在郷軍人分會長及青年訓練所指導員を勤め傍ら農業を營み恩給を受け他に不動産等を有し中流の生活を爲せり、昭和二年四月前記中學校に入學し目下同校四年在學中なるが學業を怠り成績不

良なり、尙本件に關し實父は痛く本名を叱責し休學せしめたり

二、動機及事實

本名の意識の程度は昭和三年中(中學二年生)新聞により三、一五次で四、一六の兩事件を知り我國に共產運動の存在するを知り興味を感ずるに至り翌年第三學年在學中同校配屬將校松本大尉より「國防の話」と題する講話を聞き同講話により現在ロシアの共產主義國家なるを知り更に同校教科書(村川堅固著)西洋歴史二七〇頁のカーマルクスの記事を閱讀本年四月下旬頃教室内に於て作文用紙に惡戯的に又好奇心より「世の中では何故に共產主義者を嫌つて居るのであらふ何故にあのロシアの大人物マルクスをしりぞけるのであるふ」(原文のまま)を認め之を級友兩三名に提示せる程度のものにして該作文用紙はそのまま、博物教科書中に挟み置きたるが偶々不穩落書事件勃發し學校職員の注意中圖らずも博物學授業中渡邊教諭の發見するところとなり之等の點より該落書も本名の所爲ならんとの推量の下に嚴重訊したる處頑強に否認せるが十六日特高課の取調べに對し遂に九日午後生徒の歸宅後學校當局並生徒等を騒がさんとの惡戯よりナイフを以て同校二年第三組教室内黑板に前記不穩落書をなしたる事實一切を自供するに至れり

三、處置

前記の如く意識の程度も淺く且つ又何等外部左翼分子との關係もなく改悛の情亦顯著なるに據り前記の如く訓諭に止めたり

六、七、二九學務報

一、内容

警察報に同じ

一、處置

本人は平素學習狀態極めて不良にして成績も級中の三分の二以下に在り教室に於ては常に注意散漫他生に私語し或は哄笑し提出すべき作業物を提出せざる等の事不勤再三の注意を受け出缺常ならず去る六月十日父兄を召喚し

警告したるも改心は極めて一時的にして翌日は又注意を受くると云ふが如き状態にして教育上將來見込なきを認め實父高瀬隆平を電召し即刻退學願を徴し退學を許可せり

### ○岐 阜 縣

#### 師範範學校生徒の左傾思想研究に關する件

##### 六、五、七學務報

##### 一、關係生徒

四月二十七日付無期停學	一部四年	鷺見重藏
同	同	岩井正雄
同	同	三輪三郎
同	退學	吉田正
同	有期停學三週間	戸本滿
同	一部二年	福井芳郎

##### 一、事件の概要

前記鷺見は家庭事情の複雑なるにより常々煩悶と不満を抱き居りたるが文學に興味を有し居りたる爲次第にプロレタリア文學に興味を持ちつゝありたり、而して本年二月八日に至り他の五名の同志者と共にスタンチンスキー著「レーニン主義入門」をテキストとして研究をなし第二回を十一日に第三回を同十五日に開きたるも參集者少く爲に其後は立消えとなりたるものなること判明せり尙右者等は實際運動をなしたる事實なく單に一時の好奇的興

味に驅られて企てたるものなり

##### 一、處 分

吉田は從來屢々校則を素り他に迷惑を及ぼす行爲あり學業亦良からざるにより退學三輪、鷺見、岩井は思想の偏倚せることを認め無期停學をなし戸本、福井は單に誘はれて會合に加はりたるに過ぎざるを以て三週間の有期停學に處す

##### 一、其後の狀況

被處分者は何れも思想的には未だ別に憂ふべき状態に迄深入りせるものに非ず其の輕卒なる行爲につき深く後悔せるものゝ如く改悛の狀は充分看取することを得

### ○福 島 縣

#### 縣立安積中學校生徒の不敬被疑事件送檢に關する件

##### 六、二二、一警察報

本籍福島縣伊達郡川俣町字瓦町九番地、住所同郡山市字古館町一番地圓治盛重方

縣立安積中學校五年生 五十嵐 晴 治 當十八年

右は縣立安積中學校内の安積郡内より通學する生徒約三百名を以て組織する郡山通學生團なる團體が本年十一月二十八日納會をなせる際顧問教諭退場を待ち概要左記の如き不敬に亙る演説をなしたる事實あり、依て十二月六日檢學の上嚴重取調べの結果刑法第七十四條違反の廉により不敬罪被疑事件として一件書類を同十四日所轄檢事局に送致せり

「演説概要」赤化思想必ずしも悪いものでない此の中にも半分位赤化思想のものが居る

天皇陛下 も同じ人間であるから尊敬する必要がない俺は奉安殿に敬意を表して敬禮等をしたことがない云々

六四二

### 七、三、三警察報

縣立安積中學校

七、二、二九起訴猶豫

五年生

五十嵐

晴

治

## ○青 森 縣

### 縣立青森商業學校紛擾事件に関する件

六、一〇、一九警察報

青森市所在の標記學校に於ては本月十日應援團改正問題に端を發し紛糾事件惹起せるがその狀況左の如し、標記商業學校に於ては豫て卒業生中幾多の左翼分子を輩出し又教授科目が實生活と密接なる關係ある事等より從來屢々紛糾を重ねたることあり兼にも本年四月下旬教諭排斥に關し五年生、三年生が盟休を決行し偶々來青せる工藤文部參與官より訓戒せられ無事落着せるが該盟休は五年生中の左翼分子と目さるゝ數名が背後に於て劃策煽動せる形跡あり學校當局に於て當時相當の處分を意圖したるも生徒の父兄全部集合し盟休生徒に對し其の不心得を訓諭すると共に學校當局へは處分保留方嘆願の結果父兄會を組織し常任委員二名委員十一名を選出の上連名を以て事件關係生徒が將來に於て改悛の狀況無き場合は委員が責任を負ひ自發的に退學せしむる旨の誓約書を作製學校側に提出せるを以て學校側に於ては一時處分を保留せる處之を見たる五年生中一部左傾分子は

生徒大衆が團結して職員に當るならば如何なることも貫徹することが出来る將來吾々全生徒が團結することは勝

利を意味するものである、今回の事件に介在した父兄會云々は要するに學校當局の面目を保持する以外何等の效果がないものである云々

と稱し宛然自己の力によりて解決せる如く逆宣傳をなせる爲め一般生徒は甚しく反校心を有するに至りたり本月三、四日青森市合浦公園トラツクに於て縣下中等學校陸上競技大會開催せられたるがその際「ルール」問題より、醜態を演じたるを以て本月八日青森市内所在各中等學校生徒監會議に際し師範、中學、商業の三校間に於て應援團に制限を加ふることを申合せ之に出席せる商業側の柿崎教諭は十日右申合せを應援團幹部に傳達せる處幹部は直ちに之に反對し生徒を参加せしめて再協議すべきを申出たり茲に於て柿崎教諭は再び他二校に諮るべく兩校を訪問せる處何れも傳達承服済なるを以て同教諭は學校の立場を考慮し應援團幹部に再び承服方傳達せる處即時

- 1 應援團改正絶對反對
  - 2 選手制度撤廢
  - 3 應援團解散
  - 4 校友會費不納
  - 5 生徒自治權の確立
  - 6 應援團の本質を理解せぬ先生の言は守る必要なし
- と絶叫し承服の模様なかりき、其の後十一日(日)應援團幹部約二十名は各學年別に擔當して生徒に對し事件の經過を報告し又「學校は應援團問題をきつかけに此の際不良生徒の追出しを策して居る生徒全部が團結して自治權の確立を計るは此の秋だ」と煽動し頻りに反學校氣分を激成せしめ且又幹部中左傾分子は秘かに青森一般労働組合に出入し對學校策を擬議せる模様あり、十二日(月)午後二時より青師、青中、青商三校の野球リーグ戦ありしがその際青師との試合中ボーク問題に端を發し紛擾迄起すに至れる爲青商側は同試合を棄權して引揚げたり然るに應援團は極度に激昂し交々立ちて學校當局を彈劾し學校に參集して夕刻に至るも立去らず午後八時頃校長の懇切なる訓諭によりて漸く退散せるが此の間應援團幹部及指導者は校外左傾分子と連絡し各所に集りて盟休對策をなせり十三

六四三

日は前日の申合せにより盟体に入る豫定なりしも一般に徹底せざりし爲め約半数登校受講せるが之を看取せる應援團幹部は計畫齟齬を來せる爲め第二段の策として校内體操場に無届を以て生徒大會を開催せんとするを以て教務主任は之を訊せる處約一時間經過報告をなすべき旨申出たるを以て承認し學校教員立會の下に五年生福地善四郎以下五名の者登壇せるが何れも經過報告を爲さず

- 一、學校行政の暴露
- 一、先生と生徒との階級的意義
- 一、應援團の大衆的組織
- 一、生徒自治權の確立
- 一、校友會費不納
- 一、選手制度撤廢
- 一、學校糾彈

等に亘る不穩當なる論旨に終始せるを以て其の都度立會教員に於て注意せるも肯せず應援團萬歳三唱後漸く引揚げたり翌十四日は平常通り登校せるも幹部に引率せられ隨時退出し各所に集合し盟体に入る準備方策を講ぜる模様なるを以て學校側に於ては職員會議を開催し斷然強硬なる態度を以て之に臨む事として先づ事件の首謀者と目すべき左記十二名に對し午前十時處分を發表し同時に父兄會委員に通告せり

- 高橋 多郎
- 同 長谷川 嘉太郎
- 同 石田 惣四郎
- 同 七尾 正一郎
- 同 中田 稔
- 同 佐藤 優五郎
- 五年生

- 同 福地 善四郎
- 同 加藤 八洲夫
- 右命退學

- 五年生
- 石川 正知
- 坂本 勇造
- 眞土 正美
- 同 梅津 文助

右命無期停學

右發表に接したる應援團員は當局の態度に驚き直ちに

- 一、十五日登校同時に全員盟体に入る事
- 一、ストライキ委員の任命
- 一、ストライキ委員の任務と役割決定
- 一、盟休看視員任命

等の事項を協議せるが之を察知せる當局は十五日朝より休校する旨發表せり之が爲め生徒側は先手を打たれ結局前日來の計畫は水泡に歸せり、同日午後被處分者は市内「カフェー堤」に於て飲酒旁々打合せを爲し一方又父兄會委員は市内博勞町二八、七尾三郎兵衛方に協議會を開き協議を重ねたり、同夜十一時頃被處分生徒全部校長私宅を訪問し、「處分釋明要求書」なるものを提示し釋明を求めたるを以て校長は懸篤に説示したる處十六日午前一時頃靜肅に退去せり、十六日(金)は午前六時頃より學校附近に「ピケツチング」數名を配置し登校生徒を阻止せる爲め授業するに至らず又午後七時頃より市内安方町二〇三米穀商奈良岡岩次郎方(岩次郎の息二名は同校の先輩にして思想容疑者)に五年生有志の集會を催したるか「ピケツチング」には校外左翼分子三名之に當りたり、十七日應援團幹部及被處分者八名は午後二時三十分より市内浦町字橋本所在青森一般勞働組合に於て對策を協議し同六時頃散會し、

十八日は午後八時より市内濱町丸京旅館に於て被處分者と父兄會委員の協議會を催し取敢ず父兄會委員に善後策を一任し自發的に退學届を取纏めの上學校當局へ提出し爾後は事件の進展を見て生徒独自の活動を續けることとし同十一時散會したるが生徒側は午後七時より奈良岡方に集合し被處分者の救援に就き協議し同十一時散會せり、十九日は平日通り登校授業を受けたるも未だ動搖去らず、因に本件の黒幕たる五年生坂本政一同松森誠一郎は戦旗社員(本社員)淺利一雄、青森消費組合浦町支部常任書記山口繁太郎と關係あり又五年生福地善四郎同加藤八洲夫等は前記兩名と相謀り校内に左傾的グループを結成せる形跡歴然たると又事件中より青森一般労働組合に繁く出入する狀況より察知し相當深き關係あるものと思料せらるゝを以て近日中檢舉取調をなす豫定なり

## ○石川縣

### 中等學校生徒の讀書會組織に関する件

#### 六、二、二〇警察報

六、一、三〇檢束	縣立工業	米澤敏雄	六、一、三〇釋放
六、二、三同	縣立二中五年	大廣忠雄	六、二、六同
	同	山本敏夫	六、二、一七諭旨退學
	同	長谷川正男	同
	同	安宅春男	同
	縣立商業五年	安宅春男	同

#### 二、事件要旨

第四高等學校左傾生徒等は昨年二度の檢舉ありたるにも拘らずR・Sの再組織に關し蠢動し戦旗本社と聯絡し送

付を受けて之を校内等に頒布す、先輩帝大生を通じ無青本社と聯絡し其の送付を受けて一部分を校内等に頒布す  
縣立第二中學校内に讀書會細胞組織準備會を爲す

縣立第二中學校四年生たりし大廣忠雄は戦旗を購讀して以來社會科學に興味を持ち爾來同中學の先輩たる四高生高田爾と交り同人の指導を受け昨年五月頃高田の慫慂に依り第二中學校内に讀書會の細胞組織を企て同級生たる山本敏夫、長谷川正男(何れも石川縣人)及自己の下宿の弟にして縣立商業學校五年生安宅春男等を勸誘して之等を「メンバー」となし無産者政治教程第一部をテキストとし自己の下宿に於て研究會を持ち且つ高田爾其の他より無青、無新、戦旗等入手して之を繕讀し又は他に頒布し居たるものなり、大廣忠雄が右の如き行動を執るに至りたる動機は友人及先輩四高生等の勸誘によるものにして臆氣ながら資本主義社會制度の缺陷を知り之が匡救は共產制に依る労働者獨裁制の外なしと誤信し確たる意識もなく前記の如き行動を敢て爲したるものにして前非を悔ひ將來改悛を誓ひ居るを以て訴追の必要を認めざるものとし嚴重戒告せられ昭和六年二月六日釋放されたるが學校當局にては二月十七日諭旨退學處分に附したり

#### 六、四、七學務報

前警察報に同じ

學校の處置

六、二、一五嚴重訓戒	金澤第二中學校	山本敏夫
六、二、一七依願退學	同	大廣忠雄
六、二、二五嚴重訓戒	同	長谷川正男
六、二、同	縣立金澤商業學校	安宅春男

# ○鳥取縣

## 縣立第一中學校生徒の讀書會組織に関する件

五、二二、二七學務報

縣立第一中學校生徒中五年生五名のは其先輩たる島田政雄、竹本節の兩名等と文藝雜誌「白虹」(後に街路と改む)を刊行し其第三號に無産文藝的色彩を帯びたる文章を載せたることより警察當局の内査取調を受けたり、取調の結果其内容も極めて輕微なる程度なりしを以て所轄檢事及學務當局と協議の上事件は送致せられざることとなり、學校處分、關係生徒五年生五名に謹慎を命じたり、

六、一、二六警察報

一、關係生徒氏名學年

謹 慎	五年生	岸 本 哲 男
同	同	木 下 之 弘
同	同	高 見 保 時
同	同	奥 田 正 雄
同	同	林 正 明

二、R・S組織經過

警察當局の取調の結果R・Sの組織あること判明せり、即ち五年生岸本は卒業生たる島田の慫慂により昭和五年十月下旬同級生、木下、高見、奥田、林等と讀書會を高見の下宿に於て開催す爾來數回開催したるが其後借家を借り共産主義のA・B・C、共産黨宣言等をテキストに又第二無新、救援新聞、救援ニュース等を讀みきかす等主義の宣傳に努め其共鳴を得るや同中學校内にフラクションを組織すべしと慫慂して細胞組織の方法を教示して學校當局に對する鬭争の方法を協議し切實なる利害問題を促へて以て大衆をして騷擾せしむるの氣運に導かんとし十項

目のスローガンを定めて學校當局に要求し若し拒絶せられたる場合には最後の手段として盟休をなさんことを煽動し居たるが餘日なくして學校當局は雜誌「街路」發行等の事實を探知し岸本外四名に對し謹慎を命ずるに至り挫折したるものなり

# ○廣島縣

## 私立興文中學軍事教育に對する鮮人生徒の反對に関する件 (各種學校)

六、六、一四警察報

吳市在留鮮人學生は私立興文中學生四五名同大正中學生四六名計九十一名なるが之等學生中「兵役義務なき吾々鮮人學生に對し内地人同様校内に於て軍事教育を課せらるゝは無意義なり」として不滿の意を洩し居りて最近大正中學四、五年生中五、六名のもの本件對策に關し協議し何等かの積極的行動に出でんとせり依て當局に於ては嚴に訓戒を施せり

# ○山口縣

## 師範學校生徒等の檢舉に關件する件

六、三、二七警察報

左の左傾學生は山口高校左傾學生と連絡を執り市内外二ヶ所に研究會の組織をなし尙無産青年等の配布を受け校内に研究會を組織し居たるもの、如し

山口師範學校本科四學年

渡邊達夫 當十九年

六、五、二三學務報

關係者

山口縣師範學校本科第一部

三月二十四日退學

第四學年

渡邊達夫

四月二十六日送局起訴猶豫

同

同

徳田三千秋

同

同

同

高杉嘉夫

同

同 訓戒

第五學年

松村元正

六年三月第二部卒業生

二月二十四日訓戒

倉光班司

同 第一部卒業生

同 訓戒

藤野幸平

出版法違反により送局入營中に付軍隊にて調査中

一、經過

六年二月上旬渡邊達夫山師班組織を計畫し當時山師生徳田三千秋、同高杉嘉夫を勧誘其の同意を得三月中旬山口市飯田町谷山忠一方裏部屋を借入れ之をアジトとし爾來屢々研究會を開催し居たるが狀況次の如し

イ、メンバー指導者渡邊達夫、會員高杉嘉夫、徳田三千秋

ロ、開催日時、毎週水、土曜日午後

ハ、テキスト、第二無新、無青、反帝ニュース、無産者政治教程、新興教育、ナツプ

ニ、場所、前記アジトを主とし龜山公園、古熊天神山、白石墓地等に於て開きたることあり

一、運動

六年二月山師生徒自殺事件を好機とし渡邊、高杉、徳田等相謀り謄寫版刷機文六十枚を作成寄宿舎に配布せるが反響少き爲藤野幸平及徳田、渡邊、高杉等は更にピラ五十枚作成寄宿舎に撒布し生徒の煽動に努めたり

一、處置

三月二十四日退學處分に附せられたるもの渡邊、徳田、高杉の三名

訓戒 松村元正、倉光班司、藤野幸平

○福岡縣

縣立豊津中學校左傾生徒處分に関する件

六、一二、二四學務報

縣立豊津中學校に於ては本年十月左記生徒三名が本月八月下旬歸郷中の左翼小説家鶴田知也を京都郡豊津村の居宅に訪問し爾來屢々之を訪ねて其の指導を受けつゝありし事實判明したるを以て直に保護者を召喚し嚴重訓諭したるが其の後修學状態全然悪化したるのみならず學校を紛擾の渦中に陥るゝの風濃厚となり教師の命令を不聞當時左翼印刷物を所持する有様なるを以て諭旨退學處分に附せり、退學後三名共上京し時々母校生徒に對し不穩文書を送附し來る有様なるが學校に於ては生徒に對し訓告し彼等の宣傳に乗ぜられざる様注意を促しつゝあり

諭旨退學月日不明

縣立豊津中學校第五學年

林友信

同

同

中

原

醇



同

同

猪本軍治

七、二〇學務報

内容前報に同じ

〇宮崎縣

縣立延岡中學校生徒等の左傾思想研究に關する件

六、九、三警察報

縣立延岡中學校に於ては生徒等四名が本年四月以來日豊線重岡驛々員彌吉及日本窒素肥料會社職工森武某と結託し秘かにマルクス主義研究をなし居る事判明せるが其の概要左の如し前記生徒四名等は雜誌「若草」同「戦旗」其の他プロ文學書の愛好より遂に唯物史觀、無神論に共鳴し昵近となりたる處偶々今回同じく本事件に關聯して檢舉せられたる日豊線重岡驛々員及び延岡町日本窒素肥料會社職工等と相謀り六名にて東京本社宛「少年戦旗」「プロ科學」等の註文をなせること判明せり、尙本年四月以來爲せる研究事項及實行事項左の如し

一、研究事項

マルクス主義を基本とするプロレタリア科學の研究

二、實行事項

イ、延岡町に於て「プロ科學」販賣を計畫せること

ロ、生徒牧野の主任にて騰寫刷の「感想錄」と題する小冊子十部を作り配布の豫備行動を計畫す、内容は「プロ

科學」讀後の感想及社會に對する批判的のものなり

而して同人等は本部よりプロ科學研究所九州支局第五號の指令を八月五日受領せる由なり尙處置其他詳細に付ては目下取調中

關係生徒

1	第五學年	河野正美	家庭、大工	家計不如意	學業中
2	同	牧野福雄	家庭、農	家計上	學業下
3	同	中武日出男	家庭、果物商	家計下	學業中の下
4	同	山口剛	家庭、豆腐屋	家計下	學業下

六、一一、二五學務報

一、檢束の有無並年月日

八月七日より同月十一日に至る迄五日間延岡警察署に於て左記の通り留置せらる

縣立延岡中學校第五學年生徒

河野正義	宿直室
中武日出男	小使室並宿直室
同	同
山口剛	同
同	同
牧野福雄	留置場

二、プロ科學研究所九州支局第五號の組織内容及活動狀況

四人以上「プロ科學」を購讀する團體には支局指定せらるる旨を知り牧野福雄より東京本所宛購讀方を申込みたる處八月三日東京本所より前記支局の指令書到着せるものにして組織内容並活動狀況に關して記述すべき具體的事項なし

三、關係生徒の平素の行動並他生徒への影響

(一) 河野正美

性向感受性に富み態度放從にして教師の命を聞かず學科平均八十點能力相當あるも將來に對する特別の希望なき爲め常に不平を抱く

(二) 牧野福雄

性向遲鈍、快活ならず學業怠慢、日常左傾的言動多く屢々教師の注意を受く、身體肥大將來の希望師範二部成績劣等

(三) 中武日出男

饒舌にして不謹慎、無責任にして態度放縱、文學を愛好す、昨年大阪に出奔し勞働生活者群に入り十日間にして歸郷せる事あり作文に堪能學業下

(四) 山口剛

快活敏捷にして統御の才あり然れども輕佻にして厭怠し易く性粗漏の點あり作業に不眞面目にして常に不平を述ぶ學業下

他生徒への影響

他生徒には却つてよき教訓の材料となり惡影響を與へず

四、司法處分の有無並年月日

前記四名共九月十八日付不起訴と決定

五、學校處分の有無並年月日

事件直後四名を無期停學處分になし其後牧野福雄は自發的に退學願提出せるにより八月卅一日付許可す九月十八日付不起訴と決定せる通知により九月卅日付河野正美以下三名に停學解除を申渡す

## 第二 教員に関する思想事件

### 一、中等學校

#### ○大阪府

##### 私立浪速中學校教諭の共產黨關與に関する件

六、五、二學務報

懲役二年四年間執行猶豫

筒井雅男

大正十五年四月大阪外語入學昭和四年三月卒、私立浪速中學校に奉職

一、共產主義を奉ずるに至りし動機及その運動の經過

大阪外語在學中國國際聯盟協會大阪外語學生支部に入會し昭和二年同會討論會にて人口問題を研究し次いで六月他生と共に社會科學研究會を再建し毎月二回位の會合をなし更に會員の増加に努力し漸次惡思想に深染し昭和四年一日天王寺公會堂に開かれたる政治的自由獲得勞農同盟主催の議會解散要求演說會に會し警察署に檢束されたることあり、卒業後湯速中學校に就職昭和四年九月同志の一人中學に來り宿望を述べ更に翌日風呂敷包の隠匿方を依頼する右は日本共產黨並日本共產青年同盟の秘密書類なることを知り、その後も屢々同様の依頼を受諾し日本共產黨員服部麥生と週一度位宛會し連絡をとり秘密文書を預り來り昭和五年二月十二日日本共產黨運動資金として金五十圓を提供したることあり其の後同志遂次檢擧され潰滅に歸したりしも七月以降「無產青年新聞」大阪

出張所責任者佐山貞雄と交るに及び同出張所プリンターとなり曩に服部より依託されたる日本共產黨の文書を佐山に交付する等黨及同盟の擴大強化を謀り終に九月四日檢擧さるゝに至れり、尙浪速中學校に於ては檢擧に先つて解職せるものなり

##### 私立横濱工科學校講師の待遇改善要求に関する件

六、八、二五警察報

横濱市中區井土ヶ谷町所在私立横濱工科學校に於ては本月十七日同校講師米田秀治の要求書提出並翌十八日全國俸給者組合代表佐々木武雄の暴行事件あり其の概要左の如し右工科學校（校長名井九介校長有元史郎）は従來教師の給料を時給制（一時間一圓二時間一圓四十錢三時間一圓八十錢の割）にて支給しつゝありし處講師米田秀治は豫てより月給制に改善を唱へつゝありたる處先月廿八日解雇せられたるを以て同人は社民系全國俸給者組合の應援の下に要求書を學校當局に提出すべく本月十七日同組合員佐々木武雄なるものに伴はれ學校教務室に篠瀬教諭と會見左記の如き要求書並決議文を提出其の理由を説明せるも校長不在の爲め其の儘引返し翌十八日兩名は再び學校に篠瀬教諭を訪ひ前日の回答を要求せるに之を拒絶したる處佐々木は同教諭に暴行を加へ兩名共其の儘逃走せり然るに十九日に至り篠瀬教諭より所轄大岡署に告訴狀を提出せるを以て目下取調中  
因に全國俸給者組合に於ては左記の如き「横濱工科學校學務爭議團」署名のアデビラ數十枚を十七日午後五時頃學校附近に撒布せり（事實爭議團の組織なし）

##### 要 求 書

- 一、米田秀治不當免職の取消
- 一、口約俸給未拂分即時支給
- 一、教諭講師の内職的時間給を廢して月給制の確立
- 一、生徒に對して學用品其他の強制販賣の撤廢
- 一、授業時間制の改善

右要求す

昭和六年八月十七日

横濱工科學校

講師 米田 秀治

横濱工科學校長 名井 九介殿

校主 有元 史郎殿

決議文

一、本組合員米田秀治の不當免職の取消

一、昭和六年八月十七日米田氏より提出の全要求

右は如何なる意味に於ても妥當なる要求なるを以て本組合は飽迄右二項目の貫徹の爲め凡ゆる手段を遂行せんことを聲明す

昭和六年八月十七日

全組合員

全國俸給組合Y・B

責任者 佐々木 武雄

横濱工科學校長 名井 九介殿

校主 有元 史郎殿

撤布ビラ(桃色)

スローガン 教師學生搾取株式會社横濱工科學校を廢せよ!

教育制度改善のために全市民は奮然起つてインチキ學校、校長、工博、名井九介、校主、有元史郎を

葬れ

全サラリーマン及教育者は敢然起つて横濱工科學校爭議を應援しろ!

全サラリーマンは生活權擁護の爲め直ちにY・B全体に加入し資本の暴壓と抗爭せよ

横濱工科學校爭議團

Y・B全國俸給者組合

### ○ 靜岡縣

#### 思想事件に關する件

##### 六、二、五警察報

縣立田方農學校教諭

久保 田 豊

右は大正十五年三月靜岡高校、文甲卒業後東京帝大法學部法律學科入學昭和四年三月卒業同四年四月本縣立田方農學校に奉職せるものにして在學當時の教師推薦及知人等は其の人物才幹を賞し居り一方專攻學科以外に繪畫、音樂、武道競技等に長じ生徒の信望も相當厚く先般の靜岡高校の紛擾事件の際先輩として之が鎮撫に力め些かも容疑の點なかりき、尙本人は目下同校内に起居し文官高等試驗受験準備中なりしが本月三日早朝沼津警察署に出頭を命ぜられ目下檢舉取調中の治安維持法違反事件關係者として引續取調中なるが縣學務當局に於ては不取敢休職を命じたり

#### 高等女學校教諭の無產婦人其他プロカルに關する件

##### 六、四、二五警察報

甲府市湯田町私立湯田高等女學校教諭

安江 松子

(東京女高師臨教國語科卒)

右は全農本縣幹部三枝一保等と連絡し昭和四年十月より翌五年七月迄東山梨郡加納岩村に出張し全農系青年分子にエス語の教授をなし居りたるが、昭和六年一月より二月末迄甲府市内在住の意識分子にエス語の教授をなし更に同

三月に至り全農系婦人及甲府市内の製糸女工を糾合して無産婦人同盟を結成すべく企圖し先づ其の前提として「働友の會」を組織し湯田女學校教師鈴木靜江元埼玉縣小學校教員森田たね子及梶原文江を助手となし甲府市太田町に於て製糸女工二十七名に對しプロカルを爲したり

教授科目 一週六日午後七時三十分より九時迄

月、木 裁縫、手藝、編物

火、金 讀方、書方

水 エスベラント語

土 社會科學研究

而して本名は四月十日同校を解職せられ十四日東京に向け退去せり

教諭プロカル運動者の身元調査の件

六、六、二島根縣警察報

原籍松江市

家庭の狀況其他不明

二、小學校

〇北海道

職農支局設置發覺事件に関する件

六、七、一學務報

一、本件に連座せる學校關係者の氏名

函館市谷地頭尋常小學校尋常科訓導

應立函館商業學校卒業生

同

同

同

同

同

同

中途退學

高橋新市	伊月剛三	加藤秀雄	伊藤健三	東出三郎	三好良太郎	朝井喜一郎	米屋忠男
------	------	------	------	------	-------	-------	------

一、本件發覺に至るまでの經過及措置

昭和五年十月十六日函館商業學校第五學年二組の教室内黑板に函商動物園と題し同校教師の似顔繪及惡口等を戲書したるものありたるを以て擔任教師及監督教師は級生全部に對し訓戒を加へたり然るに數月後即ち十月二十日に至り第五學年級の机中に監督教師排斥と稱し學校紛擾を起さんとするが如き「學校新聞」なる謄寫版印刷物

を配布したるものありき超えて同二十八日に至り更に第二回目の印刷物を第四、第五の兩學年生の机中に配布し置きたるものあり學校長に於ては之を生徒の所爲と認め教師をして調査せしめたるに右は第四學年生朝井喜一郎を首謀とし之に同學年生米屋忠男及第五學年生苗代正吉を加へたる三名の所爲にして之等は「學校新聞」なる秘密印刷物を第三號迄發行し窃に配布したる事判明せるを以て父兄を招致の上詳細此間の事情を説明したるに朝井及米屋の父兄は直に陳謝謹慎の意を表し退學届を提出せる爲め之を受理し苗代の父兄は退學届は出さざりしも本人を登校せしむるの意なき事を表示せるを以て十一月一日付之を除籍處分に附し本事件は落着を見たり右事件は何等全校生徒に反響、動搖等を與ふることなく印刷物に付ては第一回目は取集めの上焼却し第二回目は生徒に於て取纏め教師へ差出せり

然るに十二月二十七日に至り函館地方裁判所より戦旗支局内に學校班なるもの組織せられ朝井喜一郎を首班とし之に前記米屋忠男、苗代正治の外南場正明、駒井三男、稻葉巖、高橋清二、荻原正二郎の五名も加はり居ることの内示ありたる爲め朝井、米屋、苗代の三名は既に退學後なるを以て他の五名につき詳細調査したる處之等のもは戦旗支局及朝井等の行動に關しても又其の思想等に關しても何等の理解共鳴のあるなく唯單に勸誘に従ひ不用意にも之に名を連ねたる程度なること判明せるを以て充分將來を訓戒の上尙本人の前途をも考慮し引續き在學せしむる事となしたり

然して右五名の中荻原正二郎は本年三月卒業し他四名は目下在學中なるも何等不穩の言動なく眞面目に勉學しつゝあり翻つて朝井、米屋等の本事件に關係せる動機を省察するに當初文學の愛好より漸次好奇心に嚙られ特殊なる文學思想等に興味を有するに至りたるもに卒業生伊月剛三の策謀誘惑に陥りたる事に因り遂に本件に連座するに至りたるものにして一部新聞の報道するが如く當該學校に於ける經濟學講義の欠陥等に依るものには非ず且つ當該學科目の擔任者は極めて穩健なる良教師なり然れとも向後一層右點に留意し健全なる國民思想の培養と發揚とに努むることとせり因に本件に關して起訴せられたるは卒業生中の伊月剛三及加藤秀雄の兩名のみにして他は起訴猶豫となりたり

## 二、本件に關係して退職せる小學校教員高橋新市につきての顛末並に其の措置

本事件の中心人物の一人たる伊月剛三は右の高橋新市と交友あり右は思想問題研究より「戦旗」等を購讀するに至りたる爲め遂に共鳴し交友あるに至りたるものゝ如し

高橋新市は左記の如き經歷を有し當時函館市谷地頭尋常高等小學校尋常科訓導にして性一般粗野放縱の傾ありて讀書趣味を有し近來哲學思想問題に興味を有するより遂に「戦旗」等を購讀するに至り又前記の如く伊月と交友し好意的に本人の宿直を機として一、二回宿直室を彼等の集合の場所に供したる事ありて遂に本件に連座するに至れるものなり本人は昨年十二月及本年五月の兩度函館地方裁判所へ證人として出頭を命ぜられたることありしも警察及檢事當局に於て本件を極秘にし居りたる爲め市長に於て内容を調査したるも當時は不詳なりき只嚴重本人の行動を監視することゝなし居りたる處本人より家事の都合を理由とし退職願を提出せるに依り之を受理し五月二十五日付發令せり

## 三、其の後の狀況

本件は六月三日新聞記事解禁となり各紙上一齊に發表せられ高橋は起訴猶豫となりたる由掲載しありたり現在は本人に於て前非を悔ひ叔父の許に在りて謹慎中なり

## 四、高橋新市の略歴、性行、勤務狀態並に家庭の狀況

### イ、略 歴

明治三十四年七月三十一日原籍岩手縣和賀郡藤根村

大正十四年三月岩手縣師範學校講習科修了

教員資格尋常科正教員

大正十四年三月任岩手縣下閉伊郡田老尋常高等小學校尋常科訓導

大正十五年七月依願退職

大正十五年十月北海道函館市谷地頭尋常高等小學校代用教員

昭和二年八月同校尋常科訓導  
昭和六年五月二十五日依願退職(家事の都合)

口、性行、勤務状態

性一般粗野放縱讀書を好み國語方面に努力す  
近來哲學思想問題に興味を有す

長上に對しては比較的從順且つ反抗的言動なく無口なるも同僚間との折合ひもよく勤務状態普通なり

五、家庭の状況

父は北海道中川郡智恵文村に在て澱粉製造業を営み母は岩手縣に在り兄(仁助)は第五高等學校教授にして叔父高橋松治郎は岩手縣に於て視學及小學校長等を勤め退職後は札幌市に居住す本人の北海道に就職せるは叔父の知人たる現函館市常盤小學校長笹森萬七を頼りてなせるによる

### ○東京府

#### 東京教員消費組合第一回通常總會に關する件

六、二、一七警察報

二月十四日午後三時より荏原郡府立第八中學校講堂に於て標記總會を開催し同日六時無事散會したるが其狀況左記の通り

一、出席者 八十二名(全組合二百六十二名にして委任狀を提出したる者百三十二名ありたり)

二、開會 司會者武名長三郎挨拶の後議長選舉の方法を議場に諮りたるに司會者一任となり左の如く指名せ

議 長 荏原町後地小學校職員 坂 本 實  
副議長 立 石 忠 治

三、書記任命 渡 邊 威 男 塙 守 秀

四、事業報告 常務理事 武 石 長 三 郎

(要旨) 昭和四年十二月一日青山會館に於て創立總會を開催し同月假事務所を荏原町戸越に設置し昭和五年一月二十三日第一回認可申請を府に提出不許可(理由不充實の爲)昭和五年十一月下旬再認可申請不許可(理由

一人當りの購買力尠ない爲)

◎消費組合は資本家の様に利潤を増すことを目的とするものに非ず現在の資本主義制度下に於ける不合理を補ふにあるを以て之の點に關しては特に組合員各自の考慮を乞ふ

五、議 事

六、理事監事改選の件

委員會の推薦により次の如く決定

理事 有馬頼寧、矢澤基賢、山浦稔、松井應之助、關傳四郎、本橋萬次郎、立石仲次、加藤常太郎、中村純

三、武石長三郎

監事 宮澤清吾、坂本實、川城義雄

七、祝辭、祝 祝辭 中央消費組合員 廣 田 兼 一

祝電 新興教育研究所

八、餘 興 新作新内「アジアの嵐」 岡 本 文 彌

#### 新興教育研究所の動靜に關する件

六、三、一八警察報

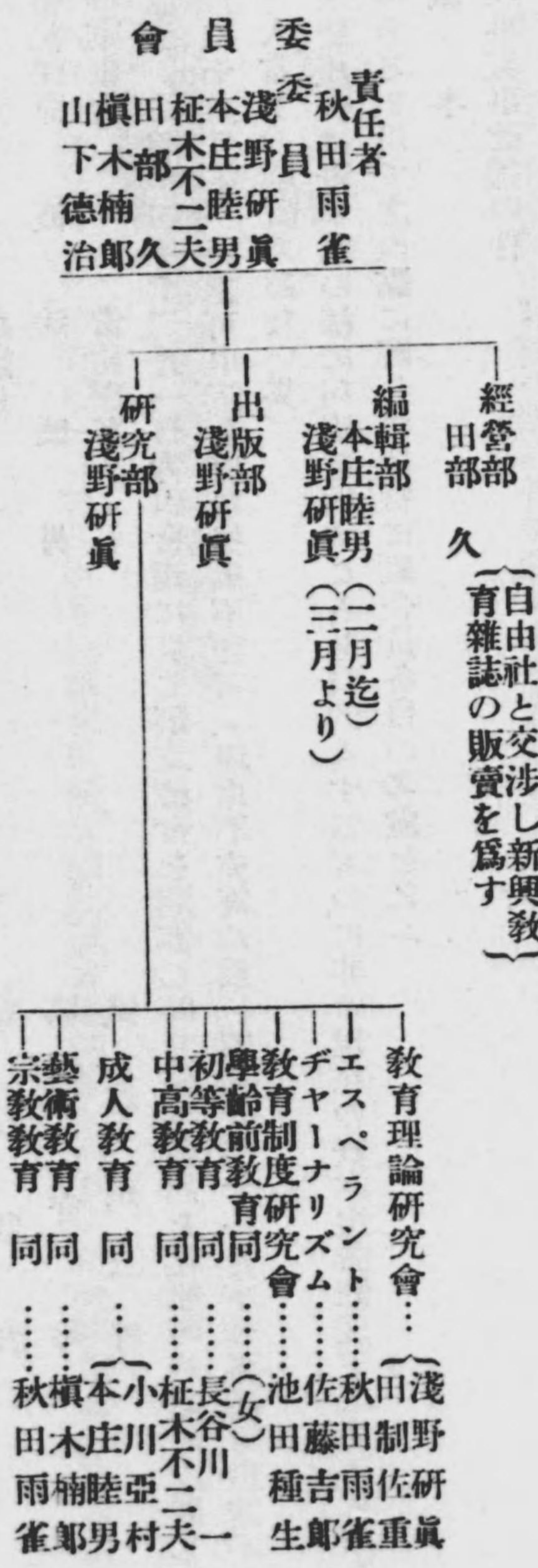
場所 神田區神保町ビラ内新興教育研究所

一、メンバー (約二十名) 昭和五年十月當時に於ては約三十三名あり

- 浅野研真 池田種生 秋田雨雀 田制佐重
- 布施辰治 本庄陸男 山下徳治 上田唯郎
- 石川湧 榎木不二夫 長谷川一 榎本楠郎
- 田部久 小川亞村

二、組織 左記圖解の組織を持ち毎月五日、十五日の兩日委員会を開催し

- 1 研究所の指導統制
- 2 機關雜誌新興教育の編輯方針並に記事分擔等の編輯會議
- 3 各研究會の指導統制
- 4 其他各部門の方針等を決定す



三、方針 昭和五年九月機關雜誌「新興教育」を發行 最近の活動 研究會講習會の開催計畫各部門の決定を爲し「ブルジョア」教育の曝露排撃と「プロレタリア」教

育理論の確立を主張し表面文化團體を標榜し居るも教員組合結成を目的と爲し之か宣傳煽動に努め つゝありて教員組合準備會の解消と認めらる而して現職小學校教員は其主旨に賛成するもの可成あ るも概して敬遠主義を採りつゝあり

同研究所第一回講習會開催に関する件

六、四、四書察報

- 一、場所 一つ橋帝國教育會館
- 一、時 日 三月三十一日
- 一、司會者 池田種生
- 一、聽講者 三十名(内女二名)
- 一、講師及演題
  - 1 プロレタリア兒童文學と教育 榎本楠郎
  - 2 エスベラントに就て 山田名六郎
  - 3 農村に關する諸問題に就て 小川亞村
  - 4 家族制度と教育 秋田雨雀
  - 5 五ヶ年計畫とソヴィエト教育 浅野研真
  - 6 プロレタリア教育の基礎問題

同研究所新興教育ニュースに関する件

六、四、九書察報

新興教育研究所に於てニュース第三號を發行せり 内容 本所第一回講習會を斗ひ抜け



反動帝國教育をのせ  
無産者病院擴大強化のため基金カンパに應じろ 等  
**新興教育研究所の動靜に關する件**

六、五、一八 書視應報  
五月十六日より三日間帝國教育會館に於て開催の全國小學校女教員大會に出席の各府縣代表の女教員に對し檄文を配布し機關雜誌新興教育の宣傳を爲すと共に女教員の地位をマルクス主義的批判を爲し宣傳煽動せり  
**新興教育支局並讀書會の組織方針書其他に關する件**

六、六、五 書視應報  
新興教育研究所に於ては方針書其他を發行し秘かに配布し支局の確立、讀書會の開催等を宣傳煽動しつゝあり  
一、新興教育支局並びに讀書會の組織に就ての指針  
二、教育問題研究会報告方針  
三、新興教育讀書ニュース第五號  
四、新興教育ニュース第六號  
**國際プロレタリア教育展覽會開催に關する件**  
六、八、三 書視應報  
神田區今川小路神保ビル内新興教育研究所に於ては左記豫定を以て國際プロレタリア教育展覽會を開催の旨決定せり

- 記
- 一、日 時 八月五、六、七日の三日間
  - 二、場 所 本郷區本郷三丁目明治製菓三階
  - 三、主 催 新興教育研究所

- 四、後 援 ナツプ、戦旗、プロ科學、プロセス、農民斗争
- 五、入場料 金 拾 錢

**新興教育研究所第二回講習會開催に關する件**

六、八、三 書視應報  
神田區今川小路神保ビル内新興教育研究所に於ては本月五日より七日迄三日間神田區駿河臺文化學院講堂に於て左記豫定を以て第二回講習會開催の旨決定せり

記

- 一、日 時 八月五、六、七日 自午前七時 至午後四時
- 二、講師及演題

- 第一日
  - 1 第三期とは何か 寺 島 一 夫
  - 2 プロレタリア兒童文學の作り方 榎 本 楠 郎
  - 3 唯物辨證法と教育學 石 川 湧
  - 4 資本主義合理化と學校教育 田 部 久
  - 5 ビオニールと反宗教闘争 秋 田 雨 雀
- 第二日
  - 1 我ブルジョア教育制度の變遷 野 上 莊 吉
  - 2 プロレタリア兒童畫の理論と實際 鈴木賢二、新井光子
  - 3 社會事業とプロレタリア 小 川 亞 村
  - 4 ソヴェイェートロシア教育參觀記 中 條 百 合 子
- 第三日

- 1 教育社會學批判
- 2 プロレタリア兒童劇理論及實際
- 3 教育者と法律
- 4 プロレタリア童謡について

浅野 研眞  
吉永 顯次  
布施 辰治  
新島 晴子

三、會 費 金七拾錢

- 六、八、六 警視廳報
- 六、八、一 三東京府學務報
- 六、八、一 八石川縣警察報
- 六、八、一 四富山縣警察報
- 六、八、一 五長野縣警察報
- 六、八、一 四埼玉縣警察報

新興教育研究所に於ては八月五日より三日間第二回講習會を開催せるが聴講者中小學教員十一名ありその概要左の如し

新興教育研究所は昭和四年末發覺せる東京府下極左思想事件（小學校教員聯盟事件）に關聯して罷免されたる教員が相集りて昭和五年八月組織せる小學校教員を中心とせる團體にして極左的立場より教育を研究し種々なる運動をなしつゝあるものなり機關紙として「新興教育」を發行し各地に支部を設置しつゝあるが本機關紙は最近數回に亘り發禁となれり然して第一回講習會は本年三月卅一日帝國教育會に於て開催せられ聴講者三十名（内女子二名）ありたり第二回講習會は去る八月五日より三日間文化學院に於て開催せるが講習科目及講師名は左の如し

- プロレタリア兒童文學作法總論 榎本 楠 郎
- 資本主義合理化と學校 田 部 久
- 日本ブルジョア教育制度の變遷 野 上 莊 吉

社會事業の貧困とプロレタリア兒童

教育社會學批判

教育者と法律

プロレタリア兒童美術概論

小川 亞村  
浅野 研眞  
布施 辰治  
鈴木 賢二

右第二回講習會講習生は合計六十七名にして内女子九名あり學校關係者は小學校教員十一名、學生十九名、其他三十七名にして小學校教員内譯東京府四名、埼玉縣二名、石川縣二名、富山縣二名、長野縣一名にして夫々關係府縣に付調査せしところ石川縣を除く他の四府縣は警察報記載の氏名に依り調査せしも何れも該當者なく或は偽名にて参加せる者も有之べく目下調査中なり

右小學校教員中判明せる石川縣の關係小學校教員は石川縣能美郡鳥越尋常高等小學校訓導木内太郎右衛門、同郡西尾尋常高等小學校訓導島多三郎の二名にして右兩名は休暇を利用して一名は東京の軍隊に入營中の弟を慰問の爲め一名は未知の地なるにより見物の爲め夫々校長の了解を得て上京せるものなるが八月五日若京東京見物中前記講習會開催の廣告板を見木内は島多に聴講方を誘ひ講習會に参加せるものにして「新興教育」を購講せる事實はなかりき講習會出席當日會場受付に於て住所氏名を尋ねられたる際警察官等の立會物々しきに恐れ咄嗟に偽名を稱し入場せるが兩名共會場内が何となく物々しく且つ係員より常に二人を當局のスパイなるが如く取扱はれ不愉快なりし上プロレタリア文學、エスベラント語等豫備知識不足にて了解に苦しみ甚だ面白からず依て聴講一日にして歸郷せり因に兩名共平素思想的傾向につき特記すべきものなく授業狀況も亦普通なり然るに兩名は事の意外に重大性を帯び來りたるに今更の如く打驚き頗る恐縮し其の輕舉なる行動を悔い直ちに退職願を提出し専ら謹慎中なるが處分に付ては目下詮議中

新興教育研究所の聲明書に關する件

六、九、八 警視廳報

新興教育研究所にありては其の主催せる「第二回講習會」及「國際プロレタリア教育展覽會」の開催後都下各新聞

紙に於て之に關し掲載せる記事を不當なりとし聲明書を八月十五日付を以て發表し友誼雜誌「反宗教闘争」九月號に掲載せんとせるが其の事前に發見入手せり

新興教育研究所大會準備委員會に關する件

六、一〇、八 警視廳報

本月六日午後六時三十分神田區今川小路一丁目新興教育研究所に於て其の第二回大會準備委員會開催午後七時三十分散會せるが狀況左の如し

出席者

林、野上、佐藤、長谷、高杉、山下

議事

各部門責任者候補者選任の件審議の結果次の通り決定

學齡前兒童教育研究會

學齡兒童教育研究會

成人教育研究

教育理論研究會

教育制度研究會

ソヴェット教育研究會

兒童藝術教育研究會

出版部

資料部

國際通信部

書記局

林、鈴木

鈴木

淺野、井上

山下、淺野

野上、新島

青山、延山

鈴木、三郎

藤田、三郎

北村

青山

書記長

部員

岸 延山、川上

尙大會々場は帝大セツツルメント、開會時午前九時と内定せり

小學校教員の兒童に對する赤化思想注入に關する件

六、六、五 警視廳報

五月二十九日四谷署に於て「少年戦旗」編輯部へ送付されたる小學兒童の原稿を入手、其の内容府下五日市小學校兒童並教員に關連するものあるを以て五日市署に於て内偵したる結果右は五日市小學校訓導浦邊史の所爲なること判明六月四日同行し關係兒童四名保護者立會の上取調の結果前記浦邊訓導は昭和五年十二月以來受持兒童(六年生)を自宅に呼寄せ内四、五名に對し現社會の構成並其の不合理、教育制度の不備、ロシア革命の狀況、ソヴェットロシアの謳歌、無神論等を平易に解説し純真なる感受性強き兒童に對しマルクス主義思想を宣傳注入し居たること判明せるが本名の自宅には第二無新、無青、日本教育労働者組合の印刷物等ありて極左團體と有機的連絡あるに非ずやと認めらるゝを以て目下引續取調中

六、六、一 五學務報

浦邊 史 (明三八、六、二五生)

右は大正十四年三月豊島師範學校を卒業後直に淺川尋常高等小學校に勤務昭和二年三月潤徳尋常高等小學校訓導昭和四年八月五日市尋常小學校に轉勤せり

轉任以來特に要注意人物として監視し居りたるが勤務狀況は相當熱心にして疑を持たしむるが如き行動なきも同僚とは圓滿なる交際を缺き孤獨の生活を好み裏面的暗黒面を有するが如き態度ありしにより學級經營上或は處世上數次訓戒したるも常に充分注意すべきを述べ直接不平を云ふが如きこと更になかりき六月四日五日市警察署に拘引せられたるが取調の結果

一、資本家が労働者を搾取すること

- 二、現在社會を改變して労働者の社會へ
  - 三、現在のロシヤを理想とす
  - 四、小學校の教育方針と全く反對の意見を主張す
- 等の思想を抱懷し本年四月以來數次兒童を自宅に招致し宣傳につとめたり然して少年戰旗に投稿せんとしたるは本人が夫等兒童をして口授書寫せしめたるものゝ如く其他家宅捜査の結果多くの左翼文書を發見したり
- 處 置 昭和六年六月五日退職願提出同月八日付退職せしめたり

六、六、一五警視廳報

全協日本一般使用人組合東京支部教育労働部にありては「東京府下教育労働者諸君特に三多摩の教育労働者諸君に訴ふ」と題し左記内容を有する檄を發信名を綴方研究会となし之を各方面に郵送したり尙該檄の内容前に退職となりたる五日市尋常小學校訓導浦邊史に關聯せるものあるを以て本人を留置し目下標記組合との關係等取調中なるが檄の内容左の如し

- 一、浦邊史は「戰旗」を購讀し受持兒童に赤化思想を注入したること發覺し遂に當局の爲め退職を命ぜられた
  - 二、我國現下の經濟狀態の逼迫により失業者續出し殊に農民は地主等の爲め極度の窮乏に陥つてゐる
  - 三、資本家地主の労働者大衆に對する攻撃は曩に官吏減俸案となつて現はれ今又我々教育労働者にも俸給不拂、昇給停止、ボーナス諸手当減廢、恩給年限延長並減額等となつて脅かしつゝある
  - 四、校長、視學、官犬(憲)は左傾教員を無闇に彈壓するが左傾教員こそ眞の教育者ではないか
  - 五、我等の先頭に立つて戰つた浦邊史を守れ、彼に對する彈壓は吾々教育労働者全體に對する彈壓だ、彼等の無能教員會を我等の手に取り戻せ
- 尙最後に左記のスローガンを掲ぐ
- 不當留置處罰絶對反對
- 減俸減首絶對反對

賞與住宅料の減廢絶對反對  
教育費を全額國庫負擔せよ  
資本家地主全額負擔の失業保險を制定せよ

不拂俸給を即時支拂へ  
無能教員會を自主化せよ  
一切の政治犯人を即時釋放せよ  
全協一般使用人組合東京支部教育労働部

六、八、二警視廳報

元西多摩郡五日市小學校訓導浦邊史は七月十日附を以て現下我國下層階級兒童の窮狀並社會の欠陥、教員の社會科學研究並社會運動に對する當局の彈壓等を痛論せる内容の聲明書を西多摩郡各小學校訓導宛に發送せり

全協日本一般使用人組合東京支部教育労働部組織發覺の件

六、八、二九學務報

八月九日北豊島郡第四峽田小學校訓導高橋昇が市内大塚辻町に於て街頭連絡中檢束取調への結果本年五月以來全協一般使用人組合東京支部教育労働部なるもの結成され其の下に東京府下小學校教員等五地區十八分會分に屬し二十六校に亘り總計四十四名關係し居ること判明せりその概要左の如し

昭和五年八月頃元府下小學校教員たりし町田知雄、山口近治、増淵穰等は合法團體新興教育研究所を結成すると同時に全協産業別組合を結成し機關紙として「教育労働者」及「東京支部ニュース」等を發行し組合員の獲得組合の擴大に努め居たるが本年五月卅一日一般使用人組合と合同し山口は一般使用人組合本部常任に増淵は東京支部常任に夫々推薦せられたり之と同時に東京地方支部教育労働部組織確立し此の下にA、B、C、D、Eの五地區を持ち各地區の下に其の情勢に應じ二個乃至五個の分會を分屬せしめ組合員凡そ三十餘名を獲得し其等の組合員は各地區又は分會に於て毎週一回研究会又は座談會を開催し

- 一、メーデー對策
- 一、左翼劇批判

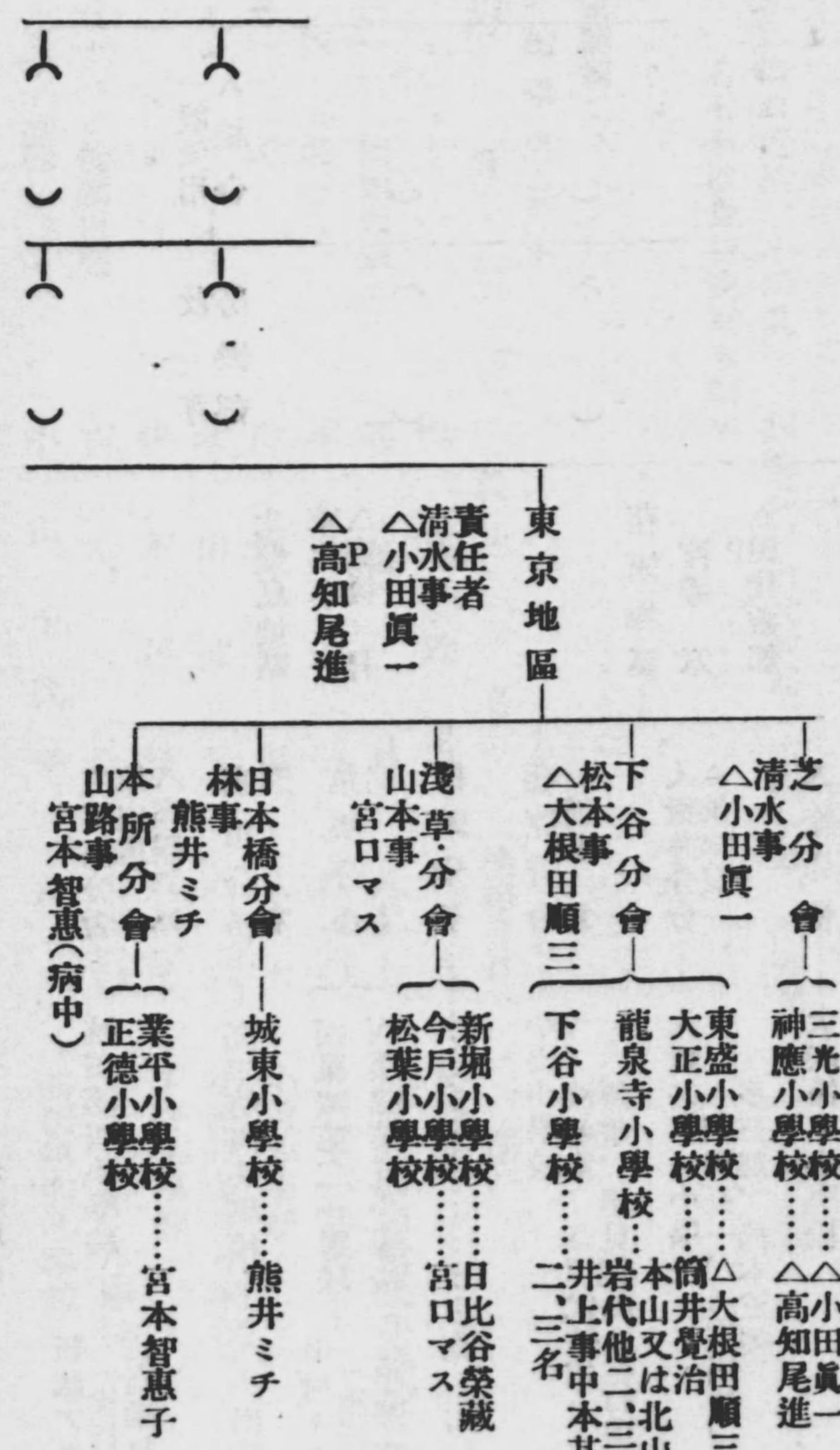
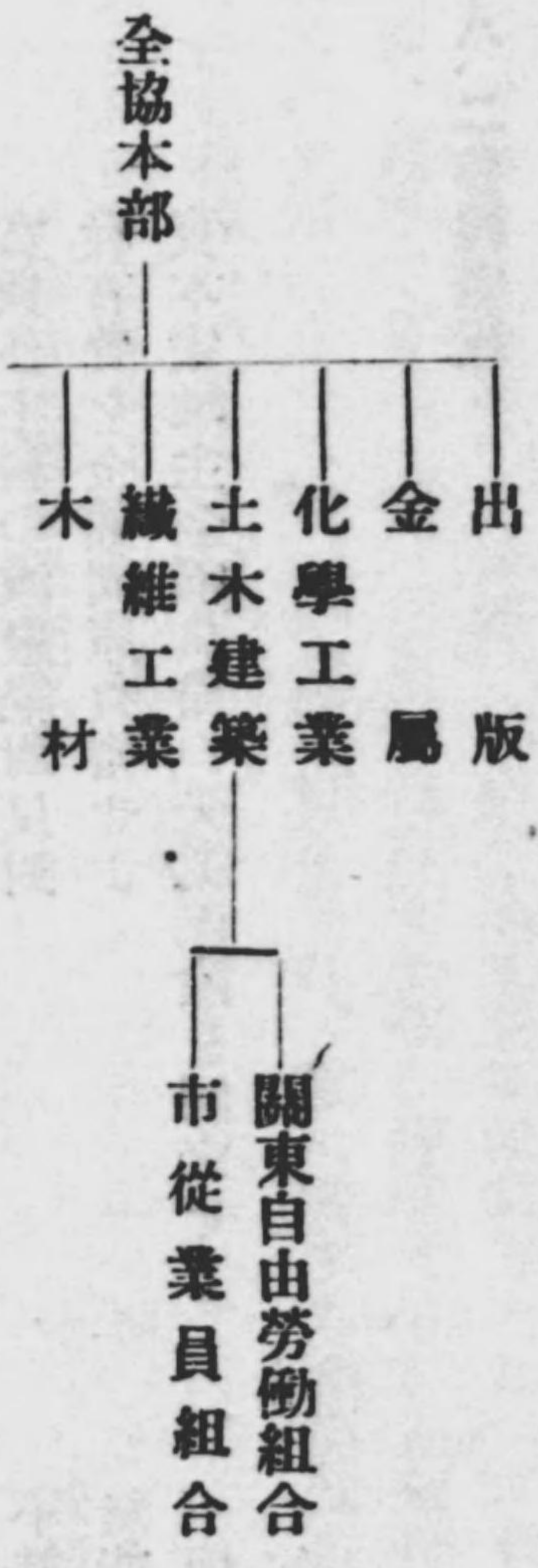
一、各地區分會の狀勢報告  
 一、地區委員の選舉  
 一、合同問題協議  
 一、P、Y、Mに關する件  
 一、夏期闘争對策  
 一、公判闘争並批判  
 一、八一カンパ闘争並批判

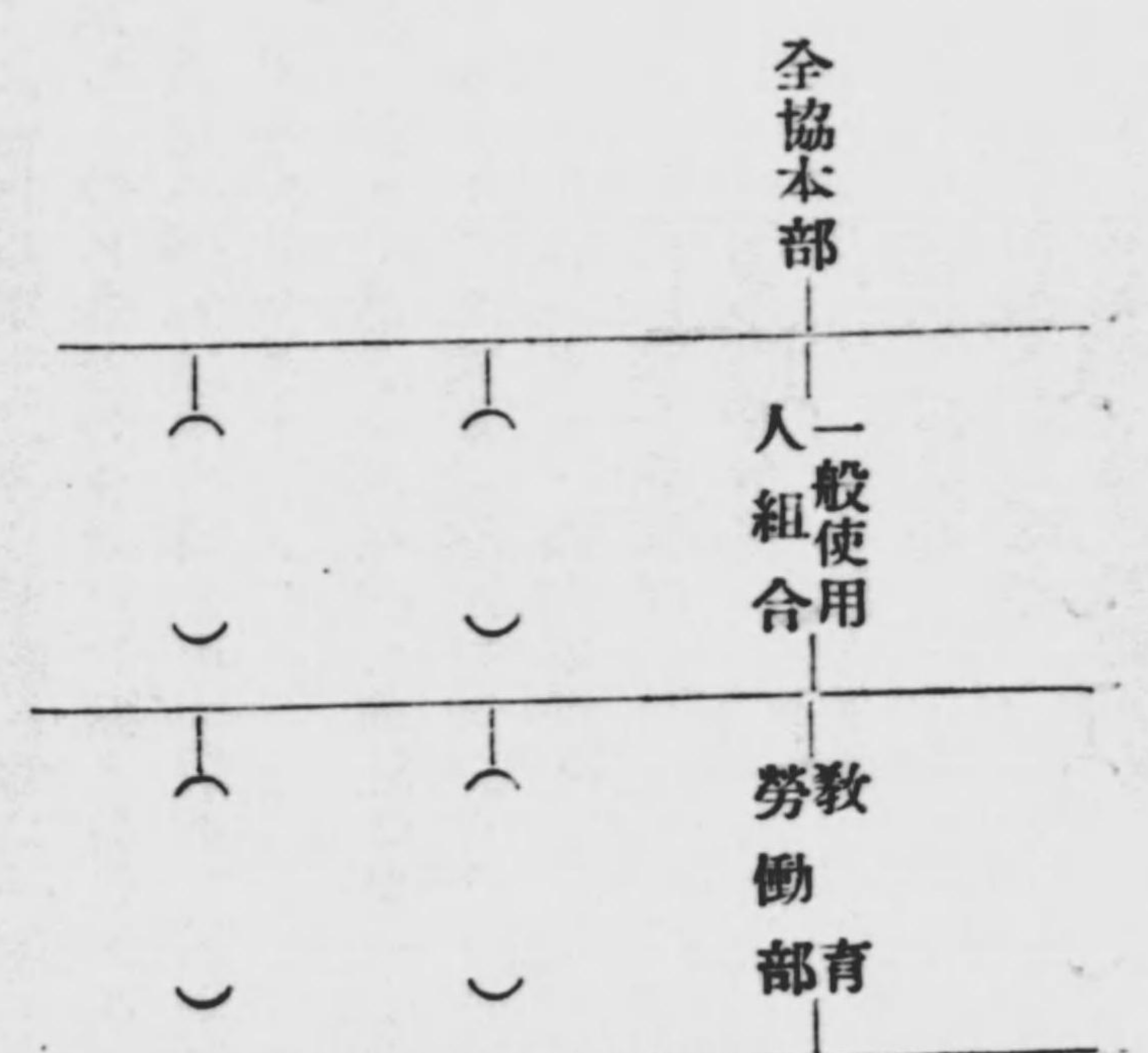
等の各項につき對策協議或は研究をなし尙又新興教育並P(無新)、Y(無青)等を配布し一方常に組合員の擴大強化に努め居たり然るに八月九日前記高橋が小石川大塚辻町に於て街頭連絡中檢束せられ取調の結果前記の事情判明するに至れるものなり

因に關係小學校二十六校(市十二校、郡十四校)に亙り總計四十四名内被檢束者二十二名の多數に上り警視廳に於て取調べ後反省改悔を俟つて逐次釋放せるも府當局に於ては處置等證議中(尙九月十八日附學務報を以て關係者中前記高橋以下十二名を依願退職に一名(高知尾)を懲戒免職とせる旨の報告ありたり)

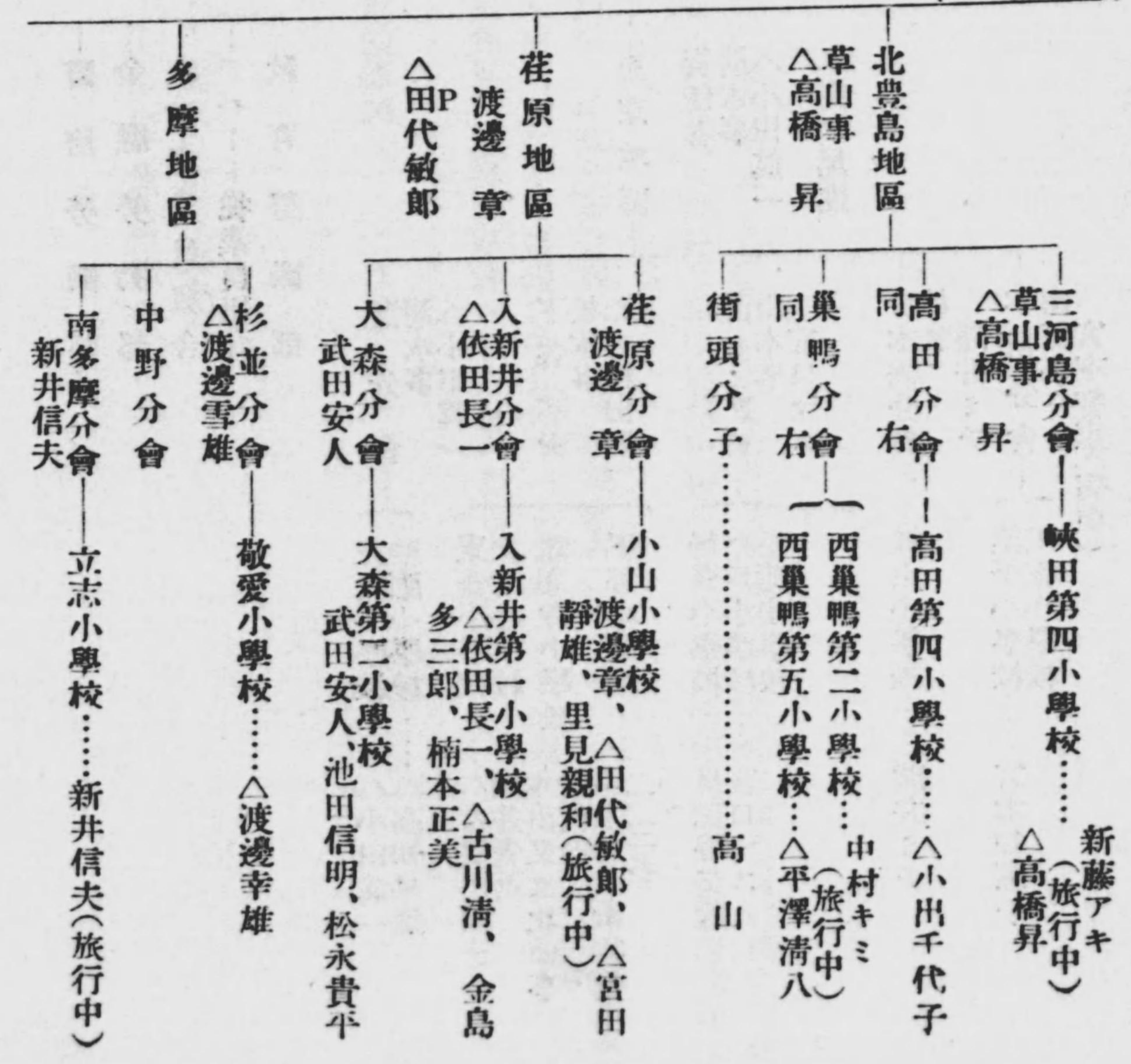
六、八、二七警視廳報

全協一般使用人組合及び東京支部教育労働部組織圖

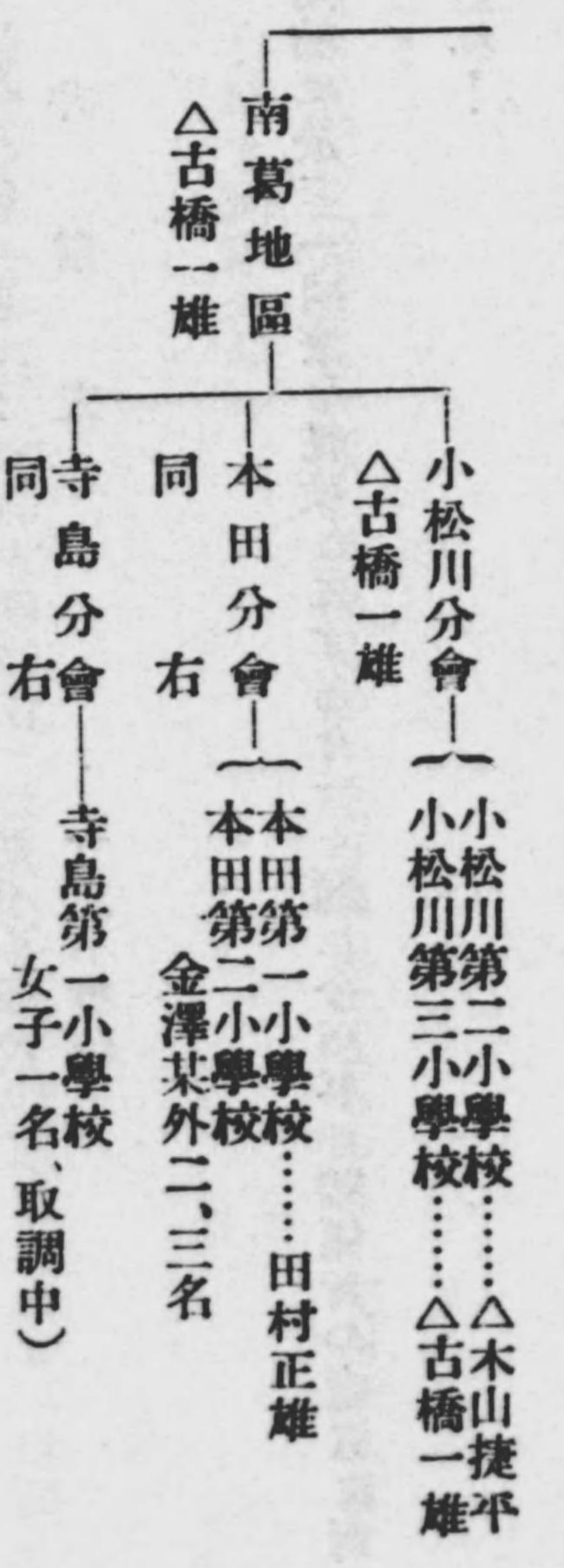




△ハ檢舉  
Pハ無新責任者



備考 山口近治、小田眞一、高橋昇、田代敏郎、古橋一雄、高知尾進、日比谷榮藏  
右七名は身柄拘束取調中



六、九、一警視廳報

處分日附	檢舉者氏名	處分	氏名	檢舉月日	學 校
六、八、三一	依願退職	山口近治	八、八	元訓導	
六、九、四	同	高橋昇	八、七	三河島峽田第二小學校	
六、八、三一	同	小田眞一	八、二〇	芝三光小學校	
六、八、三一	同	田代敏郎	八、二七	小山小學校	
六、八、三一	同	木山捷平	八、六	小松川第二小學校	
六、八、三一	同	仲本朝愛	八、二七	下谷小學校	
六、八、三一	依願退職	古川浩	八、二〇	入新井第一小學校	
六、九、三	同	小出千代子	八、一八	高田第四小學校	

六、九、七	命退職(一二七條)	高知尾進	八、二一	芝神應小學校
六、八、三一	依願退職	渡邊雪雄	八、一九	私立(杉並)敬愛小學校
六、九、四	同	依田長一	八、二六	入新井第一小學校
六、九、三	同	熊井みち	八、二二	日本橋城東小學校
六、八、三一	依願退職	古橋清人	八、二五	西巢鴨第五小學校
六、九、四	依願退職	渡邊章雄	八、二四	小松川第三小學校
六、九、九	依願退職	松永貴平	八、二二	小山小學校
六、九、八	同	楠本正夫	同	元訓導
		金島多三男	八、二三	入新井第一小學校
		宮口マス	八、二五	同
		宮本智恵子		淺草今戸小學校
		新井信夫		業平小學校
				立志小學校

六、九、一〇 警視廳報

九月九日午前七時頃芝區三光尋常小學校正門前に於て「同僚を見殺しにするな」と題し今回事件關係者の處置に對する攻撃をなし

同僚と集會を以て救援基金を送れ!

不當退職反對の抗議を開始せよ!

全協一般教育労働部に加入せよ!

等のスローガンを掲げたる全協一般教育労働部東京支部署名の檄を登校兒童に配布逃走せるものあり配布者は曩に檢舉せる標記組合加盟者と認めらるゝを以て引續き動靜内偵中

六、九、一八 警視廳報

標記組合加盟者にして府市小學校訓導たりし渡邊章外十一名(何れも解職者)は九月十八日附連署を以て「所謂小學校教員赤化事件について共同聲明す」と題し相當注意を要する内容の共同聲明書を府市各小學校訓導宛郵送せるに付引續き動靜内査中

六、九、一八 學務報

内容前報に同じ

六、九、四 警視廳報

標記東京支部教育労働部員芝神應小學校訓導高知尾進は先月二十四日檢舉、一應取調べの上改悛の情ありと認め釋放し置きたるに其の後當局に於て辭職勧告を爲したる處之を憤慨し父兄宛の聲明書並に神應小學校生徒諸君へと題する聲明書を配布せり

○京 都 府

小學校教員の新興教育支局設置に関する件

六、七、一八學務報

京都府下小學校教員二十五名は昭和五年十一月以來讀書會の組織、新興教育京都支局の設置、新興教育防衛基金、赤色救援會基金の募集等をなしたる廉により檢束取調を受けたるが其の概要左の如し

京都市室町尋常高等小學校訓導  
 同 待鳳 同  
 同 人見 亨  
 同 川西 勇

右の内安達はプロ文藝に興味を持ちマルキシズムの研究を爲しつゝありしが昨年九月新興教育創刊號を入手し之が普及を思ひ立ち其の機を窺ひつゝありしが同十月新興教育主幹山下徳治が文藝講演會を開きたる際交友關係にある前記人見と共に山下に會見同雜誌の讀者獲得方を約し支局組織の確立に努めんとし十一月初旬新興教育十一月號と共に支局組織に關する本社よりの指令を受け努力の結果本年一月初旬迄に安達は五名、人見は二名を得て支局組織の萌芽をなすに至れり然るに本年一月中旬に至り又本社より讀書會を組織すべき指令を受けたるを以て兩名は無産者政治教程第一部をテキストとして各自の下宿に於て數回に亘りて讀書會を開き「新教」讀者の獲得に努めたり又昨年十二月中旬以來毎號を入手配布續行中六月十八日檢舉せられたり其の間人見の紹介に依り川西は支局員に加はりたり而して右三名は本社の指令に依り本年二月以降秘かに新教防衛基金山下徳治救援基金等の募集を企畫し本年四月上旬安達は赤救京都支部地方委員會準備會員色川某の依頼に依り赤救基金募集を受け他の二名と協議の上他の讀者より適當なる名義の下に募集せり以上の外新興教育に假名にて投稿したる外本社より各種出版物の送附を受け支局員並讀者に配布せり

新興教育の讀者は二十校に亘り總數二十九名(内四名は中途脱退の爲檢舉の際は二十五名)に及びしも過半数の者は消極的にして單に雜誌を讀みたるに過ぎず他の者は思想上悪化の事實を認めざるにより將來を戒むるに止め前記三名は退職を願出でたるを以て六月二十三日退職を命じたり

六、六、三〇警察報

内容學務報に同じ

(附記) 讀者名 六月一八、一九、兩日に亘り檢舉 (男二三、女二)

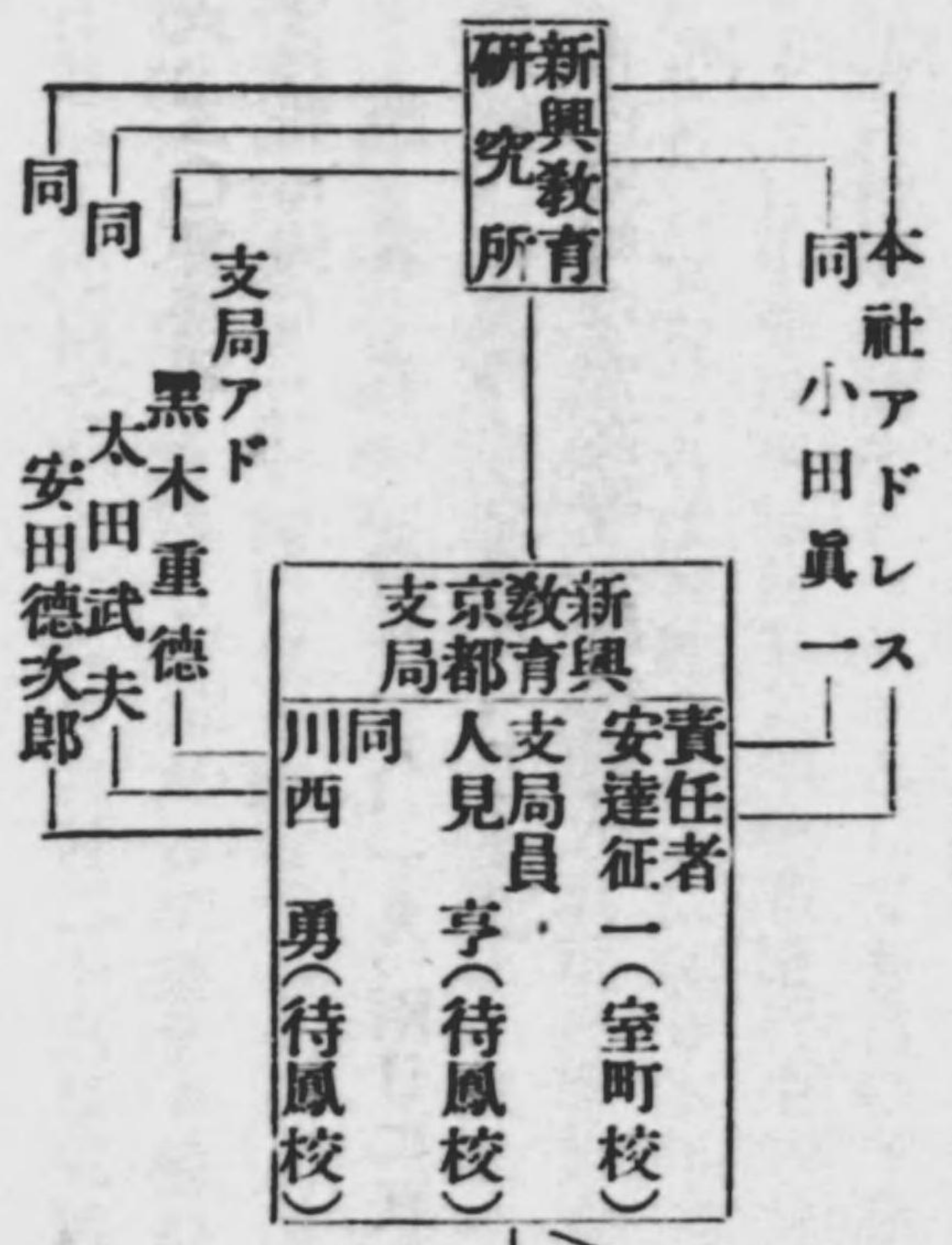
1 安達征一の獲得せる讀者(十三名)  
 市内室町尋常高等小學校訓導

同 堀越 八年  
 同 海老瀬 清三郎  
 同 近江 正夫  
 同 下西 益太郎  
 同 伊藤 藤實美  
 同 坂根 肇  
 同 山本 深  
 同 須江 秋良  
 同 松浦 健一  
 同 三浦 澄三  
 同 松本 芳郎  
 同 彌榮尋常小學校 同  
 同 九條尋常高等小學校 同  
 同 府下愛宕郡鞍馬尋常高等小學校訓導  
 2 人見亨の獲得せる讀者(五名)  
 市内大宮尋常高等小學校訓導  
 同 第三待鳳尋常小學校 同

堀越 八年 二十三年九月生  
 海老瀬 清三郎 二十五年五月生  
 近江 正夫 二十四年三月生  
 下西 益太郎 二十年一月生  
 伊藤 藤實美 二十二年二月生  
 坂根 肇 同 三月生  
 山本 深 二十四年七月生  
 須江 秋良 同 十二月生  
 松浦 健一 二十六年九月生  
 三浦 澄三 二十三年六月生  
 松本 芳郎 二十四年 二十三年十二月生  
 彌榮尋常小學校 同 四月生  
 九條尋常高等小學校 同  
 府下愛宕郡鞍馬尋常高等小學校訓導  
 人見亨の獲得せる讀者(五名)  
 市内大宮尋常高等小學校訓導  
 同 第三待鳳尋常小學校 同



- 3 川西勇の獲得せる讀者(七名)
- |             |    |       |         |
|-------------|----|-------|---------|
| 同 養正尋常小學校   | 同  | 荻野喜志雄 | 二十三年四月生 |
| 同 正親尋常小學校   | 同  | 安藤利三郎 | 二十五年六月生 |
| 同 鷹峯尋常小學校   | 同  | 野口鐵太郎 | 同 十二月生  |
| 市內翔鸞尋常小學校   | 訓導 | 宮島八郎  | 二十三年十月生 |
| 同 第二養正尋常小學校 | 同  | 山根留藏  | 二十年一月生  |
| 同 出雲路尋常小學校  | 同  | 福井三郎  | 二十二年三月生 |
| 同 朱雀尋常高等小學校 | 同  | 荒川伊太郎 | 同 二月生   |
| 同 第四尋常小學校   | 同  | 河田勳夫  | 二十三年四月生 |
| 同 大內第三尋常小學校 | 同  | 八木岩夫  | 二十一年四月生 |
| 同           | 同  | 山口茂   | 二十一年五月生 |



安達征一 堀越八郎 (以下安達が獲得せる前記氏名に同じ)

人見亨 井上幹夫 (以下井上が獲得せる前記氏名に同じ)

川西勇 宮島八郎 (以下川西が獲得せる前記氏名に同じ)

讀書會開催表

1 安達征一の指導したる分	2 人見、川西兩名の指導したる分	テキスト	出席者
一月下旬 場所 近江	二月初旬 場所 川西	無産者政治教程第一部	安達、近江、堀越、伊藤、海老瀬
二月一日 伊藤	二月初旬 人見	同	同
二月八日 海老瀬	二月中旬 八木	同	同
二月十五日 近江	三月初旬 同	同	同
二月二十二日 安達	三月中旬 川西	同	同
	三月廿一日頃 八木	同	同
	三月初旬 待風小學校	帝國主義論	川西、重政、宮島
	四月初旬 川西	(座談)	川西、宮島
	四月中旬 宮島	(同)	川西、重政、宮島
	五月初旬 待風小學校		川西、重政、宮島

五月中旬	川西	新興教育五月號	川西、宮島、山根、河田
五月末	河田	無産者政治教程第一部	川西、宮島、河田
六月初	同	同	同
六月十三日頃	同	同	同

### ○神奈川縣

#### 全協一般使用人組合神奈川支部教育労働部員檢舉並其の組織經過に関する件

##### 六、一〇、一〇警察報

九月初旬縣警察部に於て縣下小學校教員間に全協一般使用人組合神奈川支部教育労働部なるもの組織され居ることを探知し教員中村武敏以下九名檢舉取調べをなしたりその概要左の如し

茅ヶ崎町松林小學校訓導黒瀧雷助は昭和四年十月頃より雜誌「戦旗」を購讀せしが漸次其の思想左傾し翌昭和五年二月頃に至り受持兒童六年生間に「松の花會」なる少年團を組織左翼的教育を開始せる處偶々同年四月中村武敏が同校訓導として轉任し來るや兩名結託して秘かに主義の研究をなし更に中村と交友關係にある川崎市小田小學校訓導岡本信夫及び右黒瀧と同期卒業の鶴見區濱町小學校訓導増田貫一を交互紹介し以上四名にてグループを結成次第で全日本教員組合準備會員町田智雄と連絡しその指導の下に之が支部準備會を組織し一方東京に於ける該組合の演說會に多數の教員を動員すべくピラを郵送し、又岡本は無青京濱支局長佐藤晴生より無青の交附を受け之を増田、黒瀧、中村等に配布し増田方に於て數度會合して無青其他左翼文獻を教材として研究を爲すと共に組合員獲得方法に就き協議を爲したり、昭和五年八月全日本教員組合が日本教育労働者組合に解消するや岡本以下前記四名の外に新メンバー一名都合五名を以て神奈川支部を組織し岡本が本部との連絡を擔當機關紙教育労働者、労働新聞、無青、新

教等を配布しつゝありし處同年十月岡本は思想的理由により退職となりたる爲め黒瀧が支部責任者となりたる處本年三月に至り黒瀧も亦同理由により休職となりたる爲め中村がその後を受け増田方をレポアドとして引續き本部より送附を受け同志に配布しつゝありたり、尙黒瀧が支部責任者たりし當時本部員某と連絡し支部ニュースを發行してメンバーに配布し組合員の獲得に努めたる結果三橋兄弟治以下五名を組合員に獲得し又一方松林小學校尋常五年以上高等科一年間に松花少年團なるものを組織して少年戦旗等を用ひて階級意識の注入に努むる等相當活動をなせり

斯くて本年六月頃には一般使用人組合の支部結成をなす迄に發展し同月七日午前九時より鎌倉町長谷小出敬治方に於て創立大會を開催するに至れり當日支部側人員は増田貫一以下十二名（内女子一名）本部側は山本某外東京支部員一名にして増田議長となり市川きよ（教員）を書記に命じ

##### 一、支部當面の活動方針

##### 二、支部委員の選舉

右二項に付協議し一、に就きては本部大會の決議事項を實踐に移すことを滿場一致可決し二、に付きては支部責任者に増田を推し委員に中村を、事務局に眞下、小出を選任し同日正午頃散會せり

支部創立大會後は別表の如き地區及分會を構成し毎月二回眞下方に支部委員會を開催し本部との連絡は眞下之に當り一般使用人、労働新聞、新興教育等を二十部乃至三十部宛接受し之を地區責任者を通じて配布し又無青をも二十部位づゝ配布せる外支部ニュースをも發行し分會、班の會合を定期に持たしめ又クラス會、親睦團體、ピンポン會、ビクニツク會等に働き掛け支部の擴大強化に努め居たり、一面又ピオニール結成によりて赤化注入をなさんとし、中村武敏、脇田英彦の兩名は成績優秀なる兒童を糾合して前記ピオニール結成をなし階級意識の注入に努めたり然るに無青湘南責任者古屋榮の檢舉により前記の事實判明するに至り左記九名の檢舉を見るに至れるものなり

檢舉者氏名

處分

處分日付

氏名

名

檢舉月日

勤務校



既報の如く中村武敏外八名を検挙取調中なるが其後引き続き關係者を検挙し極秘裡に取調べの上改悛の情顯著なるものは即日釋放し然らざるものは留置し反省を促したる處何れも悔悟し居るを以て學校長と連絡し親權者に身柄を引渡し順次釋放しつゝあるが右の内中村武敏、脇田英彦の兩名は無青の配布を爲し殊に兒童に働き掛けピオニールを組織し居りたるものにして其の影響大なる以て治罪法違反として送局の見込なり  
尙前回の報告に記載されざりし小出敬治以下十四名の検挙者一覽を左記に掲ぐ

檢束月日	釋放月日	氏名	勤務校
一一、二懲戒免職	一〇、二二	小出敬治	鎌倉第一小學校
同	同	小田實	横濱小學校
同	同	三橋兄弟治	澁谷小學校
同	同	市川きよ子	寒川小學校
同	同日釋放	友清貞吉	平塚高等小學校
同	同	菊地郁	鎌倉第一
同	同	曾我岩雄	平塚第三
同	同	片岡五夫	同高等
同	同	向井英彦	同第三
同	同	加藤千代	同第二、第三
一〇、一九	同	伊藤卯一	茅ヶ崎松林
同	一〇、二三	同	同
一〇、二〇	即日釋放	同	鎌倉第二
同	同	中垣隆治	同
同	同	松岡忠夫	同

思想容疑者よりの來信に関する件

七、一、八警察報

本籍 宮城縣登米郡米谷町宮澤七番地  
住所 同

元訓導 小出敬治 (當二十八年)

右は管下鎌倉第一小學校在職中昨年十月全協日本一般使用人組合神奈川支部B地區鎌倉分會責任者として檢舉せられ十一月十二日付懲戒免職となりたるものなるが其後前記本籍地に歸省せるが昨年十二月十七日付を以て受持兒童父兄古川龜次郎宛暗に現代社會制度の欠陥を指摘し先般の行動は毫も誤なきが如く述べたる書面を寄せたるを以て注意中なるが本人は未だ改悛せざるものゝ如し

〇埼玉縣

小學校教員に對し「アジヒラ」郵送越に関する件

六、二、二四警察報

二月二十二日附東京市神田區表神保町二ノ三常盤書店名義にて埼玉縣下大里郡本庄町小學校外數校教員宛「縣下の教員諸兄姉に檄す」と題する印刷物を郵送したるものあり行爲者内偵中  
印刷物内容(要旨)

二月十日東京日日新聞が「師範卒業生の配置に悩む」の見出しの下に大要左の如き記事を載せていた事は諸兄姉も既に御承知の事と思ひます、即ち「埼玉縣では本春兩師を卒業するもの四百名に及ぶがその配置は百五十名は





同 同 準訓導 高橋幸昌(八月十九日命退職)  
同 同 專科訓導 北條英(八月三十一日依願退職)

六、九、一五警察報

内容彙に報告ありたる警察報に同じ

領置品

- 一、労働新聞 三部
- 一、戦旗 四部
- 一、一般使用人 一部
- 一、ハンメル 一部
- 一、新興教育 二部
- 一、日本一般使用人組合々同議案 一部
- 一、全協青年部の概 一部
- 一、一般使用人組合埼玉支部の構成圖 一部
- 一、新教讀者ニュース 五部

六、九、二三警察報

本籍 埼玉縣入間郡高麗川村大字平澤上組六八七  
平民戸主 喜助 五男  
住居 同 所澤町大字所澤六七一  
小學校訓導 關口幸市 (當二十三年)

右は本月十四日付治安維持法違反事件として浦和地方裁判所検事局に身柄共一件記録を送致せる處本月二十一日起訴猶豫處分に附せられ同日釋放せられたり

○群馬縣

小學校教員の左傾思想研究に関する件

六、一二、三學務報

一、關係教員一覽	處分月日	氏名	勤務學校	檢束
一一、二五依願退職		小坂橋 覺	北甘樂郡妙義尋、高小、訓	一一、二二
同 懲戒免職		小澤 貞八	同 准訓	同
同 依願退職		金井 良恭	同 訓	同
同 訓戒		須藤 和夫	同 訓	一一、二二
同 同		茂木 さく	同 訓	同

二、事件の概要

右の内小澤貞八が中心となり思想研究をなしたる事件なるがその概要左の如し、小澤貞八は出身校たる富岡中學校在學當時より文藝に興味を有し殊に左翼文藝を愛讀せるより漸次左傾思想を抱持するに至りたるもの、如く且つ卒業後家計の不如意なる結果上級學校に入學の志を斷たれ代用教員をなすの止むなきに至れるより一層不滿を抱き思想上全く變化を來し此が研究に熱中するに至れり本年一月上京中の妹くらより戦旗、無産青年第二無新等

の左翼出版物の送附を受け閱讀せるが八月に至り同窓生にして左傾人物たる今井敏夫及上智大學生茂木幸三郎等と會談し且つ之等より左翼印刷物を受け其の後も引續き妹及今井等より第二無新、勞新、新教、無青、救新及支那問題に關する概文等を送附せられ閱讀するに及びて益々意識の昂揚を見たり、之より曩六月頃研究の爲め同志を獲得すべく企畫し先づ同僚教員たる金井良恭に無産者生物學戀愛革命、無産者政治教程、一九一七年プロレタリア大學パンフレット、第二無新、勞新、戰旗等の著書を貸與してアジプロしたる所金井は最初右の書物の内容に對し不快を感じたるも次第に興味を覺え漸次小澤に傾きたるを以て小澤は更に同様の手段を以て同僚教員小坂橋覺、須藤和夫の兩訓導に働き掛けて遂に之を獲得し又友人木内譽治の依頼により失業同盟及無産者療養所設立基金等の寄附を要求して一圓宛據出せしめ夫々送附せり、次で小澤は青年受持兒童にも赤化注入をなすべく企畫し殊に近時は兒童に對して戰爭が資本主義の爲のものなる事を知らしむべく努めつゝありしものにして次第に實際運動に入らんとせる處今回の檢學に遭遇せるものなり、因に縣學務當局に於ては小澤に對し懲戒免職に小坂及金井に對しては依願退職の事に十一月二十五日付夫々決定處分し、須藤に對しては縣視學をして嚴重訓戒せしめたり

六、一一、二四警察報

前報學務報に同じ尙訓導茂木さく關係せる事實掲載す

六、一一、二八警察報

訓導 小澤 貞 八

右十一月二十八日付治維法違反として前橋地方裁判所檢事局へ送局せらる

六、一一、一七警察報

元訓導 小澤 貞 八

右者十二月十五日付起訴猶豫處分と決定

七、一一、一二學務報

昭和六年十二月五日

元准訓導 小澤 貞 八

右者起訴猶豫と決定其外訓戒釋放

〇千葉縣

小學校教員の新興教育支局設置計畫に關する件

六、一一、三學務報

君津郡飯野村飯野尋常高等小學校訓導

一一、三〇依願退職 石井 實 (當二十年) 一一、一檢學

右は昭和四年三月縣立安房中學校を卒業し同五年縣主催三ヶ月講習小學校教員養成科を修了尋常科正教員の資格を得て同十月右小學校訓導に就任せるものなるが元來頭腦明晰なるに家計不如意の處より充分勉學し得ざるを遺憾とし之が不満を思想的著書によりて自慰しつゝありしが次第に左傾思想に傾きたるものゝ如きも其の後教員を志望するに及び一時中止の已むなきに至れり然るに本年四月上京の際偶然某書店に於て「新興教育」を瞥見し忽ち其の主張に共鳴し爾來引續き本部より一部乃至三部の送附を受け且つ「新教ニュース」「新教讀者ニュース」「同指令」を



接受し購讀しつゝありしが次第に意識昂揚し遂に之が實行運動を企畫し先づ小學校教員を叫合して新教支局を組織せんとする目的を以て六月頃同僚たる同校女教員武石美津（當二十年）——昭和五年三月縣立木更津高女卒同年三月月講習教員養成科修了——に對し同人が汽車通勤の時間の點に不満を抱懐せるを利用し巧に之を誘惑獲得の上新教を購讀せしめつゝありし處右女教員は其後縁談の事より之を忌避し購讀を怖るゝの態度に出でしを以て石井は發覺の危険を察したるか七月以來「アドレス」を變更し單獨にて購讀の上本部の指令に依り簡單なる狀勢報告を爲しつゝありたり、然るに本年十一月下旬本人が本部と「レボ」を往復せる事實を該小學校長に依り發見せられ遂に今回の檢舉となりしものなり、尙本人は本年八月東京市神田區文化學院に於て開催されたる新教主催の夏季講習會に出席受講したるが歸郷後之が支局を設立すべく前記教員獲得の外に男女青年にも働き掛くる意圖なりしも發覺により之等は全然失敗に歸したり、因に縣學務當局に於ては石井實に對し十一月三十日付依願退職處分に武石美津に對しては充分將來を誓はしめ嚴戒し置くに止めたり警察當局に於ては治安維持法を以て處する程度に非ざるを以て訓戒釋放せり

處分	氏名	檢舉月日	警察處分
一一、三〇依願退職	石井實	一一、一	訓戒釋放
同 訓 戒	武石美津	同	同

六、一二、三警察報  
前報（學務報）に同じ

### ○長野縣

#### 小學校教員西村清一治安維持法違反事件に関する件

六、四、二二學務報

懲役二年、三年間執行猶豫

西村清一

當時北安曇郡七貴小學校訓導たりし西村清一は大正十五年頃より社會問題の研究をなし漸次共產主義に共鳴し其の主義主張を信奉するに至れり、昭和五年一月下旬より同年三月中旬までの間三、四回に亘り同所に於て下里源太郎外三、四名と座談會を開きたるが其の席上に於て同人等に對し「吾々無産階級を解放するものは日本共產黨唯一なるを以て之を支持し農民組合を組織し其の擴大強化を圖り以て同黨の大衆化を企圖すべき必要あり」との趣旨を説明し且同黨の主義政策を會得せしむるため同黨のスローガンの一部たる君主制の廢止帝國主義戰爭反對及社寺院の土地沒收等に關し説明し赤木淺一郎及高橋太久と共に秘密地下的指導部を組織し日本共產黨の影響力を強大ならしむべきことの決議及労働組合モツプル運動等の各責任者の變更並日本共產黨の主義宣傳の新聞紙第二無新の配布網を確立すべきこと等の協議をなし更に同年三月より五月に至るまでの間數回に亘り石田作見方其他に於て下里源太郎外數名に日本共產黨の主義宣傳の第二無新一部づゝを交付して回讀せしめ以て孰れも日本共產黨の目的遂行の爲努力したるものなり、赤木淺一郎を檢舉取調べの結果昭和五年の暑中休暇中檢束取調を受け次いで昭和五年十月十一日起訴せらるゝと共に縣當局よりは休職を命ぜられたるものなり、西村は昭和五年度には尋常科第二學年を擔任し且實業補習學校の教授をも擔任したるが主義宣傳に關し兒童生徒に對しては何等の影響を及ぼしたるの形跡なし

### ○宮城縣

### 公民學校教諭の不敬事件並小學校教員の思想客疑に關する件

#### 五、二二、一一警察報

刈田郡大鷹澤村小學校訓導兼公民學校教諭木村勝次は天照大御神に對し奉り不敬の言辭を弄したる廉により十二月三日取調を受けたリ

曰く「天照大神は海外より渡つて來た女で今の言葉で云へば不良少女の團長で支那朝鮮に於て密賣淫を爲し日本に渡る時は大勢の男を連れて來た云々」

#### 五、二二、二六警察報

不敬被疑事件木村勝次に關する件は十二月二十四日起訴猶豫となる  
學校處分、十二月六日休職の處十二月二十三日依願退職となる

#### 六、三、二學務報

##### 一、木村勝次の略歴

大正十四年三月東北中學校卒業

大正十五年二月より昭和三年三月まで本縣名取郡高館小學校に就職

昭和三年四月本縣師範學校第二部入學同四年三月卒業

昭和四年四月同校專攻科に入學、文科にて特に地理、歴史、博物、英語の四科選擇履修

昭和五年三月專攻科卒業刈田郡大鷹澤村小學校訓導拜命

昭和五年四月十七日附同郡大鷹澤村公民學校助教諭兼任

爾來九ヶ月同校に勤務し來れるものなり（訓導五十三圓、助教諭年手當、十六圓給與）

##### 二、木村勝次の不敬事件顛末及び佐々木達夫の思想客疑事件顛末

公民學校（夜學）に於ける國史の教授に際し約七十名の生徒に對し前記警察報にある如き失言をなす、本人の平素は思想上に於ては疑はしき事實を發見せず右不敬事件の突發と共に其の調査の結果當時同居せる教員佐々木達

夫がモツブル機關紙救援新聞を始め數種の書籍を藏し居ること發覺したるが外部との連絡なきこと判明せり

##### 三、木村勝次及び佐々木達夫の處置

五、二二、二三依願退職

五、二二、二六同

##### 佐々木達夫の略歴

昭和三年三月本縣角田中學校卒業

同四年十一月本縣刈田郡大鷹澤小學校代用教員拜命

爾後約一ヶ年同校に勤務し來れるものなり（月俸三十圓給與）

## ○福島縣

### 小學校教員の出版法違反事件檢舉に關する件

#### 六、一〇、一四警察報

依願退職 福島縣石城郡川部村立小學校訓導

訓 戒 同 柳 井 二 郎 （當二十五年）  
推 名 辰 雄 （當二十八年）

右の内柳井二郎は管下石城郡玉川村所在全農玉川支部常任書記左傾人物星野二郎其他主義的人物と交際をなし又之等人物の指導により思想漸次左傾し斯種幾多の著書を読讀し又昨年十一月中前記星野より「新興教育」創刊號（九月號）を接受し其後書店或は發行所より、直接購讀するに至り遂に現今社會制度に對し不満を懷き之を改革するの

必要ありとなし先づ農民貧困兒童の實狀調査に着手し他方に於て東京市白楊社發行、小林靖二著「農民貧乏論」を購讀し茲に於て惱める農民經濟闘争の研究は我々より更に農村青年に必要な事を痛感し之が同志の獲得を圖らんと目的より前記「農民貧乏論」を基本となし「農民貧乏研究號」の出版を企畫し柳井自身九月七日より起草し出版の事を前記同校訓導推名辰雄の賛成を求めたる處即時賛意を與へられたるを以て茲に兩者相寄り九月十日兩人の勤務學校に於て秘かに前記「農民貧乏研究號」第一卷第二卷通して計七部の謄寫印刷を了せり  
右印刷物は先づ柳井より推名に五部手交し又同村青年團部雅美其他に配布購讀方を依頼せり推名も亦團部外一名に配布購讀せしめ其他は焼却或は所持せり

六、一〇、二〇警察報

小學校訓導

柳井 二郎

同

推名 辰雄

十月二十日平區裁判所に送局す

六、一二、一學務報

元石城郡川部尋常高等小學校訓導

柳井 二郎 (當二十五)

同

(尋正) 推名 辰雄 (當二十八)

一、關係教員の身分

前報に同じ

二、事件の内容

前報に同じ

三、原因、動機

1 柳井 二郎

イ、思想注意人物との交際

ロ、困窮兒童に對する同情

ハ、左翼著書の閲讀

ニ、感 激 性

ホ、生 計 困 難

2 推名 辰雄

イ、性質短慮

ロ、柳井の誘惑

ハ、生計不如意

四、兒童への影響

柳井は尋常三年、推名は同二年を夫々擔任せるが共に幼童なるを以て影響なきものと認む

五、同僚教員への影響

推名以外影響を受けしものなしと認む

六、處 置

刑事上の處分は未済なるも行政上の處分をなす事左の如し

依願退職 柳井 二郎

訓 戒 推名 辰雄

○岩手縣

治安維持法違反事件檢舉に関する件

五、二二、一七學務報

左記の教員は舊年十一月初旬以來思想刑事事件に關し拘束せられたるが不起訴となり何れも退職せり

膽澤郡水澤尋常高等小學校訓導

及川久夫 起訴猶豫

同 愛宕同

同 菅原觀悅 同

同 眞城同

同 鈴木芳美 同

和賀郡江釣子同

同 大内實 同

六、一、二四警察報

元小學校教員織田秀雄は教員奉職中より左傾思想を抱持し居たるが昭和五年二月退職上京後は其の思想頓に悪化し昭和五年八月歸省中同志を糾合し藝術運動、教育運動乃至組合運動の具體化に付主義宣傳煽動を爲すべき事を申し合せ岩手共人會なる秘密結社を組織し日本共産黨の目的遂行の爲にする行爲を爲したるにより昭和五年十一月二日一齊檢束し取調を受けたり被檢束者十數名中小學校教員

六、一、二二起訴猶豫

及川久夫 水澤尋常高等小學校訓導

同

菅原觀悅 若柳村愛宕小學校訓導

同

鈴木芳美 眞城尋常高等小學校訓導

同 不起訴

大内實 和賀郡江釣子小學校訓導

同 即日釋放

坂本フヂエ 水澤小學校訓導

六、五、一四二年判決

織田秀雄 元小學校教員

六、五、七學務報

前報に同じ

○秋田縣

勞教秋田支部組織に關し小學校教員等の治安維持法違反被疑事件に関する件

六、二、一一警察報

一、同縣下に於ける極左運動は昨年末より又々活動を開始し殊に本年に入りては學校方面に潜入の疑あり縣警察當局は二月三日早朝を期し檢舉に着手し取調を受けたるものは左の如し

小學校教員 一 六、二、三檢束

男子師範生徒 二 同

學校關係以外 四 同

参考人として取調を爲したるもの

男子師範生徒 六

女子同 一

學校關係以外 四

二、發覺せし事件の概要

1 研究會、男子師範生中には外部運動者より無産青年の配布を受けて之を中心として研究會を開催し盛に共産主義の研究を爲す

2 教育勞働組合、現職小學校教員及師範生徒を包含して教育勞働組合を結成し主として新興教育の主旨により

教員の結成を圖りつゝあり

3 モツブル運動

外部運動者の指導を受けて師範生徒自ら謄寫器を備へ犠牲者救援の爲のニュースを印刷する外各自贖金を爲して該運動の擴大を圖りつゝあり

4 アドレス關係

師範生徒の一人は外部運動者の通信取次所として中央と無産青年の接受秘密通信の仲介を爲しつゝあり

5 其他

外部運動者の指導の下に極左の各運動に参加し又近く秋田中學の方面に働きかけんとしつゝあり

三、今後の豫想

現在迄の様は上記の通なるも教員方面には檢束取調を要する者を生ずる見込、處分問題につきては目下取調中にして司法處分行政處分共報告の程度に達せず

六、二、二八學務報

秋田縣師範學校

關係生徒 八名

四年生 佐藤 龜 壽

同 戶澤 與三郎

同 (外に) 四名 (右兩名の勧誘により一時加入したるも間もなく脱退せり)

三年生 一名

二年生 一名

秋田縣女子師範學校

關係生徒 一名

五年生 高橋 ヤエ

關係教員

(月日不明起訴猶豫) 島山 金四郎 高橋ヤエを勧誘して左傾思想の研究をなさしむ

一、事件概要

前記四年生佐藤、戸澤の兩名は昭和五年頃より秋田市内に居住する左傾主義者長谷川清の勧誘により校内にマルクス主義研究のグループを作らんことを企て同級生四名の者を勧誘加入せしめ佐藤の下宿にて

無産者政治教程

戦旗、無産青年

等により研究を始めたが間もなく四名の者は自發的に脱退せり、佐藤、戸澤の兩名は猶研究を捨てず更に長谷川清の依頼に依り

「救援ニュース」の謄寫に従ひ救援金を集め又「警鐘」なる「ニュース」を謄寫して同志に分配せる事實あり

右兩名は前記四名の同級生の脱退後三年生一名、二年生一名を同郷等の關係より勧誘し研究を勧めたるも二名には下級生なる故眞の目的及研究を明さず時に戦旗及無産青年の閲讀を勧め其の質問に應ずる程度に止りしか如し

二、學校の處置

暫定的處置 自宅謹慎 四年生 佐藤 龜 壽 送檢

同 同 同 戸澤 與三郎 同

同 同 二年生 一名

生徒全般に對しては十分訓諭を與ふ

一時研究會に加入せるも自發的に脱退せる前記四年生四名及三年生一名に對しては父兄を呼び將來を十分戒めたり

三、秋田女子師範生に關する事件概要

同校五年生高橋ヤエは昭和四年頃より當時秋田師範五年生たりし、現小學校教員畠山金四郎と相知るに至り同人の勧誘により社會科學の研究を續け、昭和六年二月三日に至り主謀者畠山、長谷川等の檢舉と共に參考人として取調べを受くるに至れるものなり

四、當局の處置

五年生 高橋ヤエ 退學の見込(六、二、二八附報に依る)  
教員 畠山金四郎 諭旨退職の見込(同)

外に數名あり之に對しても諭旨退職を命ずる見込なり

六、三、一六警察報

一、關係者一覽

懲戒免職	二、二八送檢	工藤清八	李岱小學校訓導
同	同	畠山金四郎	花岡小學校同
諭旨退職	同	平野順三	増田小學校代用教員
同	同	石田秀雄	同 訓導
同	同	千田七郎	鵜木小學校同
同	同	工藤藤正	李岱同
退學處分	同	佐藤龜壽	男子師範生(四年)
同	同	高橋ヤエ	女子師範生(五年)
同	同	長谷川清	無職(裏面指導者)

二、事件概要

被疑者工藤清八、畠山金四郎、平野順三等は豫め學び得たるマルキシズムの社會革命其他の學說に關する理論を絶對的眞理と確信の上昭和五年十月來是れが實現化を企圖し其の前提として教育勞働者の組合を結成し以てプロレタリアート解放運動の一翼として闘争し其の所期する目的を達せんと計畫の下に同年十二月以來被疑者長谷川清、佐藤龜壽其他と相通じ本年一月十八日被疑者長谷川清の隠れ家たる南秋田郡旭川村手形山崎伊藤彦太方二階に於て「全日本教育勞働者組合秋田支部」創立大會を開催し宣言、行動綱領スローガン等を決定したる外日本赤色救援會に對する加盟決議を爲し將來積極的に活動を開始すべきことを決したるものにして各被疑者は右運動にそれ〴〵從ひたるものなり

三、警察當局にては所轄檢事正と打合の上治安警察法第十四條(秘密結社組織)違反として二月二十八日前記の如く工藤清八外八名の教員及び師範生等を送致せり

〇和歌山縣

小學校教員治安維持法違反事件檢舉に關する件

六、一〇、一二警察報

本年六月二十四日付和歌山憲兵隊長よりの内報及九月二十九日付警視廳報によりて調査取調べの結果  
本籍 和歌山縣西牟婁郡江住村大字江住一四六〇番地戸主  
住所 同 縣同 郡田邊町大字中屋敷町一番地  
森 安兵衛方

中芳養村小學校訓導

藤井誠一

一

當二十四年

が全協及び赤色救援會に關係し秘密結社の組織活動をなし居りし事判明十月十日田邊署に連行取調をなすと共に家宅捜査をなし尙引續き取調中なるが其の概要左の如し

右藤井誠一は本年五月菅下田邊町に於ける貝卸工爭議解決後  
和歌山縣西牟婁郡田邊町大字中屋敷町一〇一番地

戸主 周五郎 三男  
無職 喜多幡 爲三 當二十一年

より今回爭議に於て労働者側が敗北したるは組織團結の強固ならざりしと戦術の拙劣なりし結果故今後一層労働者の組合強化を圖り階級闘争を續くべき必要あれば助力あり度き旨の勧誘を受け之を應諾し其後六月に至り藤井は又喜多幡より日本赤色救援會に加盟すべき勧誘を受けて之を承諾し茲に日本赤色救援會田邊地區委員會の成立を見たり、其後兩名協議の上労働組合方面オルグとして喜多幡、教育労働方面オルグとして藤井各々分擔し救援會の擴大強化を圖る事となり藤井は直ちに師範學校時代の友人たる

西牟婁郡日置町尋常高等小學校  
訓導 西本 勇

同 郡和深村尋常高等小學校  
訓導 藤本 淳太郎

同 郡二川村尋常小學校  
訓導 二河 田忠次

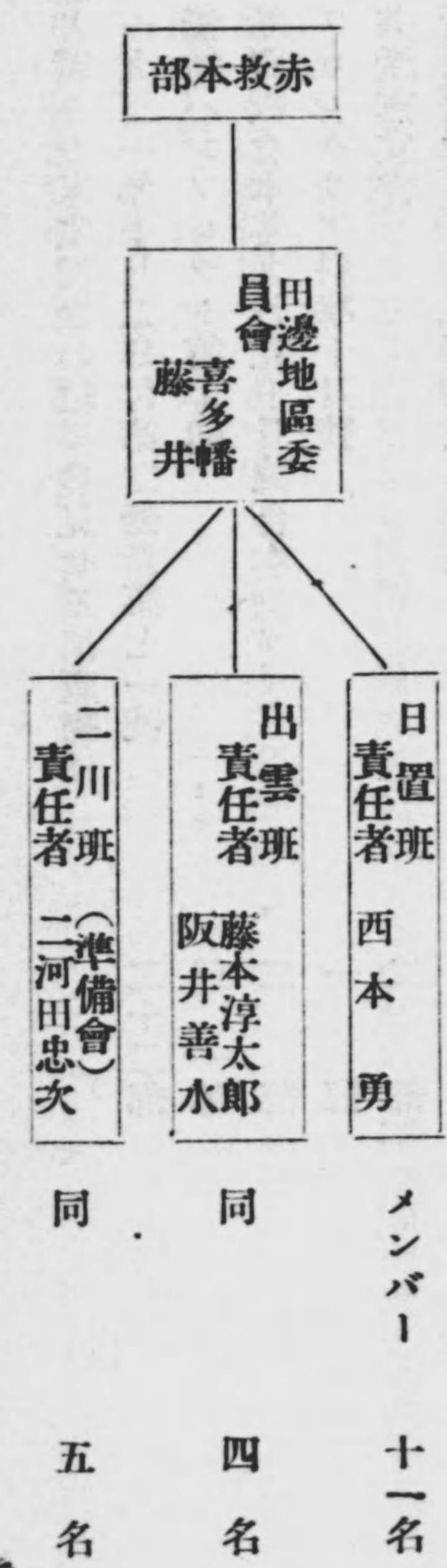
等を勧誘して之を獲得し次で西本は藤井の指令により農民及木材労働者を勧誘して目下十一名の同志を藤本は漁民労働者等五名を夫々獲得し二河田は農民青年労働者に呼掛け目下組織準備中なりしものなり、又一方喜多幡は曩に佐賀高等學校在學當時救援新聞を購讀し居たる關係上救援會「アド」を知れるより本年七月頃田邊地區委員會設立後藤井を救援會本部に紹介し以後藤井宛救援新聞の送附方を申込み送附さるゝや之を西本藤本等に配布し又本年八

月頃喜多幡は救援會本部に對し無新本社との連絡を望み紹介方を依頼せる處救援會よりの連絡により八月三十一日  
東京市神田區駿河臺駿臺高等豫備校内  
阪 田 實

(其後東京市外淀橋町角筈二六八北島正教方内封一郎と變更せるもの)  
より連絡を得て第二無新の送附を受け之を西本、藤本、二河田等に配布し又

本籍 三重縣南牟婁郡木の本町二二一番地  
戸主 安太郎 四男  
住所 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字湊四〇五番地  
目下東京帝國大學在學中 佐藤 克 己  
より田邊町居住の實弟  
新聞記者 佐藤 省 吾 當二十四年

宛本月八月頃共產黨宣言五六部を送附し來りたるを佐藤省吾は  
和歌山縣西牟婁郡田邊町大字福路町二十一番地  
書籍商 松崎 茂 當二十四年  
に交附し松崎より藤井に交付されたるものなる事も判明尙目下關係者に付取調中



尙藤井誠一の家宅捜査の結果発見せる出版物は

- 一、一九三二年十月二日付第二無新第七一號 二十二部
  - 一、無新パンフレット第十輯 三部
  - 一、新興教育本年九月號十月號合本 二部
  - 一、プロレタリア科學十月號 一部
  - 一、共產黨宣言 二部
  - 一、新教讀者ニュース第九號 二部
- 等なり

六、一〇、三〇學務報

一、關係教員職氏名

西牟婁郡中芳養尋常高等小學校訓導	藤井誠一
同 二川第二尋常小學校同	二河田忠次
同 日置尋常高等小學校同	西本淳太郎
同 和深第一同	同

一、檢舉年月日 昭和六年十月九日

一、關係教員の調査

藤井誠一

一、原因、動機

環境の影響あれども直接運動に参加するに至れるは中學時代の知人喜多幡爲三なる者より本年五月末當地に起りし貝卸工組合の労働爭議に就き其の敗因等興味ある談話を以て語られ次で階級闘争の實行運動に協力を求め

られ之に同意し遂に運動に携はるに至れるものなり、尙本人は私生兒にして現在身寄りなき不遇なる環境にあり、頭腦明晰研究心強きも自負心強く他に屈するを好まず品行又定まらざるものありき

一、兒童及同僚への影響

兒童に對し影響なしと見る能はざるも何等具體的證據を發見するに至らず、同僚に對しては全然なし

一、處置

目下收容中なるを以て取敢ず休職を命ず、追而判決後處分の筈

二、西本 勇

一、原因、動機

大體前記藤井の誘惑によるものと思料せらるゝも尙具體的事項を擧ぐれば左の如し

- 一、文藝を好み在學中より思想方面の研究に興味を有せること
- 二、長兄が思想的讀物に興味を有し階級意識を培ひし事
- 三、家産傾き家計昔日の如く裕ならざること
- 四、學校に於て職員と妥協を欠き操行良からず從て地位安定を欠くこと
- 五、藤井と同級にして其の勸説を受けしこと

一、兒童及同僚教員に對する影響

兒童には影響ある見込なるも具體的證左を發見するに至らず同僚間には影響なし

一、處置

藤井と同様休職中、正式處分は判決後決定の筈

三、藤本 淳太郎

一、原因、動機

一、社會科學に興味を有せしこと



- 二、藤井と同級なりし關係上勸説を受けたること
- 三、家庭は貧困といふに非ざれども師範入學以來學資の爲めに可なりの負債を作り家計稍々困難の状態にあり
- 一、児童及同僚への影響  
全然なし

一、處 置

前者と同様、休職中

四、二河田忠治

一、原因、動機

一、藤井と郷里近く赴任の際汽船を共にし誘惑を受けたるに始まるものなるが結局藤井の熱心なる勸説に依るものと見らる

二、任地に關する不満

一、児童及同僚教員に對する影響

未だ働き掛くるに至らずして檢舉さる

一、處 置

前者と同様休職中

六、一〇、二八警察報

標記の事件取調べの結果本月二十六日被疑者二十二名を（身柄送致七名）一件記録と共に和歌山地方裁判所検事局へ送致せり

記（教員のみ記載）

小學校訓導

藤 井 誠 一

二四

身柄送局

同	西 本 勇	二三	同
同	藤 本 淳太郎	二四	同
同	二河田忠治	二三	同

〇佐 賀 縣

思想客疑小學校訓導に關する件

六、四、二三警察報

佐賀縣東松浦郡北波多村芳谷尋常高等小學校訓導

池 田 吾 三

右は昭和三年三月福岡縣朝倉中學校卒

昭和五年三月佐賀師範二部卒 芳谷小學校訓導拜命

本名は早くより社會科學の研究に志し居りたるものゝ如く多數のマルキシズム文獻等を所持し常に研究に耽り共產主義を信奉するに至りしものなるが常に校内の統制に服せず時に現代社會制度を呪詛するのみならず修身國語歴史等は總て是虚偽にしてブルジョア擁護の爲の反動的偽囈教育なりと極論し最近に至りては朝禮式遙拜の際に於ても單り最敬禮を爲さず得々たるものあり教育者として不適任にして將來思想的轉換は容易に望まされるのみならず近來更に思想的煩悶の結果缺勤勝ちと爲り神經衰弱症の故を以て退職願出たるを以て四月二十日付退職せしめたり

六、四、二五警察報

二十四日同校々長より退職辭令の交付を受け本日午後本籍地福岡縣へ向け出發せり

六、六、一〇學務報

警察報に同じ

本名の愛讀せる書籍

- 一、國體に對する疑惑
- 二、天皇とプロレタリア
- 三、クロボトキン
- 四、日本前史
- 五、唯物史觀
- 六、藝術と無産階級
- 七、日本はどうなるか

### ○沖繩縣

#### 小學校教員の左翼運動に關する件

##### 六、四、二八警察報

##### 一、經過

中心人物眞榮田之瑛は昭和四年十月上京し關東自由労働者組合執行委員たりし志多伯克進並眞榮田三益と共に労働同盟沖繩對策協議委員會を開催し共產主義に準據したるテーゼを決定し昭和五年歸縣せり而して同縣に於ける左翼運動は

- 1 農村を中心とする貧農の獲得
  - 2 都市の手工業的職業組織
- を左翼化し近代的労働者を組織化するを急務となし志多伯の歸縣により共同して昭和四年春社會科學研究會事件に關して退職となりたる教員平良文吉を通じ同事件にて處分せられたる他の小學校教員を誘ひ讀書會を再建しテーゼを作製し

##### 一、農村青年の左翼化

##### 二、小學校教員の教育労働者組合

を組織せんとし第一回の設立總會を一月三日開催せり參集者十三名にしてテーゼを可決し眞榮田の「教育労働者組合に就ての一考察」と題する二種のプリントを配布して同意を求め區域を四地區に分ち毎月第一土曜に中央委員會を開くことに決定したり各地區には新興教育の讀書會を設立すべきこと及中央指導部に對し毎月若干の維持費を納むること名稱を「オイル」と命名すること(沖繩教育者労働組合をエスベラントに譯し Okinawa Ins-truido Laborists)等を決定、一月十日(土)中央委員會を開き維持費の件、新興教育讀書會確立の件等を協議尙一方眞榮田は無産青年支局設置を上京中に打合せ昨年五月頃より毎號十部十月より十五部送附を受け同志に配布せり、關係小學校教員十七名に對し何れも休職に命じ置きたるが刑の確定を持ち嚴正なる處分をなす方針

#### 關係小學校教員

十七名

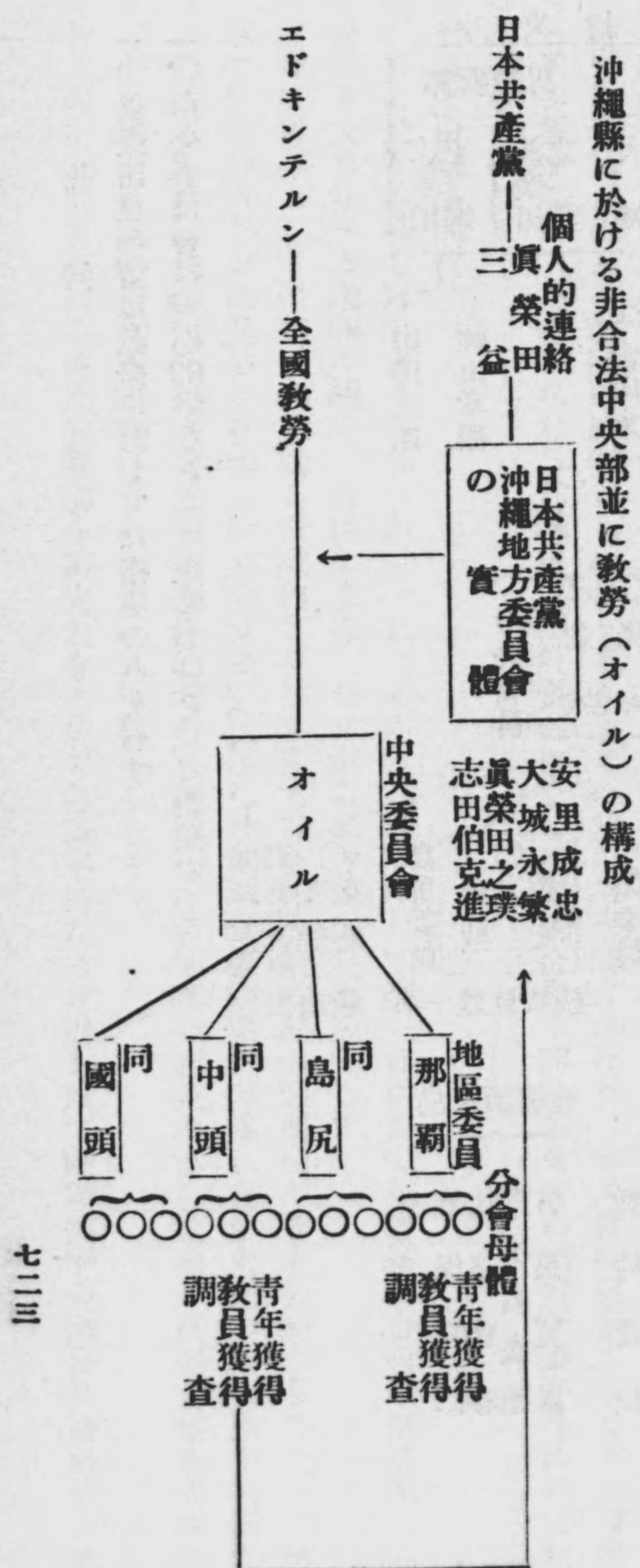
處分	日附	司法處分	氏名	勤務小學校
六、九、一〇懲戒免職		起訴猶豫	宮里孝助	那霸市松山尋小訓導
同		同	金城徳安	島尻郡第一豊見城尋高小訓
同		同	山城文盛	中頭郡與勝尋高小訓
同		同	島袋良繁	國頭郡兼次同
同		同	島袋雄吉	中頭郡津堅同
同		同	比嘉盛雄	同 宮城同
同		同	比嘉盛雄	同 平安座同
同		同	外間榮吉	同 宮城同
同		同	小橋川齊	同 尋訓



- 4 國內及び國際に於ける教育労働者組合運動の戦線統一を期す
- 三、教育労働者組合は當面如何なる闘争を展開すべきか（要求事項抄）
  - 1 教員の誠意反對
  - 2 本人の意志によらざる轉任反對
  - 3 減俸及び初任給引下げ昇給停止強制寄附による實質上の減俸反對並に其の増額軍××教育に對する闘争
  - 34 宗教教育に對する闘争
  - 56 現存公民學校の廢止プロレタリア貧農青年を中心とする公民學校の創設
  - 57 資本家地主のファシスト的青年訓練所、官製男女青年團、在郷軍人會、消防隊、資本家地主的スポーツ團體の廢止
  - 70 兒童のストライキ權獲得、出缺席の自由
  - 76 勞農少年團の組織
  - 77 教育労働者組合の組織並に活動の自由
  - 79 教員の罷業權獲得
  - 80 十八才以上の男女教員の選舉權の獲得
  - 81 言論集會結社出版の自由
  - 85 勞働組合農民組合との共同戦線統一
  - 86 國內教育労働者組合の戦線統一
  - 87 國際教育労働者組合の戦線統一
  - 88 帝國主義××危×に對する闘争
  - 89 ソヴェート聯邦の××

92 解放運動犠牲者及其の家族の救護  
五、組織は×合法的單位に

教育労働者組合の組織單位は原則として學校分會だ、情勢に應じて例へば一村三校分會總數（主席を除いて）十  
一二名居るやうな所では三校一分會が初期の闘争には便宜であり數分會が集つて地區的にし我々の場合には市町  
村別にする事は出来るものではない、組織、擴大に便宜のやう自由自在に地域を區分して支部を構成し數支部  
は同しく地域的に集つて地方協議會の組織に進むことだ支部と言ひ地方協議會と言ひやがては全國的單一教育勞  
働者組合のそれになることであらふとの假想だが名稱はなんでもよい、教育労働者組合の頭に地方名をつけるの  
が適當であらう、唯其の組織は上述の線に沿ふて進むべきだ同僚の初歩的な獲得は個人的接觸による日常的不平  
不滿（減俸其の他の機會には勿論）の激發を中心としてアジプロを通して左翼雜誌等の讀書會ややさしいテキス  
トの研究會とかへの組織が一般普通であらう





ものにして理由説明の中に階級闘争の必然性を高調し既成指導方針の清算、青年大衆の特殊的要求に依る自主的  
青年團の確立等を主張せるが其の間同縣青年團員に依て理由書を印刷せるビラを配布せり、大多數の青年の間  
に於ては説明者の過激なる言辭等が極左一流の戦術によりアジプロの意味を含みたる爲反感と嫌惡と響燈とを買  
ひ反駁と撤回、即決否決の動議の中に議場は混亂紛糾し一時休憩となり再會後議場混亂の中に即決否決となりた  
り第二日に於て各青年の個人研究發表を行ひたるが其の際同じく長野縣聯合青年團員奥村卓美は「青年團の階級  
分化」と題する研究を發表せり

右要旨

- 一、青年團は自然發生的歴史を持つて居るが資本主義發達過程に於いて其の特徴を發揮した
  - 二、青年團の組織は年齢條件以外規程されない総合的教養團體であるそれはその條件のみで固定化さるべきでな  
る
  - 三、現實の社會は階級支配の社會であるその客觀狀勢の中に青年團の本質も階級化されつゝあり亦現にそうであ  
る
  - 四、これは二つの階級に分化するそれは客觀條件の成長と青年の意識の成長高揚に依つてそれを明にする  
其の内容は
- 社會の經濟組織分化に伴ひ青年團も無産有産の對立を止むなくせられ階級的に二大分化を行ふは世界の趨勢よ  
り見て明なる事實なり、昨日本縣より提出の議題を即決否決せられたるも青年團の階級分化は必然的にして近  
き將來に於て諸君の足下より起るは必定なり  
との意味の發表をなせり

### ○神奈川縣

#### 愛國「デモ」に関する極左分子活動の件

六、一一、二四警察報

横濱市聯合青年團に於ては滿蒙問題を契機とし愛國思想普及の目的を以て十二日の青年紀念日を期し中等、専門  
學校生徒青年訓練所、在郷軍人、女子青年團等を動員愛國行進を行ひたる處之に對し極左分子は日本共産青年同  
盟神奈川縣委員會署名の不穩ビラを市内各公私立男女中等學校、専門學校構内各所に二十日夜貼撤布し又市水島  
教育課長宛右ビラの外「愛國デモの主魁水島教育課長を銃殺せよ」との脅迫文を寄せ二十二日の右行進當日に又々  
「社會青年同盟横濱支部準備會」署名の不穩ビラを約二百枚撤布したるを以て行爲者菊地庄五郎責任者佐々木武夫  
の兩名に檢束を加へ目下取調中なり  
因に右兩名は青年團員なりや否やに就きては不明也

### ○長崎縣

#### 長崎無産青年同盟發會式舉行に関する件

六、五、一八警察報

五月十六日午後八時より發會式舉行十一時散會  
社會民衆黨應援

會同者	在長崎日本海員組合員	六
	長崎印刷技工協會員	一九
	社民黨長崎支部員	三
	長崎勞動組合員	一三

計 三二名  
司會者 社會民衆黨員 平 山 三千 穂  
各役員の選舉 以上

七二八

## ○新潟 縣

### 小學校統一に付反對學區民の騷擾に關する件

#### 六、三、二三警察報

北蒲原郡京ヶ瀬村長は一月二十四日村會を召集昭和六年度豫算編成打合會を開催し京ヶ瀬、駒林、前山の三小學校、補習學校並青年訓練所を統一し村費節減を圖るべく提案せる處一部區民は統一反對陳情、示威運動等を爲しつゝありしが二月二十八日の村會に於て遂に統一案可決せらるゝや縣當局への陳情、村民大會等を催し反對氣勢を揚げ騷擾を醸成せり

#### 六、三、二七警察報

前報騷擾事件は同村駒村學區内の地方的思想團體にして極左と目すべき北越無産青年同盟の會員二十餘名の内七名が統一反對運動實行委員中加入居りたる爲惹起せるものと思料せらる而して三月二十三日約二百五十名の區民集合し警察官に對し暴行を加へたる爲左記の如く多數檢束者を出せり

檢束者

第一回 十一名

第二回 北越無産青年同盟執行委員長鎌田兵三郎外七名

第三回 十八名

第四回 三月二十五日 六名

第五回 同 四名

第六回 同 二十六日 五名引致三名拘引 (七名拘留狀を發す)

尙引續き取調中なるも本件は取調の進捗に伴ひ尙相當擴大の見込に有之而して本事件の直接原因は小學校統一に對する反對運動の結果なれとも一面同字内地方的思想團體たる北越無産青年同盟員が小學校、統一反對運動と自己の擴大強化運動とを結着して純眞なる區民を煽動し右の如き大事件を敢行せしむるに至りたるものと認めらる

#### 六、四、二警察報

三月三十一日附和隨行者陸仁次郎外四十五名引致取調

同 十一名同

四月一日同 田邊徹外六十四名同

何れも即日放還

### 全農上越農民學校開校に關する件

#### 六、六、二三警察報

管下全農縣聯上越地區に於ては豫て農民學校開設計畫中の處中頸城郡和田村大字下箱井青年會館の落成を期し開校式を舉ぐべく案内狀並規約(左記)を關係方面に配布準備の上二十一日午前十一時二十分より新築成れる右會館に於て全農中央執行委員長杉山元治郎を迎へ開校式を舉行し午後零時三十分式を閉ぢ引續き午後二時四十分より記念演說會を開催同六時終了せるが何等警察上の事故なく平穩裡に終了せり、尙開校式の模様、發表せる學校職員並學校關係者、杉山元治郎の動靜並本人のなせる演說の内容等左の如し

一、開校式の模様

七二九

1 時間 午前十一時三十分開式午後〇時三十分閉式

2 出席者 約六十名

3 開會 式前農民歌合唱をなし先づ植木源吉郎開會の辭を述べ次で沼田雅治經過報告をなす、次に祝辭演説に移り

イ、全農和田村下箱井外三字班代表

ロ、全農島田支部代表

ハ、大衆黨上越協議會代表

ニ、新道村代表

ホ、全農縣聯青年部代表

ヘ、高田労働組合準備會及大衆黨高田支部代表

ト、全農大衆黨縣聯合會書記長

チ、全農農民組合中央執行委員長

の八名簡單なる祝辭を述べたり

二、學校職員並學校關係者の氏名(鈴木吉次郎報告)並記念演説會

- 願問 杉山元治郎
- 校長 植木爲治
- 主事 山田信十郎
- 評議員 瀧本常吉
- 同 丸山新吉
- 同 齋藤光雄
- 同 廣澤信一郎

- 植木總治
- 瀧本常吉
- 瀧本常吉
- 南保久吉
- 高野文春
- 永井勝治
- 三宅正治
- 杉山元治郎

- 同 假澤禎治郎
- 同 永井勝治
- 同 三宅正一郎
- 同 今井隆一郎
- 同 稻村隆一郎
- 同 細野三千雄
- 同 竹内五郎
- 同 沼田雅治
- 同 植木源吉郎
- 無題 瀧本利雄
- 同 鈴木吉次郎
- 同 植木總治
- 同 植木善吉郎
- 同 瀧本善吉郎
- 同 沼田雅治
- 同 永井勝治
- 同 三宅正一郎

續いて學生委員會報告をなし瀧本十一郎は維持に付て特に地元下箱井、丸山新田、下新田等の組合員の奮起、後援を希望し次に校長植木爲治校長就任の挨拶をなす、植木の就任の挨拶に次で植木信次郎別記内容を有する宣言を朗讀し最後に山田信十郎閉會の辭を述べて式を閉ち引續き二時四十分より記念演説會に移る同演説會は午後六時終了し聴衆約四十名にして辯士並に演題左の如し

農民學校開設に際し  
危険と戦ひ  
世界恐慌と其の打開策



階級運動と消費組合 杉山元治郎

三、杉山元治郎の動靜並本人がなせる祝辭演説内容

本人は演説會終了後高田市の基督教座談會に臨み或は三條に於ける消費組合組織講習會の講師となり或は又爭議批判演説會に出演する等の行動ありたり因に本人のなせる祝辭演説（開校式一日）の内容左の如し

「自分は組合本部を代表し此の式に臨んで祝辭を述べざるを得る事を欣ぶものである本地区に於て他に率先して本校を開設せらるゝは感謝に堪えない既成政黨では漸次好景氣に向ふ様に言ふが左様ではなく資本主義が没落して新しき社會に働きつゝある過程である現在の教育は資本主義教育であつて反動教育に外ならず然るに資本主義制度は没落過程にあり乍ら之を引延さうとし學生に無理に古典をよませ思想を古代に引き戻さうとしてゐるとき今や無産階級は資本主義に代つて天下を取る時期である依てお互は眞の教育より出發して眼覺めたる新しい社會に對する研究をなされん事を望むものである」尙引續き開催せられたる記念演説に於ては「解放運動の一部として經濟的運動をなす必要あり此の爲めには從來の産業組合、購買組合等の如き中産階級の保護（實は資本家の爲めの）を目的とするが如き組合に非ざる眞に無産階級の爲めの組合（消費組合）を結成する必要がある」といふ如き内容の演説をなせり

四、宣言内容

「上越農民學校學生委員會は本日の開設に際し全國の戰闘的労働者農民諸君に宣言する俺達はよくも間違つたことばかり教へられて来たものだ「稼ぐに追付く貧乏なし」「正直の頭に神宿る」等……皆んな嘘だ俺達は今迄すつかり欺瞞され續けて来た、だから今立上つたのだ俺達は向後益々武器を鍛へてブル階級に對抗して行かねばならぬかくしてこそ我等は勝ち得るのだ未來はプロレタリアのものだ俺達青年のものだ上越農民學校萬歳」

一九三一年六月二十一日

上越農民學校學生委員會

五、上越農民學校規約（原文のまま）

第一條 本校は上越農民學校と稱しこれを管理す

第二條 本校は全國農民組合上越地區において組織されたる組合員子弟に對し無産階級の立場よりする教育によ

つて階級意識の昂揚につとむ

第三條 本校に左の職員を置く

校長 一名 主事 一名 講師 若干名 評議員 若干名

第四條 校長は校務を總轄し主事は學生委員會の決定に基き庶務を處理し評議員は經營方法を決定す

第五條 本校に左の機關を置く

學生委員會 評議員會

第六條 校長主事講師は各機關に出席する事を得但學生委員會に於て票決權を有せず

第七條 學生委員會は全學生を以て組織し校長並主事の諮問せる事項につき決定を與ふ

第八條 學生委員會に諮問すべき事項左の如し

一、學校管理の方針並に方法

二、教授方針並に講師科目の決定

三、正規授業以外の會合その他の催し

四、其他必要と認めたる事項

第九條 本校を左の學部に分つ

一、青年部 二、婦人部 三、ピオニール部

第十條 本校の授業日數は左の通り定む

第一期（四月―七月、月三日）

第二期（八月―九月、月六日）

第三期（十月―十一月、月三日）

第四期（十二月―三月、月十日）

第十一條 本校の課目は左の範圍に於て定む

讀本、作文、時事問題、農村問題、農民運動論、社會運動史、文學

第十二條 本校の經費は全農上越地區の支出により評議員會これを決定す

追て右條項中第九條のピオニールの字句は不穩當なるを以て事前檢閲の上主任者に注意したる處少年部と改めたり

以上

六、八、一九學務報

七月二十四日付を以て全農上越農民學校開設に關し左記各項につき回報を求めたる處左記の如く回答ありたり

記

一、認可の有無 認可せず

一、青年部、婦人部、少年部の人員並に教授課目

1 四部制(青年部、婦人部、少年部、ピオニール部)現在は青年部のみにて部制は形式的名義に過ぎず混合一齊教授なり

2 人員百五十餘名、別に名簿等なき模様にして無産黨員の概數ならん

3 出席狀況毎同約四十名にして女子の出席殆んど無く且つ出席漸減の傾ある爲め勧誘に是努め時に強制的手段を講ずることあり

一、教授の狀況

1 講師は上越無産黨出張所常任書記沼田某

2 教科書 「無産讀本」沼田のパンフレット(七〇頁)代價三十錢

3 内容 政治經濟學、マルクス資本論、労働史、社會運動史  
教則細目等なし

4 生徒は理解困難なる爲め一般に居睡に耽る様子

一、學生委員會の内容並目的

記すべき事項なし

一、之に對する措置

名稱は學校と稱するも中頸城郡和田村大字下箱井青年會館(四間に七間の平家建)を借館して開く所謂講習會、講演會の如きものにして無産黨の一種の會合と認められ學校組織とは認められず

○栃木縣

栃木縣無産青年同盟結成大會狀況に關する件

六、一、一六警察報

昭和六年一月十五日結成大會開催

一、出席者

全國大衆黨青年部員 六七名

傍聽者 二〇名

計 八七名

一、順序

開會の辭

役員の選舉

議長挨拶

書記長、書記の任命、役員詮衡委員の任命

祝電朗讀

經過報告

綱領、宣言の決定

議事抄

- 三、教育方針確立に關する件
- 五、ピオニール組織確立に關する件
- 七、青年訓練所廢止に關する件
- 八、帝國主義戰爭絶對反對の件
- 九、官製青年團打倒に關する件
- 一〇、反動教育徹底的排撃の件

## ○奈 良 縣

### 小學校兒童間に於ける差別問題に關し部落兒童の同盟休校に關する件

#### 六、三、三警察報

一、管下南葛城郡掖上村柏原北方部落の兒童は舟木事件（舟木醫師の差別事件）の刺戟によりプロレタリア少年團を組織し曾て掖上小學校兒童間に於て發生せる差別事件の解決に不満を抱き吾等小學兒童の問題は自ら處理し第三者の援助を受けずと誇稱し居れる折柄又も二月末兒童間に於て差別事件發生せるより「部落兒童は同盟休校

せよ」との激文を二月二十七日前記少年團に於て部落内に配布し

二、二十八日部落の兒童約二百名餘は同盟休校し大字内西光寺に集合對策を協議し校長等の辭職要求等の申合をなしたり

三、學校當局並校長等は登校並解決に付奔走せるも之に應せず大字有力者、所轄警察署の登校諭旨により三月二日より登校することとなり大字内要所に掲出せり

四、三月二日はプロレタリア少年團幹部等十一名は引續き休校せるも他は全部登校し三日に至り右幹部全部も登校せり而して學校當局との交渉は今後大字水平社幹部の手に於てなす模様

### 差別問題に關る兒童の同盟休校に關する件

#### 六、三、七警察報（第一報）

一、北葛城郡陵西村小學校に於ては本年一月以降八件十一人の差別事件發生し學校當局は之が對策に苦心しつゝある折柄去る二月二十八日又もや同校兒童間に差別事件あり依て水平社は失言者を糺彈せんとす（前記掖上村プロレタリア少年團の策動あり）

二、被差別兒童は三月二日登校し教員に差別事件を告げたるより學校當局は事實調査をなすと共に保護者に陳謝方を懇請す

三、被差別者中の水平社父兄は幼兒の無意識なる言辭を捉へ或は全然無根の事實迄も問題化し學校及村當局が事件の擴大を恐れて真相の如何に不拘父兄に謝罪方を懇請するに乘じ、増長し演說會謝罪ビラ配布等の要求をなすに至る

四、斯の如き状態にては幼き兒童を安心登校せしむること得ずとて男女兒童約四十名を五日より同盟休校せしむ尙同學區の外他大字にも波及する模様

#### 六、三、九警察報（第二報）

一、陵西村小學校兒童の同盟休校は六日に至り北市場の外新田及領家の二大字に波及し同盟休校兒童は六日は六十

- 六名、七日は六十七名に達す
- 二、五日の同盟休校以來學校當局は放課後休校兒童の家庭を訪問し極力登校方を督促せるも各父兄は何れも表面は病氣欠席なりとの口實を設け之を拒絶す
- 三、一方陵西水平社支部若林市太郎及全農藤本忠良等は六日校長を訪ひ今回の盟休は我々を差別する表現である依つて市場兒童も休校せしめ學校は獨立して建築する外なしと抗議す
- 四、盟休側父兄は六日會合し善後策を協議せる結果「今後登校せしむるとせば學校の出來事は學校で處理し斷じて家庭に累を及さぬ様充分監督され度い」と校長及村長に交渉したるに村長は他の用務にて差支の爲面談せざりし處斯かる重大問題に對し村長は冷談なりと村長反對の氣勢を揚げんとす
- 六、三、九警察報 (第三報)
- 一、盟休兒童父兄代表四名は八日校長宅に村長、校長と面接同夜更に代表十名會合協議の結果五年生以下の年少兒童の悪口に對し今後差別問題として取扱はざる様交渉の上登校することとし解決を待たず九日より全部登校するに至る
- 二、然るに又同村大字野口、出屋敷の兒童約六十名中四十名は九日より同盟休校するに至れり
- 六、三、一警察報 (第四報)
- 一、九日同盟休校せし大字野口、出屋敷の兒童は學校當局の努力により十日より全部登校するに至る
- 二、村長及校長は盟休父兄の要求に基き十日水平社支部長を訪ひ之か意見を述べたるに支部長は各幹部と協議の上回答することとす

### ○愛知縣

#### 左傾的少年團の組織行動に関する件

##### 六、一、九學務報

名古屋市西區に事務所を有する勞農黨名古屋城西支部準備會に於て支部長飯田正行及幹事近藤輝美等主となり昭和五年十一月初旬頃より附近在住小學生七、八才より十二才位迄の者十數名を誘導し土曜、日曜日等事務所に集合せしめ赤旗の歌並に階級闘争的漫畫等を謄寫の上兒童に配布し尙十一月十六日の日曜日を利用し兒童の結束を鞏固にする目的の下に遠足運動を企圖せんとしたるを以て支部長を懇諭し任意中止せしめ之と同時に兒童保護者に對しては所轄署をして時々注意を促し極力之か結成の防止に努めたる結果其後事務所に集合する者殆ど無く現在に於ては立消の状態なり

#### 要注意壯丁の教育調査答案に関する件

##### 六、八、六警察報

本籍 本縣駿東郡金岡村中澤田五二  
住所 沼津市追手町四〇九全農縣聯事務所内

植松七之助

明治四十一年十二月一日生

右は本年徴兵検査に相當し客月二十五日縣立沼津商業學校内徴兵署に於て徴兵検査を受け丙種合格となりたるものなるが當日の言動常人と變りし處なしと雖「文部省壯丁教育調査問題」用紙に記入せる答案は相當注意を要するものあり一例を與ぐれば左の如し

次の各文書を読んで次の各問題について答を書きなさい

一、社殿の後に廻ると其處は廣々とした梅林で幾百本とも知れない古木が咲續いてゐる白梅は今ちやうど眞盛りであるが其の間に咲きかけの紅が點々と交つて美しい。茶屋に休んで名物の餅を食べてゐると不意にかん高い鳥の聲が聞えた。茶屋のおばあさんに尋ねるとそれは園内に飼つてある鶴の聲であつた。